

2023

地域支えあい推進部 事業概要

令和 5（2023）年度版



[利用にあたって]

- 本事業概要は、原則、令和4年度実績を基に作成しているものであり、掲載は令和4年度事務事業順としている。
- 令和5年4月以降、制度や組織改正等により変更があった場合は、適宜変更後の内容を記載している。
- 本文中の中部・北部・南部・鷺宮との表記は、すこやか福祉センターを示している。また、医療系専門職とは、保健師、歯科衛生士、栄養士、助産師、看護師を示している。
- 「事業開始」の欄は、原則当該事業を開始した年月を記載している。事業開始が古い場合や、事業の性質上事業開始が明確に特定できないなどの場合は「-」で表示している。
- 「事業担当」の欄は、令和5年度担当所管を示している。
- 「関連資料」の欄については、本事業概要内で関連する項目や資料等を掲載している。

目次

地域支えあい推進部の沿革.....	1
地域支えあい推進部組織一覧.....	3
地域活動推進課所管事業.....	9
I 地域活動企画調整.....	9
I-i 地域活動企画調整.....	9
II 地域施設.....	10
II-i 地域施設の整備及び営繕.....	10
III 地域自治活動.....	12
III-i 区民活動センター調整.....	12
III-ii 町会・自治会等活動推進.....	13
III-iii 老人クラブ運営助成.....	15
III-iv 保護司会等支援.....	16
III-v 中野区赤十字奉仕団活動支援・日本赤十字社東京都支部中野区地区事務.....	18
III-vi 中野区募金委員会支援.....	20
IV 公益活動推進.....	21
IV-i NPO等地域公益活動支援.....	21
IV-ii 地域の担い手育成事業推進.....	25
V 地域支えあい活動支援.....	27
V-i 民生委員・児童委員活動支援.....	27
V-ii 地域支えあいネットワーク調整.....	29
V-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査.....	31
地域包括ケア推進課所管事業.....	33
I 地域包括ケア推進.....	33
I-i 地域包括ケア体制整備.....	33
II 基幹型包括支援.....	35
II-i 地域包括支援センター.....	35
II-ii 地域包括支援センター機能強化.....	36
III 在宅療養推進.....	37
III-i 在宅療養推進.....	37
III-ii 認知症対策推進.....	39
介護・高齢者支援課所管事業.....	42
I 管理企画.....	42
I-i 介護制度運営.....	42
II 保険料・認定.....	44
II-i 資格・賦課.....	44
II-ii 介護認定.....	46
III 保険給付.....	48

III-i 介護保険給付.....	48 -
III-ii 給付適正化.....	53 -
IV 介護事業者.....	54 -
IV-i 事業者指導.....	54 -
IV-ii 事業者指定管理.....	56 -
V 高齢者サービス.....	58 -
V-i 高齢者健康支援.....	58 -
V-ii 高齢者安心生活自立支援.....	60 -
VI 高齢者支援基盤整備.....	63 -
VI-i 介護サービス基盤整備支援.....	63 -
VI-ii 事業者運営助成.....	66 -
VI-iii 介護サービス事業者育成・支援.....	67 -
VI-iv 中野区福祉サービス事業団.....	69 -
VI-v シルバー人材センター支援.....	73 -
VII 介護予防推進.....	74 -
VII-i 総合事業推進.....	74 -
VII-ii 住民活動支援.....	79 -
すこやか福祉センター所管事業.....	80 -
I 庶務.....	80 -
I-i すこやか福祉センター運営.....	80 -
I-ii 区民活動センター管理.....	81 -
I-iii 高齢者会館等管理運営.....	82 -
II アウトリーチ推進.....	84 -
II-i 個別相談支援.....	84 -
II-ii 地域社会資源ネットワーク.....	87 -
II-iii 潜在ニーズ・課題発見.....	88 -
II-iv 地域ケア会議.....	89 -
II-v 地域支えあいネットワーク推進.....	90 -
III 保健福祉包括ケア.....	92 -
III-i 保健福祉相談総合調整.....	92 -
III-ii 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）.....	94 -
III-iii 精神保健相談・支援.....	95 -
III-iv 難病相談・支援.....	96 -
III-v ひきこもり相談・支援.....	97 -
III-vi 地域在宅療養等相談・支援.....	98 -
III-vii 妊娠出産トータル支援.....	99 -
III-viii 母子保健事業.....	104 -
III-ix 養育・発達支援.....	109 -
III-x 栄養・歯科支援.....	112 -

Ⅲ-xi 地域健康活動支援.....	- 115 -
Ⅲ-xii 地域介護予防・健康生きがいづくり.....	- 116 -
地域支えあい推進部施設一覧.....	- 120 -
すこやか福祉センター一覧.....	- 120 -
高齢者施設（旧高齢者福祉センター）等一覧.....	- 120 -
高齢者会館一覧.....	- 121 -
区民活動センター一覧.....	- 122 -
地域包括支援センター一覧.....	- 123 -
障害者相談支援事業所一覧.....	- 124 -
介護保険施設一覧.....	- 125 -
通所介護事業施設一覧.....	- 125 -

地域支えあい推進部の沿革

平成 20 年 3 月に、「(仮称)すこやか福祉センターの開設及び仲町小学校跡施設活用整備に関する基本方針」を策定し、子どもや高齢者、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、生涯にわたる健康づくり、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援するための、地域づくりの拠点施設として(仮称)すこやか福祉センターを、仲町小学校跡地への設置を皮切りに、区内 4 つの日常生活圏域に順次設置することとした。

平成 22 年 7 月に中部すこやか福祉センターを設置した。次いで、平成 23 年 4 月に北部・南部・鷺宮の各すこやか福祉センターを開設するとともに、地域支えあい推進室を新設し、室の経営等を担う地域活動推進分野と 4 所のすこやか福祉センターで構成する組織とした。各すこやか福祉センターには、地域活動支援や見守り支えあい推進等を担う地域支援分野と保健福祉包括ケアや地域子ども家庭支援等を担う地域ケア分野を設置した。

平成 23 年 7 月、15 か所の地域センターを再編し、地域自治の拠点として区民活動センターを 15 か所設置するとともに、5 か所の地域事務所(区民サービス管理部所管)を設置した。区民活動センターの運営は、地域の自主性・自立性に基づいて行われるよう、自治活動や公共・公益活動の推進、地域団体の連携等の業務について、地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会に委託した。

平成 28 年 4 月、地域包括ケアシステム構築と推進のため、地域包括ケア推進分野を新設し、地域支えあい推進室は 4 分野の構成となった。

平成 30 年 12 月、子どもと子育て家庭、障害のある人等、支援を必要とする全ての区民を対象とする地域包括ケアシステムの構築と推進を図るために、地域包括ケア推進担当部長を配置した。

平成 31 年 4 月、地域支えあい推進部に名称変更。同時に、高齢者における地域包括ケアシステムの推進に必要な施策・事業を一体的に進めるため、介護保険事業と高齢者サービス等に係る事業について、地域支えあい推進部に移管した。加えて、すこやか福祉センターの機動力、効率性の向上、より一層のアウトリーチ体制の推進を目指して、地域ケア分野と地域支援分野を統合した。また、地域子ども施設調整事務、児童館、ふれあいの家、キッズプラザ及び学童クラブの所管を子ども教育部へ移管した。

令和 5 年 4 月、区民活動センターとすこやか福祉センターに関する企画・調整及び庶務機能等を高めることを目的に、地域活動推進課の下に区民活動センター(地区担当係)を、地域包括ケア推進課の下にすこやか福祉センターを事業所として位置づけた。また、区民活動センターに関する企画・調整機能として、区民活動センター調整担当係長を配置、すこやか福祉センターに関する企画・調整機能として、すこやか福祉センター企画調整係を新設した。加えて、すこやか福祉センター圏域にあわせて、地区担当課長及びすこやか福祉センター担当課長(すこやか福祉センター所長兼務)を配置した。さらに、すこやか福祉センターの企画・調整機能として、すこやか福祉センター調整担当課長を地域包括ケア推進課に配置した。

これまでの地域支えあい推進部の組織改正や、取組の主な経過は以下のとおりである。

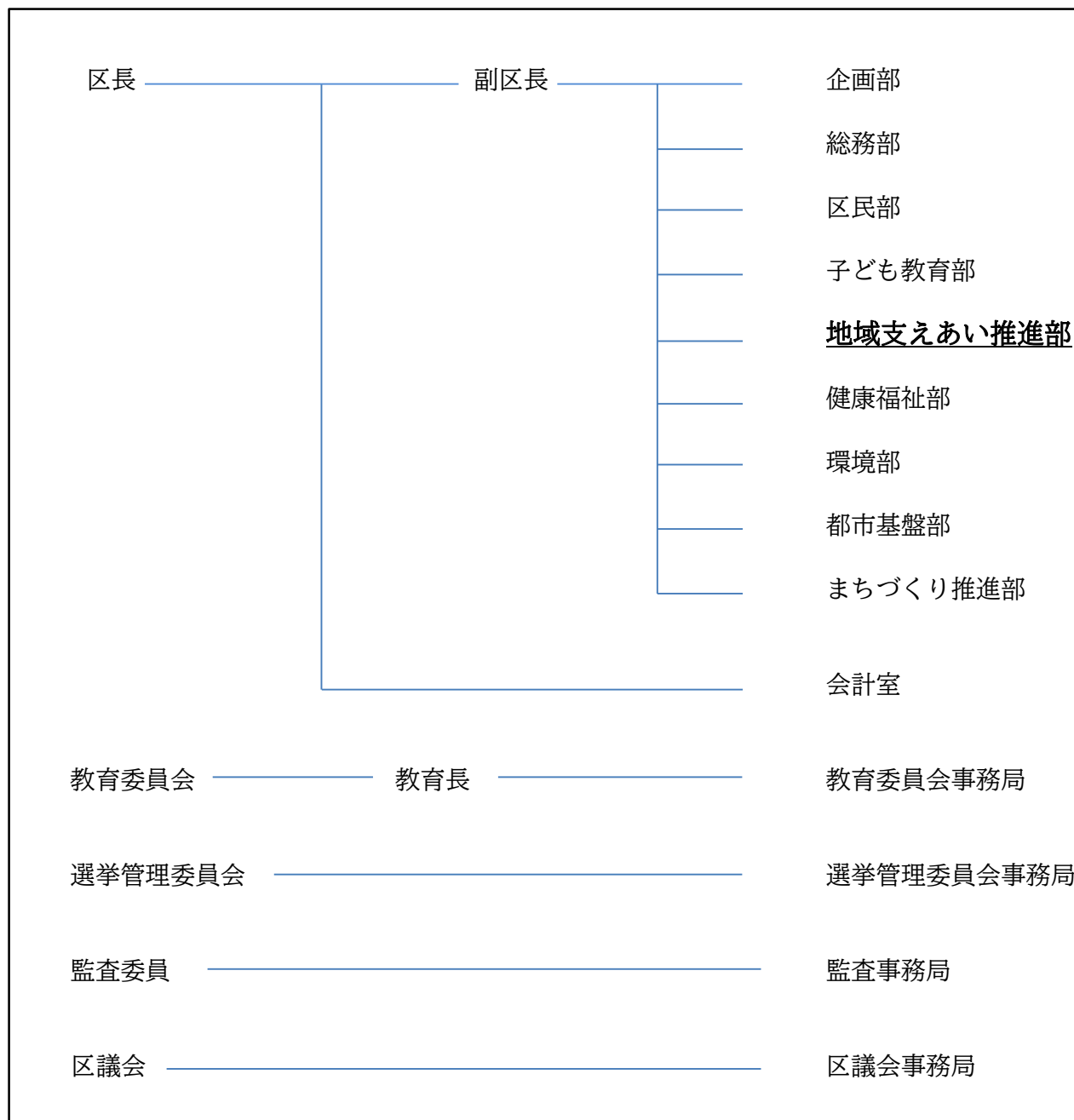
- 平成 22 年 7 月 ・ 中部すこやか福祉センター開設
 - ・ 中野地域包括支援センターの移転及び中部と南部圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成 23 年 3 月 ・ 「区民活動センター条例」、「地域事務所設置条例」制定
 - ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」制定
- 平成 23 年 4 月 ・ 地域支えあい推進室の新設
 - ・ 北部・南部・鷺宮すこやか福祉センター開設
- 平成 23 年 7 月 ・ 区民活動センター(15 か所)開設
- 平成 23 年 8 月 ・ 北部すこやか福祉センターに江古田地域包括支援センターを移転
- 平成 23 年 11 月 ・ 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、町会・自治会、民生委員等に「見守り対象者名簿」の提供を開始
- 平成 24 年 9 月 ・ 北部すこやか福祉センターに、北部と鷺宮圏域を担当する障害者相談支援事業所開設
- 平成 25 年 4 月 ・ 松が丘シニアプラザ開設
 - ・ やよいの園開設

- 平成 25 年 6 月 ・鷺宮区民活動センター分室開設
・本一高齢者会館移転開設
- 平成 26 年 4 月 ・堀江敬老館開設
- 平成 26 年 7 月 ・「災害時避難行動要支援者名簿」を地域本部（区民活動センター）及び防災センターに配備
- 平成 26 年 9 月 ・東京都水道局と「行政による支援を必要とするものに係る情報の提供に関する協定」締結
- 平成 26 年 10 月 ・鷺宮高齢者会館開設
- 平成 27 年 2 月 ・鷺宮すこやか福祉センター移転・開設
- 平成 27 年 3 月 ・公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部、中野区町会連合会と「区民の町会・自治会への加入の促進に関する取り組みについての基本協定」締結
- 平成 27 年 3 月 ・公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部、中野区町会連合会と「区民の町会・自治会への加入の促進に関する取り組みについての基本協定」締結
- 平成 27 年 4 月 ・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成 27 年 6 月 ・災害時避難行動要支援者名簿に基づき「災害時個別避難支援計画書」作成開始
- 平成 28 年 4 月 ・認知症初期集中支援チーム事業開始
- 平成 28 年 7 月 ・南部すこやか福祉センター（みなみらいず）移転・開設
・南中野地域包括支援センター移転及び南部すこやか障害者相談支援事業所開設
- 平成 28 年 9 月 ・南中野区民活動センター移転開設
- 平成 28 年 10 月 ・株式会社セブン-イレブン・ジャパンと「支援を必要とする人の支えあい活動に関する覚書」締結
- 平成 29 年 3 月 ・「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」策定
・日本郵便株式会社中野郵便局と「中野区と中野区内郵便局との地域における協力に関する協定」締結
- 平成 29 年 4 月 ・各区民活動センターエリアごとにアウトリーチチーム配置
- 平成 30 年 3 月 ・株式会社マチマチと「『マチマチ for 自治体』に関する協定」締結
・生活協同組合コープみらい、生活協同組合パルシステム、東京生活協同組合、北東京生活クラブ生活協同組合と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 平成 30 年 4 月 ・在宅療養相談窓口を地域包括ケア推進課に設置
- 平成 30 年 5 月 ・東中野区民活動センター移転開設
・社会福祉法人等と「災害時における協力体制にかかる協定」締結
- 平成 30 年 9 月 ・東京都住宅供給公社と「中野区と東京都住宅供給公社との都営住宅、公社住宅等の居住者の安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定」締結
- 平成 30 年 12 月 ・東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店 と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 平成 31 年 4 月 ・基幹型包括支援センター機能を地域包括ケア推進課に設置
- 令和元年 10 月 ・みずほ銀行中野支店・中野北口支店・鷺宮支店と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 令和 2 年 4 月 ・すこやか福祉センター、地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所の平日窓口取扱い時間を変更（午前 8 時 30 分～午後 7 時から午前 8 時 30 分～午後 5 時に変更）
- 令和 2 年 6 月 ・中野区町会連合会と「協働によるまちづくりパートナーシップ協定」締結
- 令和 2 年 11 月 ・若年性認知症相談窓口を地域包括ケア推進課に設置
- 令和 3 年 8 月 ・中野三丁目敬老館（民間施設）開設
- 令和 3 年 12 月 ・東京ヤクルト販売株式会社と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
- 令和 4 年 3 月 ・公益社団法人中野区シルバー人材センターと「高齢者等の見守りに関する協定」締結
・「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」策定
- 令和 4 年 12 月 ・西武信用金庫と「高齢者等の見守りに関する協定」締結
・明治安田生命保険相互会社と「地域包括ケアの推進に係る区民の健康と暮らしのサポートに関する協定」締結

地域支えあい推進部組織一覽

令和5年4月1日現在

区の組織における地域支えあい推進部



組織図（令和5年度）

地域支えあい推進部

地域支えあい推進部長（地域包括ケア推進担当部長）

地域活動推進課

地域活動推進課長

庶務係長

地域支えあい企画・財政調整担当係長（庶務係長）

地域施設係長

区民活動推進担当課長

地域支えあい活動支援係長

地域自治推進係長

区民活動センター調整担当係長

公益活動推進係長

事業運営担当係長（公益活動推進係長）

中部地区担当課長

東部地区担当係長（東部区民活動センター所長）

桃園地区担当係長（桃園区民活動センター所長）

昭和地区担当係長（昭全区民活動センター所長）

東中野地区担当係長（東中野区民活動センター所長）

上高田地区担当係長（上高田区民活動センター所長）

北部地区担当課長

新井地区担当係長（新井区民活動センター所長）

江古田地区担当係長（江古田区民活動センター所長）

沼袋地区担当係長（沼袋区民活動センター所長）

野方地区担当係長（野方区民活動センター所長）

南部地区担当課長

南中野地区担当係長（南中野区民活動センター所長）

弥生地区担当係長（弥生区民活動センター所長）

鍋横地区担当係長（鍋横区民活動センター所長）

鷺宮地区担当課長

大和地区担当係長（大和区民活動センター所長）

鷺宮地区担当係長（鷺宮区民活動センター所長）

上鷺宮地区担当係長（上鷺宮区民活動センター所長）

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進係長

事業創出担当係長

在宅療養推進係長

基幹型包括支援担当係長

すこやか福祉センター調整担当課長

すこやか福祉センター企画調整係長

地域保健政策担当係長

地域福祉政策担当係長

中部すこやか福祉センター担当課長（中部すこやか福祉センター所長）

アウトリーチ推進係長

管理担当係長

宮園高齢者会館長（管理担当係長）

昭和高齢者会館長（管理担当係長）

上高田高齢者会館長（管理担当係長）

- 東中野いこいの家館長(管理担当係長)
- 上高田東高齢者会館長(管理担当係長)
- 保健福祉包括ケア係長
- 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
- 地域子育て支援担当係長
- 北部すこやか福祉センター担当課長(北部すこやか福祉センター所長)
- アウトリーチ推進係長
- 管理担当係長
- 沼袋高齢者会館長(管理担当係長)
- 野方高齢者会館長(管理担当係長)
- 東山高齢者会館長(管理担当係長)
- 保健福祉包括ケア係長
- 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
- 地域子育て支援担当係長
- 南部すこやか福祉センター担当課長(南部すこやか福祉センター所長)
- アウトリーチ推進係長
- 管理担当係長
- 南部高齢者会館長(管理担当係長)
- しんやまの家館長(管理担当係長)
- 本一高齢者会館長(管理担当係長)
- 保健福祉包括ケア係長
- 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
- 地域子育て支援担当係長
- 鷺宮すこやか福祉センター担当課長(鷺宮すこやか福祉センター所長)
- アウトリーチ推進係長
- 管理担当係長
- 鷺六高齢者会館長(管理担当係長)
- 白鷺高齢者会館長(管理担当係長)
- 若宮いこいの家館長(管理担当係長)
- 若宮高齢者会館長(管理担当係長)
- 鷺宮高齢者会館長(管理担当係長)
- 保健福祉包括ケア係長
- 地域健康推進担当係長(保健福祉包括ケア係長)
- 地域子育て支援担当係長

介護・高齢者支援課

- 介護・高齢者支援課長
- 管理係長
- 計画担当係長(管理係長)
- 介護資格保険料係長
- 介護認定係長
- 介護給付係長
- 介護事業者係長
- 高齢者支援担当課長(介護・高齢者支援課長兼務)
- 高齢者サービス係長
- 高齢者支援基盤整備係長
- 介護予防推進係長

組織図（令和4年度）

地域支えあい推進部

地域支えあい推進部長
地域包括ケア推進担当部長

地域活動推進課

地域活動推進課長
庶務係長
地域活動企画調整係長
地域施設係長
区民活動推進担当課長
地域支えあい活動支援係長
地域支えあい活動推進担当係長
地域自治推進係長
公益活動推進係長
地域の担い手育成担当係長

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課長
地域包括ケア推進係長
地域包括ケア計画係長
在宅療養推進係長
基幹型包括支援担当係長

介護・高齢者支援課

介護・高齢者支援課長
管理企画係長
介護資格保険料係長
介護認定係長
介護給付係長
介護事業者係長
高齢者支援担当課長（介護・高齢者支援課長兼務）
高齢者サービス係長
高齢者支援基盤整備係長
介護予防推進係長

すこやか福祉センター

中部すこやか福祉センター所長
庶務係長
宮園高齢者会館長（庶務係長）
昭和高齢者会館長（庶務係長）
上高田高齢者会館長（庶務係長）
東中野いこいの家館長（庶務係長）
上高田東高齢者会館長（庶務係長）
アウトリーチ推進係長
東部区民活動センター所長（アウトリーチ推進係長）
桃園区民活動センター所長（アウトリーチ推進係長）
昭和区民活動センター所長（アウトリーチ推進係長）
東中野区民活動センター所長（アウトリーチ推進係長）
上高田区民活動センター所長（アウトリーチ推進係長）
アウトリーチ推進担当係長（東部区民活動センター）
アウトリーチ推進担当係長（桃園区民活動センター）
アウトリーチ推進担当係長（昭和区民活動センター）
アウトリーチ推進担当係長（東中野区民活動センター）
アウトリーチ推進担当係長（上高田区民活動センター）
地域ケア担当課長
保健福祉包括ケア係長

- 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長
 北部すこやか福祉センター所長
 庶務係長
 沼袋高齢者会館長(庶務係長)
 野方高齢者会館長(庶務係長)
 東山高齢者会館長(庶務係長)
 アウトリーチ推進係長
 新井区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 江古田区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 沼袋区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 野方区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 アウトリーチ推進担当係長(新井区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(江古田区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(沼袋区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(野方区民活動センター)
- 地域ケア担当課長
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長
 南部すこやか福祉センター所長
 庶務係長
 南部高齢者会館長(庶務係長)
 しんやまの家館長(庶務係長)
 本一高齢者会館長(庶務係長)
 アウトリーチ推進係長
 南中野区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 弥生区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 鍋横区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 アウトリーチ推進担当係長(南中野区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(弥生区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(鍋横区民活動センター)
- 地域ケア担当課長
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長
 鷺宮すこやか福祉センター所長
 庶務係長
 鷺六高齢者会館長(庶務係長)
 白鷺高齢者会館長(庶務係長)
 若宮いこいの家館長(庶務係長)
 若宮高齢者会館長(庶務係長)
 鷺宮高齢者会館長(庶務係長)
 アウトリーチ推進係長
 大和区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 鷺宮区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 上鷺宮区民活動センター所長(アウトリーチ推進係長)
 アウトリーチ推進担当係長(大和区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(鷺宮区民活動センター)
 アウトリーチ推進担当係長(上鷺宮区民活動センター)
- 地域ケア担当課長
 保健福祉包括ケア係長
 地域子育て支援担当係長
 地域健康推進担当係長

【部の職員配置】

令和5年4月1日現在（単位：人）

	総 数	管 理 職	一 般 事 務	福 祉	心 理	保 健 師	栄 養 士	理 学 療 法 士	技 能	短 時 間 再 任 用
総 数	227	13	123	34	4	40	4	1	0	8
地域支えあい推進部長	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地域活動推進課 （区民活動センター含む）	65	6	45	8	0	0	0	1	0	5
地域包括ケア推進課	18	1	9	3	0	4	0	0	0	1
中部すこやか福祉センター	25	1	7	5	1	10	1	0	0	0
北部すこやか福祉センター	25	1	6	6	1	10	1	0	0	0
南部すこやか福祉センター	20	1	6	3	1	8	1	0	0	0
鷺宮すこやか福祉センター	23	1	6	5	1	8	1	0	0	1
介護・高齢者支援課	50	1	44	4	0	0	0	0	0	1

地域活動推進課所管事業

I 地域活動企画調整

I-i 地域活動企画調整

1 事業の内容

(1) 地域支えあい推進部職員育成

地域支えあい推進部の政策目標達成や、職員一人ひとりの能力開発を推進するとともに、組織力の一層の向上を目指すための職員育成を計画する。

(2) 中野区再犯防止推進計画に基づく取組の推進

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として令和2年5月に策定した「中野区再犯防止推進計画」に基づき、計画の推進に必要な庁内及び関係機関等との協議・調整、普及啓発活動、職員・支援者研修等を行う。

2 事業の実績

中野区再犯防止推進支援者研修会の開催

支援機関等による再犯防止に資する取組の周知及び再犯防止に携わる支援者の情報共有やネットワークづくりの推進を目的とする研修会を実施した。

○内容：

- ・公益財団法人矯正協会理事長 講演テーマ「再犯防止施策における地域との連携」
- ・中野区保護司会所属の保護司による活動内容や相談支援等の体験談
- ・参加者同士による意見交換

○日程・会場：令和5年1月18日中野区産業振興センター

○参加者：犯罪・非行の防止、再犯の防止、立ち直りの支援等に関わる活動を担う団体及び関係機関等に所属する区民及び職員等 22人

関係法規	再犯の防止等の推進に関する法律
事業開始時期	
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	再犯防止推進計画（国） 東京都再犯防止推進計画 地域自治活動 III-iv 保護司会等支援（本事業概要）

Ⅱ 地域施設

Ⅱ-i 地域施設の整備及び営繕

1 事業の目的

区民が安全で快適に過ごせるよう、すこやか福祉センター、区民活動センター、高齢者会館の施設の整備を行う。

2 事業の内容

(1) 施設の整備等

施設建設整備計画に基づき、施設の概要（位置、規模、機能等）を検討し整備予定地の状況や周辺まちづくりの動向などについて調査する。施設概要と併せ具体的な整備スケジュールが決まった後に基本方針を策定し、続いて基本計画の策定、基本設計、実施設計を行い、施設建設を進めていく。

また、建設予定地等の維持管理を行う。

(2) 施設営繕

老朽化による破損や不具合の修理、段差解消やトイレの洋式化等、ユニバーサルデザインの考え方による施設の改修を行う。

3 事業実績

(1) 施設の整備等

【昭和区民活動センター整備基本計画の策定】

- ・ 整備地 中野区中野六丁目 16 番 20 号（現施設住居表示）
- ・ 敷地面積 1,223.90 m²（拡張用地含む）
- ・ 整備施設 昭和区民活動センター
- ・ 開設予定 令和 8 年度
- ・ 建替期間中の仮施設として温暖化対策推進オフィス跡施設（中野区中野五丁目 4 番 7 号）を使用

【温暖化対策推進オフィス跡施設整備実施設計委託】

- ・ 整備地 中野区中野五丁目 4 番 7 号（現施設住居表示）
- ・ 敷地面積 571.62 m²
- ・ 整備施設 すこやか福祉センター（昭和区民活動センター仮施設）、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所
- ・ 開設予定 令和 8 年度
- ・ 昭和区民活動センター仮施設として使用後、すこやか福祉センターを開設（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所併設）

【鍋横区民活動センター等整備基本方針の再策定】

- ・ 所在地 中野区本町四丁目 44 番地内
- ・ 敷地面積 1,087.19 m²
- ・ 整備施設 鍋横区民活動センター（高齢者会館機能含む）、地域包括支援センター、鍋横自転車駐車場
- ・ 開設予定 令和 9 年度

(2) 施設整備予定地の維持管理等

北部すこやか福祉センター予定地（沼袋小学校跡施設）、温暖化対策推進オフィス跡施設、鍋横区民活動センター等予定地について維持管理を行った。

【沼袋小学校跡施設校庭開放】（令和 4 年度実績）

- ・ 実施場所 沼袋小学校跡施設校庭（中野区沼袋三丁目 13 番）
- ・ 実施日及び時間 毎週日曜日 9 時～17 時（3～10 月）9 時～16 時（11～2 月）
- ・ 利用実績 49 日 延 1,779 人

(3) 施設の改修・営繕

- ・ 野方区民活動センター及び区民ホール施設内改修・トイレ改修工事
- ・ 南部すこやか福祉センター及び南中野区民活動センタートイレ改修工事
- ・ 鷺宮すこやか福祉センター屋根改修その他工事
- ・ やよいの園施設内の天井等改修工事
- ・ その他、各施設の維持補修工事及び修繕 29 件

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例、中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区区民活動センター条例、中野区区民活動センター条例施行規則 中野区立高齢者会館条例、中野区立高齢者会館条例施行規則
事業開始時期	—
事業担当	地域活動推進課 地域施設係
関連資料	すこやか福祉センター I - i ~ iii すこやか福祉センター運営、区民活動センター管理、 高齢者会館等管理運営（本事業概要）

Ⅲ 地域自治活動

Ⅲ- i 区民活動センター調整

1 事業の目的

地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するため、地域住民による地域自治活動の拠点として設置する区民活動センターの円滑な運営を推進していく。

2 事業の内容

- ・ 区民活動センター運営委員会の活動支援
- ・ 区民活動センター施設管理等業務委託および受託事業者の管理・監督
- ・ 地域で活動する人材の育成

3 事業の実施方法

(1) 運営委員会への委託

区民活動センターにおける、地域の自治活動・公益活動の推進やその活動を行う団体の連携・促進を行う業務を地区町会連合会からの推薦者を中核とする運営委員会へ委託し、運営委員会が地域活動支援業務を円滑に運営・推進できるよう、運営委員会の連絡調整、事務局スタッフの研修や人材確保などの支援を行う。

(2) 施設管理業務委託

区民活動センターの施設利用や施設管理等の業務を委託し、受託事業者が正確で適切な業務を遂行するよう管理・監督を行う。

4 事業の実績

(1) 運営委員会活動の支援

- ・ 運営委員会事務局向け研修の実施（運営委員会事務局研修・新任事務局員研修）
- ・ 労務管理に関する相談支援（社会保険労務士への相談支援業務委託：通年）
- ・ 税務管理に関する相談支援（税理士への相談支援業務委託：通年）
- ・ 法律に関する相談支援（弁護士への相談支援業務委託：通年）
- ・ ITに関する相談支援（IT専門業者への相談支援業務委託：通年）
- ・ 運営委員会会長連絡会、運営委員会事務局長連絡会の開催（各年3回開催。）

(2) 施設管理等業務委託及び受託事業者の管理・監督

区民活動センター施設管理等業務委託

令和4年度は11か所は民間事業者、4か所は区民活動センター運営委員会

関係法規	中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区区民活動センター集会室等の使用の手続等に関する要綱
事業開始時期	平成23年7月19日（条例施行日）
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	区民活動センター一覧（本事業概要） すこやか福祉センターI-ii 区民活動センター管理（本事業概要）

Ⅲ-ii 町会・自治会等活動推進

1 事業の目的

地域住民の親睦を図り、防火・防災、健全育成、美化やリサイクル活動等に取り組む、町会・自治会活動の支援を行い、地域住民の見守り支えあい活動の促進と安心で安全な生活の実現を目指す。

2 事業の内容

- (1) 中野区町会連合会支援
役員会や常任理事会の運営支援を行う。
- (2) 東京都町会連合会支援
本部役員会や常任理事会、定期総会等の運営支援を行う。
- (3) 活動費助成
町会・自治会が行う地域自治活動、加入促進活動及び区政協力活動に対して助成金を交付する。
町会連合会が行う公益的な活動に対して助成金を交付する。
- (4) その他
地縁団体認可の手続きや告示事項証明書、印鑑登録証の発行、町会設立、運営に関わる相談や町会加入促進への取り組み支援等を行っている。

3 事業の実施方法

- (1) 町会・自治会会館建設助成
助成金額は、実際に要した経費の3分の2以内で、下記の限度額を超えないものとする。
 - ・ 新築又は改築 1,500万円
 - ・ 増築又は修繕 500万円
 - ・ 購入 1,000万円
- (2) 町会・自治会公益活動推進助成
 - ア 町会・自治会の公益活動への助成
助成金額は、①と②の合計額とし、町会・自治会の区域の世帯数（住民基本台帳の世帯数）に180円を乗じた金額を上限とする。区域内の世帯数が小規模な町会・自治会は次の基準により限度額を定める。
100世帯以下は24,000円、101世帯以上200世帯以下は36,000円。
 - ① 地域自治活動 対象経費の実費の2/3以内
 - ② 区政協力活動 びん缶回収協力（回収場所1か所当たり1,440円）
区広報協力（1世帯当たり60円）
 - イ 加入促進活動助成
対象経費の実費の2/3以内 上限50,000円
 - ウ 町会連合会への助成 対象経費の実費以内
- (3) 町会・自治会掲示板設置等助成
助成金額は、1申請あたり上限を20万円とし、地域の情報の伝達及び公共の用に供するために屋外に設置する掲示板に対して、その費用の全額を補助する。
令和元年度から令和5年度の5年間で、各町会・自治会は最大2回まで申請することができる。
※令和4年7月より、区長が特に認めるときは3回。

(4) 町会・自治会活動再開・活性化助成

助成金額は、1 申請あたり上限を 20 万円とし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束が見通せない中でも、感染予防対策を徹底しながら町会・自治会が行う地縁団体としての特性を踏まえた公益的な活動に対して、その費用を補助する。令和 4 年度限りの助成制度。

4 事業の実績

(1) 町会・自治会会館建設助成

令和 4 年度 塔ノ山町会 町会会館の改修 5,000,000 円
 新山通町会 町会会館の改修 3,496,533 円
 令和 3 年度 実績なし
 令和 2 年度 実績なし
 令和元年度 栄一町会 町会会館の改修 5,000,000 円

(2) 町会・自治会活動推進

年度	単位町会助成件数 (件)	単位町会助成金 (円)	町会連合会助成金 (円)
令和 4 年度	105	37,295,531	10,612,000
令和 3 年度	107	36,483,917	10,329,000
令和 2 年度	106	36,292,968	10,612,000

(3) 町会・自治会掲示板設置等助成

年度	交付確定件数 (件)	交付確定金額 (円)
令和 4 年度	40	7,451,416
令和 3 年度	33	5,850,250
令和 2 年度	38	7,322,600

(4) 町会・自治会活動再開・活性化助成

年度	交付確定件数 (件)	交付確定金額 (円)
令和 4 年度	73	12,447,756

関係法規	中野区町会・自治会会館建設助成要綱 中野区町会・自治会公益活動推進助成要綱 中野区町会・自治会掲示板設置等助成金交付要綱 中野区町会・自治会活動再開・活性化助成要綱
事業開始時期	平成 7 年 4 月 (建設助成) 平成 18 年 4 月 (公益活動推進助成) 平成 31 年 4 月 (掲示板助成) 令和 4 年 4 月 (活動再開・活性化助成)
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	

III-iii 老人クラブ運営助成

1 事業の目的

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を援助し、高齢者福祉の増進を図る。

2 事業の内容

区内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営に対して、助成を行う。

3 事業の実施方法

(1) 老人クラブ

老人クラブの活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動費、②健康を進める活動費、③生きがいを高める活動費、④その他社会活動費

ただし、交際費、酒類の購入等奢侈にわたる食糧費その他老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。

平成 29 年度より、新規クラブ立ち上げ助成及び小規模クラブ助成（3 年間で限度とする）を開始し、令和 4 年度からは小規模クラブ助成の対象を拡大している。

・ 30 人以上 50 人以下のクラブ	月額	19,300 円
・ 51 人以上 100 人以下のクラブ	月額	20,900 円
・ 101 人以上 150 人以下のクラブ	月額	22,500 円
・ 151 人以上 200 人以下のクラブ	月額	24,100 円
・ 新規クラブ立ち上げ助成	一団体当たり	50,000 円
・ 10 人以上 14 人以下の小規模クラブ	月額	5,000 円
・ 15 人以上 19 人以下の小規模クラブ	月額	7,500 円
・ 20 人以上 29 人以下の小規模クラブ	月額	10,000 円

(2) 老人クラブ連合会

老人クラブ連合会の活動に要する経費のうち、次に掲げるものに対して、助成を行う。

①社会奉仕活動に要する経費、②教養講座開催に要する経費、③健康増進活動事業に要する経費、

④その他区長が必要と認める経費

また、老人クラブ連合会が実施する各種の事業に対して、側面的な支援を行う。

4 事業の実績

年度	クラブ数（団体）	会員数（人）	単位クラブ助成額（円）	連合会助成額（円）
令和 4 年度	60	3,257	14,480,562	1,897,000
令和 3 年度	61 (1)	3,409 (20)	13,872,722 (120,000)	2,544,000
令和 2 年度	65 (2)	3,714 (45)	14,010,024 (120,000)	1,563,200

※（ ）内は小規模クラブ数値
 ※会員数はいずれも 4 月 1 日時点

関係法規	老人福祉法 中野区老人クラブ設立助成要綱 中野区老人クラブ助成要綱 中野区老人クラブ連合会補助金交付要綱
事業開始時期	昭和 40 年 4 月
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	

Ⅲ-iv 保護司会等支援

1 犯罪防止、非行防止、再犯防止の普及啓発及び活動支援

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～について、この運動に対する区民の理解を深めることを目的に、「第72回“社会を明るくする運動”中野区推進委員会」（全88名、委員長は中野区長）を設置した。強調月間（7月）をメインに、中野区保護司会を中心とする関係団体と連携体制を取って、普及啓発を推進する支援を行った。

2 事業の実績（令和4年度）

“社会を明るくする運動” 全地区イベント

日程	イベント内容	会場
7月1日	街頭啓発キャンペーン	区役所前広場
7月1日～28日	夢通りギャラリーにて広報展示	夢通りギャラリー
7月25日～28日	区役所1階ロビーにて啓発活動	区役所1階ロビー
6月～9月	“社会を明るくする運動” 作文コンテスト募集	
11月23日	作文コンテスト（中野区）表彰式	中野区産業振興センター
2月25日	東京都作文コンテスト表彰伝達式	中野区産業振興センター

“社会を明るくする運動” 各地区イベント

日程	イベント内容	会場	地区
7月16日	ギター漫談と南中野中学校吹奏楽部の演奏	南中野区民活動センター	南中野
7月14日	地域のチカラパートⅧ	弥生区民活動センター	弥生
7月11日	桃花小学校校長の講演・ビデオ上映	桃園区民活動センター	鍋横・桃園
11月15日	第二中学校校長の講演	第二中学校	
10月2日	東部まつり「みんなのひろば落語」協賛 啓発用漫画の配布、ポスター掲示	東部区民活動センター	東部
7月9日	講演「中野東中学校生徒と考えるいじめ問題」	中野東中学校	昭和・東中野
7月18日	街頭啓発活動	西武新宿線新井薬師前駅周辺	上高田
7月4日	江原小学校・江古田小学校・第7中学校を訪問	各学校	江古田
7月11日	啓発活動		
7月9日	講演会「犯罪被害者のお話を聞く」	明和中学校	大和
8月30日	講演会「子どもの夢と希望を実現させるために」～児童相談所って何するところ？～	鷺宮区民活動センター	鷺宮・上鷺宮

3 その他団体との事業の実績

刑務所作業製品展示即売会（7月・2月）

区役所1階ロビーで公益財団法人矯正協会との共催により刑務所作業製品の展示即売会を実施した。

関係法規	“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～実施要領
事業開始時期	
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	地域活動企画調整 I-i 地域活動企画調整（本事業概要）

Ⅲ-Ⅴ 中野区赤十字奉仕団活動支援・日本赤十字社東京都支部中野区地区事務

1 事業の目的

日本赤十字社の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会をきずき上げていくための事業に奉仕する中野区赤十字奉仕団の活動支援、事務局の運営及び日本赤十字社東京都支部中野区地区の事務を行う。

2 事業の内容

日本赤十字社が計画する事業の啓発・普及を基本とし、中野区赤十字奉仕団の事務局として、奉仕団役員、中野区赤十字奉仕団14分団、中野区赤十字奉仕団常任5部会（献血部会・災害救護部会・福祉部会・青少年部会・広報部会）の開催する会議・行事実施に伴う連絡・調整・議事進行等の事務局運営及び各種活動支援を行う。

日本赤十字社東京都支部中野区地区の事務として、災害救援用資機材の配備に係る事務や日本赤十字社東京都支部からの交付金に係る事務、奉仕団への各種支援を行う。

3 事業の実施方法

- (1) 中野区地区・奉仕団が主催する事業（新型コロナウイルス感染拡大のため、ア、エは中止）
 - ア 友愛ホーム奉仕活動（洗濯した衣類のたたみ、整理）
 - イ 災害救護講習会（ロープワーク、三角巾）
 - ウ 中野救護フェスタ エ 施設見学研修 オ 献血の実施
- (2) 中野区の他団体が主催する事業への参加（新型コロナウイルス感染拡大のため、ア、イは中止。ウは資料提供のみ）
 - ア 桜まつり
 - イ ふれあい運動会
 - ウ 成人のつどい
- (3) 東京都支部が主催する講習会、事業への参加
 - ア ボランティア基礎研修（入団5年以内）
 - イ 健康生活支援講習
 - ウ 健康生活支援員養成講習修了者対象講習
 - エ 健康生活支援講習普及員養成講習
 - オ ボランティアリーダーシップ研修（入団10年以内）
 - カ 東京都赤十字大会（表彰式）明治神宮会館
- (4) 災害救護事業
 - ア 救援用資機材（テント、炊出釜、ポータブルトイレ等）の配備 ※各分団単位
 - イ 火災等緊急災害時の個別救援物資支給（毛布、バスタオル、タオル）
 - ウ 大規模災害時の避難所等施設への救援物資配備（安眠セット、安眠マット、緊急セット）
- (5) 義援金受付（大規模な災害時に日赤本部の依頼に基づいて奉仕団として呼びかけ・受付を行う）
※ 令和4年度の実績はトルコ・シリア地震救援金（3月）

4 事業の実績

年度	常任部会 出席者（人）	献血者数 （人）	中野救護フェスタ 参加者（人）	活動資金実績（千円） ※口座振替、クレジット含む
令和4年度	389	331	221	23,502
令和3年度	216	320	213	24,526
令和2年度	67	321	中止	24,937
令和元年度	390	144	294	24,127

関係法規	
事業開始時期	昭和27年2月18日（中野区赤十字奉仕団発足）
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	地区・分区用赤十字の手引き（日本赤十字社東京都支部）P38 イ 日本赤十字社東京都支部地区・分区事務取扱要領ほか 日本赤十字社東京都支部中野区地区規約 中野区赤十字奉仕団規約

III-vi 中野区募金委員会支援

1 事業の目的

社会の福祉向上のために、その一助としての募金運動及びそれに準ずる運動の円滑適正な推進を目的とする。

2 事業の内容

- (1) 緑の募金運動、青い羽根募金運動、赤い羽根共同募金運動の実施に関する事
- (2) 日本赤十字社の要請に基づき、活動資金募集に協力すること

3 事業の実施方法

- (1) 募金運動実施（緑の募金 4 月、日赤活動資金 5 月、青い羽根募金 7～8 月、赤い羽根共同募金 10 月）
 - ア 募金啓発（資材送付、ポスター掲示）
 - イ 配分金交付（事業費、事務費、花壇づくり助成金等）
- (2) 募金活動
 - ア 15 地区募金委員会との連絡・調整
 - イ 日赤チャリティボックス配置（区役所、区民活動センター15 所）
- (3) 災害時の見舞金支給
 火災などで被災者がでた場合、共同募金会より生活保護世帯に見舞金（1 万円）を支給する

4 事業の実績

年度	緑の募金 (千円)	青い羽根募金 (千円)	赤い羽根共同募金 (千円)	日赤活動資金(千円) ※地域集金分
令和4年度	660	485	8,227	18,571
令和3年度	666	487	8,305	18,078
令和2年度	663	486	8,516	19,059
令和元年度	667	489	8,955	19,878

5 その他

- (1) 緑の募金：目的は緑化推進、実施母体は東京都農林水産振興財団東京緑化推進委員会
- (2) 日赤活動資金：日本赤十字社の活動資金（災害派遣、医療派遣等）、実施母体は日本赤十字社
- (3) 青い羽根募金：目的は水難・海難援助、実施母体は日本水難救済会
- (4) 赤い羽根共同募金：目的は地域福祉の推進・地域福祉施設の充実、実施母体は東京都共同募金会

関係法規	
事業開始時期	昭和54年5月19日より施行の中野区募金委員会規約に準ずる
事業担当	地域活動推進課 地域自治推進係
関連資料	中野区募金委員会規約 緑の募金花壇づくり助成事業実施要綱

IV 公益活動推進

IV-i NPO等地域公益活動支援

1 事業の目的

町会・自治会や任意団体、NPO 法人などの区民団体が行う、自主的な公益活動を支援し発展させることにより、多岐にわたる区民ニーズに応え、地域生活を豊かにする。

2 事業の内容

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

区民公益活動の促進を図るため、区長の諮問機関として、区民と学識経験者から構成される協議会を設置し、基金からの助成についての審査等を行う。

(2) 公益活動に関する助成制度（政策助成）

区の政策実現に貢献する活動について、活動領域ごとに審査、助成を行う。

平成30年度より、年度当初活動実績が1年未満で申請できなかった団体に対し、活動実績が1年になった時点で申請を受け付ける「ファーストステップ」を開始したが、申請状況等を踏まえ令和4年度をもって廃止した。

(3) 区民公益活動推進基金からの助成

当該基金に区民等からの寄附金及び区費の一般財源を積み立て、区民団体の公益活動に助成する。令和5年度より、「ファーストステップ」を廃止する一方、地域の活動の裾野を広げるため、活動実績が1年未満の団体を対象とした「チャレンジ基金」に内容を変更した。

(4) 業務委託の提案制度

区民団体からの提案を受けた事業を区として事業化し、提案した団体に翌年度委託する制度である。決定にあたっては、中野区区民公益活動推進協議会からの意見聴取を行う。

(5) 区民団体の活動支援

中間支援組織と区による区民団体等への公益活動に対する伴走型支援を区民活動センター単位で強化するほか、ためまっぷなかのを活用した地域課題の把握、分析、課題解決を目指す。また、区民団体向けの講座・イベントを開催し人材育成や団体間の連携を促す。

3 事業の実績

(1) 中野区区民公益活動推進協議会

ア 第9期委員

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

区分	氏名	選出団体
区民 (6名)	小島 修一	中野区民生児童委員協議会
	上村 晃一	中野区社会福祉協議会（～令和5年5月31日）
	奈良 浩二	中野区社会福祉協議会（令和5年6月1日～）
	高須 英和	中野区立小学校 PTA 連合会
	慶野 英里名	公募
	田村 三太	公募
学識 (3名)	山本 智子	公募
	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授
	坂本 文武	社会情報大学院大学教授（～令和5年5月31日）
	山岸 絵美理	大月市立大月短期大学准教授
	今村 亮	桜美林大学高大連携コーディネーター

イ 開催回数

4回（基金助成申請団体審査、区民公益活動のあり方に係わる検討、基金助成交付団体事業評価、公益助成制度の見直し等）

(2) 区民公益活動に関する政策助成交付事業

活動領域別申請及び交付実績

(単位：件、円)

活動領域	申請件数	申請額	交付件数	実施件数	確定額
総数	122 (18)	17,445,800 (2,480,900)	117 (14)	113 (14)	14,043,413 (1,490,400)
1 人権・多様性の尊重、男女共同参画及び平和を推進するための活動	3 (1)	444,100 (83,200)	2	2	360,900
2 地域愛と人のつながりが広がり、安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域づくりのための活動	33 (2)	5,029,800 (400,000)	32 (1)	30 (1)	4,160,600 (200,000)
3 学習、文化、芸術の振興及び国際交流のための活動、地域経済活動の活性化及び消費者のための活動	23 (6)	3,482,800 (921,500)	20 (4)	20 (4)	2,866,200 (521,500)
4 子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動	46 (7)	5,940,900 (677,800)	46 (7)	46 (7)	4,736,700 (580,800)
5 地域の健康福祉の推進及び生活環境の向上のための活動	8 (1)	1,326,900 (198,400)	8 (1)	7 (1)	1,128,300 (175,100)
6 スポーツ振興のための活動	3 (1)	600,000 (200,000)	3 (1)	3 (1)	413,000 (13,000)
7 安全で快適なまちづくりのための活動	2	218,000	2	1	48,613
8 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり、みどりの保全及び創出のための活動	4	403,300	4	4	329,100
ファーストステップ	0	0	0	0	0

() 内の数字は追加募集の件数及び金額 (内数)

※追加募集の状況：令和4年10月17日～11月25日を申請期間として実施。対象は6月11日以降、年度内に実施の事業。申請及び交付実績は上記表の()内の件数及び金額のとおり。

・追加交付決定件数/額：14件/1,797,700円

(3) 区民公益活動推進基金からの助成申請及び交付実績

申請件数 5件 交付件数 5件

(単位：円)

No.	交付	事業名	申請額	確定額
		総数	889,700	637,700
1	○	数学まつり (万華鏡を作ろう・多面体を作ろう)	112,500	99,800
2	○	「住民で作るご当地おでかけマップ事業」(江古田編)	162,800	152,800
3	○	断熱DIY講座	100,000	100,000
4	○	2022 区民が作るユニバーサルデザインマップ	214,400	214,400
5	○	ねこのて図書室小学生のための勉強部屋	300,000	70,700

(4) 業務委託の提案制度実施事業

ア 実施事業（平成30年度採用事業を継続） 2件

No.	団体名	申請業務名	担当所管	契約方法
1	特定非営利活動法人 パープル・ハンズ	性的マイノリティのための生活相談と 区民・事業者向けの啓発事業	企画部 企画課	単年度/随意
2	おやぎょう中野	子どもの考える力を伸ばし、子育てが楽 しくラクになるワークショップ	地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉セン ター	単年度/随意

イ 令和3年度をもって実施が終了となった事業 1件

団体名	申請業務名	担当所管	契約期間
特定非営利活動法人 わかみやクラブ	ペアレントメンターの養成	健康福祉部 障害福祉課	令和元年～3年

ウ 提案事業 1件

採用・不採用	団体名	申請業務名
不採用	ジャパンボッチャクラブ	ボッチャ体験講習会

(5) 区民団体の活動支援

ア 公益活動団体支援講座

日時	内容	参加団体数 (参加者数)
1日目 10月17日 2日目 10月25日 3日目 11月2日 4日目 11月9日 5日目 11月11日 ※3・4日目はどちら かを選択 ※2～4回目につい てはオンライン併用 とした。	「地域活動コーディネーター養成講座」 対 象：地域福祉や地域コミュニティづくりに興味のある方 地域活動コーディネーターとして公益活動を推進する意 欲のある方 内 容 1日目 地域のネットワークづくり、地域コーディネーターとは 2日目 地域活動応援！講座「中野区の地域包括ケアシステムを理解 する」 3・4日目 専門家から学ぶ地域活動 5日目 区民活動センター等における実例を知り、コーディネーター の意義と今後の実践について考える 定 員 20名程度 ※区民活動センター運営委員会事務局スタッフは当講座の修了者 から採用しており、適した人材の確保が継続されている。	21名
1日目 10月24日 2日目 11月1日 3日目 11月7日	「居場所づくり講座」委託先：NPO法人CRファクトリー 対 象：中野区内で活動している公益活動団体に所属している方 内 容：コロナ禍における地域コミュニティに起きていること、リア ルな場をつくる事例や工夫、またオンラインを取り入れる際の工夫につ いて学ぶ。また地域のコミュニティづくりを広げ、一人一人が輝く心地 の良いつながりやコミュニティ運営のノウハウを学ぶ。 定 員：定員40名（1団体3名以内）	13団体（18名）
1日目 1月30日 2日目 1月31日 3日目 2月28日 ※3日目のみオンライ ン開催	「中間支援研修」協働の地域づくりに向けた団体支援の考え方と手法 委託先：認定NPO法人サービスグラント 対 象：全日 中野区区民活動センター職員他 3日目のみ 区民活動センター運営委員会事務局職員 中野区社会福祉協議会職員	16団体（72名）

イ NPO パネル展 (前半) 8月2日~8月15日、(後半) 8月17日~30日
中野駅ガード下ギャラリー“夢通り” : 出展 27 団体

関係法規	中野区区民公益活動の推進に関する条例及び同施行規則 中野区区民公益活動に対する資金の助成に関する要綱 中野区区民公益活動推進基金からの助成に関する要綱 中野区業務委託の提案制度の実施に関する要綱
事業開始時期	平成18年4月
事業担当	地域活動推進課 公益活動推進係
関連資料	

IV-ii 地域の担い手育成事業推進

1 なかの生涯学習大学

(1) 事業の目的

- ア 自己啓発をとおして、生きがいをもち、地域の中で新しいライフスタイルを創造する。
- イ 自らの豊かな経験を活かして、ともに学び合いながら、地域のために活動する意欲を培う。
- ウ 地域で活躍できるよう、必要な知識・技術を高め、地域社会への主体的参加の促進を図る。

(2) 事業の内容

ア 事業概要

原則 55 歳以上の区民を対象とした 3 年進級制の講座。地域の仲間づくりや地域活動のスタートに向けて、現代社会の課題や地域の現状を学習する。多くの卒業生が、地域で活動の場を広げている。

イ 3 年間のながれ

・ 第 1 学年

学習をとおして仲間づくりをするとともに、中野について理解を深める。中野区の地域の現状、歴史、文化などを学ぶ。また、受講生同士の交流を目的とした「青空教室」などで、同じ地域に住む受講生との仲間づくりをすすめる。

・ 第 2 学年

講義のほか、ゼミ学習をとおして、専門テーマについて関心を深める。第 3 学年と合同で行う「ゼミ学習」では、関心のあるテーマについて理解を深め、学年を超えて班員以外の仲間と交流する。

・ 第 3 学年

卒業後に向けて、より実践的に学びを深める。第 2 学年と合同で行う「ゼミ学習」では、卒業後の地域活動につなげていくことを視野に入れ、グループワークを重ねながら、より実践的な内容を学習する。

ウ 運営方法

運営は受講生が主体となって進めていく。積極的に運営に参加していただくために、班単位で運営に関わる。そのため、運営委員会を置く。

※尚、区が設置したなかの生涯学習大学あり方検討会において次年度に向けた運営方法の改善検討を行った。委員 14 人（在校生、卒業生、社会教育主事、学識経験者等により構成）、4 回開催。

(3) 事業の対象

原則 55 歳以上の区民で、地域での仲間づくりや地域活動に関心があり、他の受講生と協力して運営に携わることができる方

(4) 事業の実績

ア 受講生数

(単位：人)

年 度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
第 1 学年	77	108	178 ※全学年合同の臨時企画プログラムとして実施
第 2 学年	91	59	
第 3 学年	47	73	

イ 参加者延べ人数（全 22 回／年、令和 2 年度は臨時企画プログラム全 13 回／年）

(単位：人)

年 度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
第 1 学年	1,389	1,828	1,271
第 2 学年	1,594	1,015	
第 3 学年	745	1,248	

ウ 地域活動参加率（卒業1年後アンケート及び情報交換会出席者アンケートより）

（単位：％）

年 度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
卒業生	61.0	未実施	未実施

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い休講、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により情報交換会が行われず、データが不足していたため、未実施となった。

関係法規	社会教育法 中野区社会教育事業に関する講師謝礼支払基準
事業開始時期	昭和48年4月（「ことぶき大学」として開始。平成21年4月、名称変更）
事業担当	地域活動推進課 公益活動推進係（※令和2年4月、組織改正に伴い、区民部から所管変更）
関連資料	

V 地域支えあい活動支援

V-i 民生委員・児童委員活動支援

1 事業の目的

地域の身近な相談相手として相談・助言・支援を行うなど、地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員（以下、民生児童委員という）の活動を支援し、区民が地域の中で安心して生活できる社会の実現をめざす。

2 民生児童委員の現員数

民生児童委員は各区民活動センターの担当区域ごと（昭和地区と東中野地区は合同）に14の地区民生児童委員協議会を設置している。なお、各地区民生児童委員協議会には、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が2名ずつ配置されている。

また、平成28年度より、欠員地区の活動支援として協力員事業を開始した。

令和4年度協力員配置地区 南中野地区2名、桃園地区1名、昭和・東中野地区2名、上高田地区3名、沼袋地区1名、大和地区1名、上鷺宮地区1名

（令和5年4月1日現在）（単位：人）

地区	定数	現員			地区	定数	現員		
		総数	男	女			総数	男	女
総数	311	284	46	238					
南中野地区	31	29	4	25	新井地区	16	12	5	7
弥生地区	18	16	0	16	江古田地区	21	19	3	16
東部地区	30	30	2	28	沼袋地区	19	16	5	11
鍋横地区	20	17	1	16	野方地区	26	23	5	18
桃園地区	20	18	2	16	大和地区	18	16	3	13
昭和・東中野地区	24	22	5	17	鷺宮地区	34	34	5	29
上高田地区	20	18	3	15	上鷺宮地区	14	14	3	11

3 事業の実績

(1) 活動支援

支援を行っている主な事業

- ・ 会長協議会の開催（各地区会長・副会長の計28名で構成され、8月を除く月1回開催）
- ・ 事例集の発行（地区別研修成果の発表と今後の活動に対する理解を深めることを目的に発行）
- ・ 事項別部会の開催（子育て支援・児童福祉・高齢福祉・障がい福祉・生活福祉・主任児童委員）
- ・ 施設見学会の開催
- ・ 民生児童委員のPR活動（パネル展等）
- ・ 中野区児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会の開催
- ・ 東京都民生児童委員連合会関係事務

(2) 活動費支給

民生児童委員に対して、連絡通信費、交通費の実費弁償として活動費を支給している。
 協議会会長：月額14,300円、地区会長：月額10,200円、地区副会長：月額9,800円、
 その他の委員：月額8,800円、協力員：月額4,300円

(3) 研修活動補助

民生児童委員協議会の研修活動に対して、その経費補助をしている。

令和4年度：2,027千円、令和3年度：2,214千円、令和2年度：2,074千円

4 民生委員推薦会

民生児童委員候補者を、都知事へ推薦するために区長の附属機関として設置している。

委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、区内の社会福祉団体の代表者、教育に関係のある者、関係行政機関の職員及び学識経験者の分野からそれぞれ2名ずつ選任し、14名で構成する。民生委員の一斉改選時及び民生児童委員に欠員が生じたときに開催し、候補者の推薦を行うため、常設機関として運営している。（民生委員法第8条）

5 民生児童委員活動実績

(1) 相談内容別支援件数

(単位：件)

相談内容	年間件数	月平均
総数	2,909	242.4
在宅福祉	127	10.6
介護保険	171	14.3
健康・保健医療	138	11.5
子育て・母子保健	34	2.8
子どもの地域生活	94	7.8
教育・学校生活	156	13
生活費	63	5.3
年金・保険	6	0.5
仕事	2	0.2
家族関係	120	10
住居	105	8.8
生活環境	99	8.3
日常的な支援	868	72.3
その他	926	77.2

(2) 相談対象者別支援件数

(単位：件)

相談対象者	年間件数	月平均
総数	2,909	242.4
高齢者	1,868	155.7
障害者	93	7.8
子ども	296	24.7
その他	652	54.3

(3) その他の活動

(単位：件)

その他の活動	件数	訪問	件数
調査・実態把握	9,753	訪問・連絡活動 (安否確認・見守り等)	5,226
行事参加・協力	5,287		
地域・自主活動	5,274	その他の訪問	18,371
民児協運営・研修	11,580		
証明事務	272		
要保護児童通告等	15		

6 ひとり暮らし高齢者等確認調査

v-iiiの項(P:28)を参照

関係法規	民生委員法 児童福祉法
事業開始時期	昭和23年7月29日
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	すこやか福祉センターⅡ-v 地域支えあいネットワーク推進(本事業概要)

V-ii 地域支えあいネットワーク調整

1 事業の目的

区民、事業者、行政及び関係機関が連携し、高齢者など支援を必要とする区民が、地域で安心して暮らしていけるよう、見守り等の支えあい活動を推進する。

2 事業の内容・実績

(1) 見守り対象者名簿の提供

平成 23 年 4 月施行の「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、同年 11 月から、町会・自治会（提供希望による）や民生児童委員等への見守り対象者名簿の提供を開始した。平成 29 年度には、従来別々に作成、管理していた見守り対象者名簿と避難行動要支援者名簿（次項参照）、非常災害時救援名簿の情報を統合し、名簿登載に関する調査を一元化、登載項目を整理した。

登載する情報	①氏名 ②住所 ③年齢 ④性別 ⑤本人希望事項（避難に必要なもの、避難時の支援者の有無）
登載対象者	①70 歳以上の単身の世帯に属する者 ②75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者 ③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けている者 ④児童及びその保護者であって、区長が特に支援が必要であると認めた者 ⑤前①～④に掲げる者に準ずる者として区長が認めた者 ○障害支援区分 1～6 の者 ○要介護、要支援認定者
提供先	①町会・自治会（希望する場合のみ） ②民生児童委員 ③警察署 ④消防署
令和 4 年度末実績	①提供希望町会・自治会数：87 団体 ②名簿登載人数（町会・自治会提供分）：15,228 名 （対象総数 36,108 名） 内訳：高齢者 13,428 名（対象総数 28,585 名） 障害者等 1,795 名（対象総数 7,518 名） その他 5 名（対象総数 5 名）

見守り対象者名簿提供状況（町会・自治会提供分）

提供年度	提供町会数	登録状況（単位：人）				名簿登載率※（単位：%）	
		総数	高齢者	障害者等	その他	高齢者計	障害者等計
令和 4 年度	87	15,228	13,428	1,795	5	46.9	23.8
令和 3 年度	88	14,801	13,096	1,696	9	45.8	23.2
令和 2 年度	87	14,244	12,949	1,285	10	46.3	17.2

※ 名簿登載率：名簿提供をした町会・自治会の対象者のうち、名簿に登載された割合

(2) 災害時個別避難支援計画書の作成状況

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、平成 26 年度から、災害時避難行動要支援者名簿を避難所別に作成し、防災センター（防災対策本部）と区民活動センター（防災対策地域本部）に配備し、年 2 回更新している。令和 5 年 2 月時点の災害時避難行動要支援者名簿登載者総数は、35,544 名である。なお、(1) で述べた情報を統合した名簿を、平成 30 年度より防災危機管理課を通じて「避難行動要支援者名簿」として、提供を希望する地域防災会に提供している。

平成 27 年度からは、災害時避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者一人ひとりの「災害時個別避難支援計画書」の作成を進めている。従来の郵送対象者に加え、令和元年度からは、4 年前の調査対象者に対し、改めて郵送調査を実施し、本人の状況や生活状況の変化等を確認している。

また、返信のない方に対しては、すこやか福祉センター職員による訪問調査を行った。

調査実施状況（平成27年度から令和4年度末）

（単位：人）

調査対象者数 （令和4年 8月）	調査終了者	調査修了者（内訳）						
		計画書作成者	計画書作成不要者（内訳）					
			自力 避難可	施設入所・ 長期入院等	家族等の支援が 得られる者等	死亡・転出 住居不明等	調査拒否・ 不在	その他
36,108	34,399	16,769	6,439	407	2,948	1,478	3,285	3,073

災害時個別避難支援計画書の作成状況（平成27年度から令和4年度末）

調査終了者	計画書作成者	支援者あり	支援者なし	支援者の関係（内訳）			
	作成率	有支援者率	無支援者率	親族のみ	親族+その他の 支援者	近所の知人等のみ	その他のみ
34,399人	16,769人	12,193人	4,576人	11,047件	598件	474件	74件
	48.7%	72.7%	27.3%	90.6%	4.9%	3.9%	0.6%

(3) 要支援者情報台帳システムの運用

要支援者（高齢者・障害者等）に関する地域住民からの相談・問合せへの迅速かつ正確な対応や、必要な行政等サービスの提供、非常災害時の要支援者の安否確認等の基盤として、要支援者に関する情報（基礎情報、各種訪問・調査結果、サービス適用状況等）を一元的に管理する台帳システムの運用を行っている。システムは地域活動推進課、すこやか福祉センター、区民活動センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域包括ケア推進課の計33か所で活用している。

（運用開始日：平成25年1月4日）。

(4) 事業者との見守り・支えあい協定、覚書

見守り支えあい活動を推進するために、民間事業者と協定締結、または覚書を取り交わすことで、早期の異変の発見、安否確認に努めている。

協定事業者

- ・ 東京都水道局
- ・ セブン-イレブン・ジャパン（区内59店舗）
- ・ 中野区内郵便局（29局）
- ・ 生活協同組合（コープみらい、パルシステム、東都生協、北東京生活クラブ）
- ・ 東京都住宅供給公社
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支店
- ・ みずほ銀行（中野支店、中野北口支店、鷺宮支店）
- ・ 東京ヤクルト販売株式会社
- ・ 公益社団法人中野区シルバー人材センター
- ・ 西武信用金庫

(5) 配食サービス事業者との連携による地域見守り支えあい

令和2年度より、中野区内で高齢者を対象とした配食サービスの実績がある事業者と連携して、高齢者の食事を支援するとともに、健康づくり・介護予防の支援と見守りを行ってきたが、令和4年度をもって事業を廃止した。

関係法規	災害対策基本法 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行規則 中野区地域防災計画
事業開始時期	平成23年4月1日
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	すこやか福祉センターⅡ-V 地域支えあいネットワーク推進（本事業概要）

V-iii ひとり暮らし高齢者等確認調査

1 事業内容

区の依頼により、年1回、民生児童委員が高齢者世帯※を対象に訪問している。この事業では、世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行い、状況により、すこやか福祉センター・地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。また、訪問時には希望により緊急連絡カードの作成・更新も行っている。

※ 高齢者世帯

75歳以上の単身世帯（以下、「単身者」という。）、75歳以上の者のみで構成されている世帯（以下、「高齢者のみ世帯」という。）をいう。75歳以上の者のみの世帯は平成21年度から対象とした。
 なお、平成30年度までの単身者の対象は、「70歳以上の単身世帯」であった。

2 事業の実績（令和4年度）

(1) 調査対象者

総数 11,175人

ア 単身者（調査対象人数 7,185人）

75歳以上の単身世帯（令和3年12月14日現在、住民基本台帳上の単身世帯者で 昭和21年12月14日以前に生まれた者）

イ 高齢者のみ世帯（調査対象人数 3,990人）

75歳以上の者のみで構成されている世帯（令和3年12月14日現在、住民基本台帳上、世帯構成員が昭和21年12月14日以前に生まれた者のみで構成された世帯）

ウ ア・イのうち、以下にあてはまる者は除く。

- ・ 事前調査で、単身者・高齢者のみ世帯ではない旨の回答があった者
 （事前調査対象＝4年前の調査等において調査対象外となった者、および年齢到達、転入などで新たに調査対象となる者）
- ・ 調査対象除外施設（特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、高齢者福祉住宅、有料老人ホームなど）に入所している者
- ・ 調査辞退の意思表示があった者
- ・ 令和元～令和3年度の調査で、民生児童委員が調査不要と判断した者

(2) 調査期間

令和4年3月10日から令和4年6月30日まで

(3) 調査結果（世帯状況の結果）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
75歳以上単身世帯（人数）	5,497	5,501	未実施	未実施
75歳以上高齢者のみ世帯（人数）	3,312	3,322	未実施	未実施

※令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、高齢者訪問調査を中止した。

3 緊急連絡カード（救急医療情報キット）

緊急の救護措置をスムーズに行い、万一の事故に対して万全を図るため、昭和54年4月から、希望する高齢者宅等に高齢者等の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。カードは、民生児童委員と区、地域包括支援センターとも共有している。

緊急連絡カード有効設置数

（単位：件）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
緊急連絡カード設置数	4,178	4,624	4,719
内、民生児童委員による新規登録数※	322	432	266

※民生児童委員による新規登録数：ひとり暮らし高齢者等確認調査時に登録した件数

令和2年度は高齢者訪問調査延期に伴うフォローのための取組を実施した際に作成した件数

関係法規	中野区高齢者実態把握事業実施要綱
事業開始時期	昭和52年度
事業担当	地域活動推進課 地域支えあい活動支援係
関連資料	すこやか福祉センターⅡ－Ⅴ 地域支えあいネットワーク推進（本事業概要）

地域包括ケア推進課所管事業

I 地域包括ケア推進

I-i 地域包括ケア体制整備

1 地域包括ケア推進企画調整

平成29年3月、計画期間を平成28年度からの10年間として策定した「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）は、当初、高齢者支援における地域包括ケアシステムの構築に向けた区の推進体制整備を行うとともに、関係団体との連携を強化し目標達成に向けて取り組んだうえで、計画期間の後半は地域包括ケアの対象者を子どもと子育て家庭、障害者などを含む全世代、全区民へ拡大し、すべての人に対する相談支援を包括的に行うための体制を整備していくこととしていた。

そして、推進プランの後半5年間（令和3年度～令和7年度）部分の改訂版として、令和4年3月に「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」（以下、「総合プラン」という。）を策定し、より多くの区民、団体が地域包括ケアの取組を始めたり、すでに取り組んでいる活動を、より一層発展・充実させる“オールなかの”の取組を推進することとした。区民に広く地域包括ケアの理念を共有するため、令和3年度より地域包括ケアシンポジウムを開催し、総合プランの周知及び進捗状況の報告、区内関係機関・地域団体及び区のアウトリーチチームの活動発表等を行っている。

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援について、これまで個別に支援を行っていた区と社会福祉協議会が協働し、包括的に支援する体制を構築するため、令和4年度よりひきこもり支援事業として社会福祉協議会に委託し、相談窓口の設置、講演会の開催、家族会・居場所の運営支援等を実施した。

2 地域ケア会議

推進・総合プランに掲げる目標の実現に向け、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として地域ケア会議を設けている。対象エリア、役割等によりこれまで「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置してきたが、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に伴い、日常区民活動圏域毎に「地域ケア個別会議」を新たに設置した。各会議の役割は下表のとおり。

また、地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な課題を検討するため、推進会議に部会を設置している。区におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワークを作り、情報共有を図るため、令和3年12月にひきこもり支援部会を新たに設置し、令和4年2月に第1回を開催した。

いずれも委員の任期は令和4年度より推進会議に合わせ2年とした。

令和4年度会議実施状況

	地域ケア個別会議(重層的支援会議、支援会議、連携会議)	すこやか地域ケア会議	中野区地域包括ケア推進会議
対象エリア	日常区民活動圏域(区民活動センター圏域)	日常生活圏域(すこやか福祉センター圏域)	中野区全域
主な役割と機能	支援に関わる関係者が参加し、複雑化・複合化した個別課題の解決策を検討	地域課題の解決策の検討、区全体として対応すべき課題を提案	地域力の総合的な推進
	・単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例の解決策を検討する。 ・個別事例の支援を通じて関係機関や地域の関係者との連携を図る。 ・個別事例の検討から見えてきた課題を明らかにする。	・地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにする。 ・日常活動圏域内で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくり、地域資源の開発を行う。 ・区全体として検討すべき課題や対応すべき取組を推進会議に提案する。	すこやか地域ケア会議から提案された課題や取組について検討を行う。 ・区における包括的な地域ケア体制の確立に向けた政策提言を行う。 ・総合プランの策定、進捗管理を行う。 ・具体的な課題を検討するため、部会を設置する。

委員構成 (委員数)	アウトリーチチームの他、個別事例の対象者と関係のある地域住民や団体、支援に必要な専門職等が参加 (例) 社協地区担当、地区町会・自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、すこやか障害者相談支援事業所、生保ケースワーカー、児童館職員、児童相談所相談員 等	町会・自治会、民生児童委員、医療関係者、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、区 (18~25名)	左記団体に下記団体を加える。 友愛クラブ連合会、シルバー人材センター、警察署、消防署、支えあい協力事業所、不動産事業者、高齢者会館受託事業者、商店街連合会、東京商工会議所中野支部、学識経験者 (31名)
開催回数	計 82 回	計 12 回	3 回

部会名	在宅医療介護連携部会	認知症等対策部会	ひきこもり支援部会
委員数	18名	15名	18名
検討課題	医療介護連携を推進する方策の具体化	認知症の人を地域で支えるための仕組みづくり	ひきこもり支援の気運醸成のためのネットワーク構築
開催回数	3回	3回	4回

関係法規	介護保険法 中野区地域ケア会議設置要綱
事業開始時期	中野区地域ケア会議：平成27年7月設置（部会：平成29年6月設置）
事業担当	地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係
関連資料	すこやか福祉センターⅡ-iv 地域ケア会議（本事業概要）

II 基幹型包括支援

II-i 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを 4 つの日常生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ 2 か所、計 8 か所設置した。

地域包括支援センターでは、保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が相談を受けている。

1 事業の内容

- (1) 運営方法
社会福祉法人等に委託
- (2) 窓口開設時間
月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
日曜日・祝日・年末年始は休業
緊急の場合は、時間外や休業日も電話で対応
- (3) 主な業務内容
総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント支援

2 事業の実績

地域包括支援センター相談・ケアプラン作成状況

(単位：件)

区分	相談 延件数	相談内容											ケアプラン	
		区 のサ ービ ス	介 護保 険関 係	地 域支 援事 業	権 利擁 護	地 域支 えあ い ネッ ト	実 態把 握訪 問	認 知症	支 援	ケ アマ ネジ ャー	緊 急対 応	他 の機 関と の 連 携	そ の 他	サ ービ ス事 業 対 象者
総数	85,587	2,110	46,746	2,142	2,330	722	1,349	3,831	3,685	124	9,178	13,370	349	2,345
南中野	11,805	456	6,720	255	251	58	215	523	874	30	1,023	1,400	45	249
本町	13,177	415	7,349	339	315	199	288	749	265	12	881	2,365	92	417
東中野	6,314	171	3,558	150	208	33	105	215	176	13	534	1,151	34	270
中野	11,176	334	5,236	225	294	65	216	574	808	31	1,847	1,546	85	209
中野北	10,980	172	5,718	226	243	62	137	459	402	6	1,151	2,404	21	407
江古田	9,889	106	6,505	245	348	24	175	419	353	11	509	1,194	25	320
鷲宮	11,108	232	5,673	376	367	100	96	365	493	9	1,807	1,590	12	159
上鷲宮	11,138	224	5,987	326	304	181	117	527	314	12	1,426	1,720	35	314

※その他の内容： 医療保健関係 経済事項 住宅関係 家庭的事項 その他

関係法規	介護保険法第 115 条の 46（地域包括支援センター） 介護保険法施行規則 中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 中野区地域包括支援センター事業実施要綱
事業開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括支援センター一覧（本事業概要）

II-ii 地域包括支援センター機能強化

1 事業の目的

地域包括支援センター間の総合調整および困難ケースの総合相談的な役割を担う、基幹型地域包括支援センター機能担当を設置し、地域包括支援センター機能を強化する。

2 事業の内容

(1) 統括・調整機能

- ア 業務、運営状況の管理、指導
- イ 相談状況等の情報集約、管理
- ウ 地域包括支援センター運営協議会事務局
- エ 地域包括支援センターと関係部署との取りまとめ（担当者会運営等）
- オ 人材育成支援（研修の実施、助言、指導、研修の案内等）

(2) 後方支援機能（困難事例、権利擁護等）

- ア 処遇困難な事例に対して、同行訪問、ケース検討、協働による事例への対応を行う。
 - ・ 後方支援数 実数 112 件 延べ 199 回
 - ・ 認知症初期集中支援チーム事業の活用（III-ii 認知症対策推進 2 - (3) に別記）
 - ・ 法務支援事業の活用
 - 令和 2 年度より開始。地域包括支援センター職員からの法律的問題のある事例の相談に対して、弁護士が助言を行う。実施回数 12 回 相談受理数 52 件
- イ 関係部署及び医療機関との連携体制の構築、パイプ役

3 地域包括支援センター運営協議会

中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を設置している。

- ・ 委員は、学識経験者、区内関係団体代表、介護保険被保険者代表で構成
- ・ 委員の定数は 14 人以内、任期は 2 年
- ・ 令和 4 年 1 月から第 9 期
- ・ 開催状況 3 回

関係法規	介護保険法 中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱
事業開始時期	平成 17 年 11 月
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括ケア推進課 III-ii 認知症対策推進（本事業概要）

Ⅲ 在宅療養推進

Ⅲ-i 在宅療養推進

1 事業の目的

区内の在宅医療と介護に関わる多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、適切な支援体制を構築する。

2 事業の内容

(1) 緊急一時入院病床確保事業

在宅で療養する区民の容態の悪化または急変により、主治医が緊急入院を必要と判断した場合に、円滑な入院措置が講じられるように、区内の医療機関との連携により病床を確保している。

本事業は中野区医師会に委託しており、平成 28 年度からは確保している病床数を 1 日 2 床から 3 床に増加した。

・利用実績 延 984 床

(2) 在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業

平成 25・26 年度に摂食・えん下機能支援評価医・リハビリチーム養成研修を実施し、地域で摂食・えん下機能支援に対応できる人材を集中的に育成した。その人材を活用して、区民や関係機関からの相談に対応する「在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業」を平成 27 年度より開始した。

摂食・えん下に関わる相談を、スマイル歯科診療所内に置いた「在宅療養（摂食・えん下機能）支援センター」において、歯科衛生士が受けている。相談者の状況に応じて、養成した評価医が訪問して指導を行うとともに、必要に応じて摂食・えん下機能評価等を行う訪問診療やリハビリチームに結び付けている。また、事例検討会や評価医・リハビリチーム研修により人材育成も行っている。

本事業は中野区医師会に委託して実施している。

・相談実人員 29 人、研修及び事例検討会 7 回実施

(3) 医療介護情報連携システム（「なかのメディ・ケアネット」）

ICT を利用し、即時かつ正確な情報共有ができるシステムを平成 30 年度に導入し、関係者による運用テストを経て、令和元年 11 月から本格運用を開始した。

・登録事業者数 185 件

(4) 在宅療養相談窓口の開設

在宅療養の推進のために平成 30 年 4 月より区役所内に在宅療養相談窓口を開設した。

在宅療養者本人、家族、関係機関からの相談を受けながら、情報の提供、医療介護情報の蓄積、関係機関との連携を強化する。

・相談件数 361 件

(5) 普及啓発

在宅療養についての理解を深めるために、講演会、パンフレットの配布等を実施している。

ア 在宅療養講演会

一般区民向けに在宅療養に関するテーマの講演会を実施。

(単位：人)

開催日	内 容	参加者数
10 月 11 日	在宅療養ってなんだろう？実際はどんなの？大変じゃないの？ お金は？仕事は？ 在宅医療と「笑い」（ハイブリット開催）	26
10 月 18 日	在宅療養ってなんだろう？実際はどんなの？大変じゃないの？ お金は？仕事は？ 私たちのまち 中野の在宅療養	38

イ 在宅療養パンフレットの発行と配布

- ・ かむ力飲み込む力～いつまでもおいしく食べるために～
- ・ 在宅療養ハンドブック
- ・ 在宅療養相談窓口リーフレット

(6) 在宅療養支援者研修会（多職種向け研修）

在宅療養支援における多職種連携を促進するため、研修を実施。

(単位：人)

開催日	内 容	参加者数
2月15日	介入が難しい人への対応について (オンライン開催)	88

(7) 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）普及・啓発事業

人生会議（ACP）とは、病気になったり介護が必要になったときに備えて、本人が希望する医療や介護等について、家族や大切な人、医療介護関係者と、あらかじめ考え話し合うプロセスである。平成30年度、厚生労働省はACPの愛称を「人生会議」とし、国民への周知を開始した。中野区でも、平成31年度以降在宅療養講演会等のテーマを人生会議（ACP）として、普及・啓発に取り組んできたが、令和3年度から単独の事業として開始した。

ア 区民向け講演会

(単位：人)

開催回数	内 容	参加者数
4回	人生100年時代の老年期の人生設計 ～自分らしく過ごし最期を迎えるための人生会議～	88

イ 支援者向け研修

(単位：人)

開催日	内 容	参加者数
12月5日	人生の最期に向けた意思決定支援 ～さまざまな事例から学ぶ～	48

ウ 発行物・展示物の作成・配布・掲示

- ・ 横断幕掲示：
「もしものときに 大切なこと 話し合おう 人生会議 あなたが望む医療・ケアを受けるために」
- ・ パネル展：区役所ロビー、ガード下ギャラリー「夢通り」
- ・ 冊子「わたしの思い手帳ACPアドバンス・ケア・プランニング」を配布
- ・ リーフレット「「人生会議」始めてみませんか？届け！私の思い」を作成、配布

関係法規	中野区在宅療養者の緊急一時入院病床確保事業実施要綱 中野区在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業実施要綱 介護保険法 地域支援事業実施要綱 中野区在宅療養相談事業実施要綱
事業開始時期	緊急一時入院病床確保事業：平成10年1月 摂食・えん下機能支援事業：平成27年4月 在宅療養推進：平成27年4月 在宅療養相談窓口：平成30年4月 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）普及・啓発事業：令和3年4月
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	

Ⅲ-ii 認知症対策推進

1 事業の目的

認知症を早期に発見し、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる「認知症にやさしい地域づくり」を目指す。

2 事業の内容

(1) 認知症理解の普及・啓発

認知症についての理解を深めるために、講演会、認知症サポーター養成講座、パネル展示等を実施している。

ア 認知症講演会

一般区民向けに認知症に関するテーマの講演会を実施。

(単位：人)

開催日	内容	受講者数
11月24日	認知症とともに生きる	28

イ 認知症サポーター養成講座

平成21年度から認知症サポーター養成講座を実施している。認知症の基礎知識や正しい対応方法を学んでいただくことを目的に、一般区民、金融機関、医療・介護関係機関、教育機関等様々な機関向けに講座を実施。講師は区内のキャラバンメイトが担当している。

(単位：人)

開催回数	内容	受講者数
59回	認知症を学び地域で支えよう	1,141 (累計 22,367)

ウ 認知症サポートリーダー養成講座

認知症サポーター養成講座を受講した上で、さらに認知症についての理解を深め、中野区内で認知症の人を支える活動をしたいと考えている方を対象に講座を開催し、認知症にやさしい地域づくりの中核を担う人材を養成する。全4回の講義とボランティア体験1回を修了した方を認知症サポートリーダーとして登録する。

- ・実施回数 1回 認知症サポートリーダー登録者 24人
- ・認知症サポートリーダー累計登録数 108人

エ 展示物の掲示

世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせ、区役所1階ロビーとガード下ギャラリー「夢通り」にて、認知症への理解を深める内容や相談先についてのパネルを展示。

オ 認知症パンフレットの発行

「中野区版認知症ケアパス（人生100年時代の備え！認知症あんしんガイド）」を発行。

(2) 認知症早期発見・早期対応事業

区職員（認知症支援コーディネーター）が窓口となり、地域拠点型認知症疾患医療センター（浴風会病院）の認知症アウトリーチチームと連携して、困難事例への対応を行っている。

(3) 認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースを、区の保健師と福祉職がチームとなって訪問し、ケースを取り巻く状況を把握しアセスメントする。そのケースを、認知症アドバイザー医と専門医も参加する認知症初期集中支援チーム員会議にかけ、集中的に関わることで課題解決を目指している。

・会議実施 年間 10 回 相談受理 42 人（実人員）、チーム員訪問 延 122 件

(4) 若年性認知症相談窓口

令和 2 年 11 月より区役所内に若年性認知症相談窓口を開設した。

若年性認知症の本人や、その家族からの相談を受けながら、関係機関と連携し若年性認知症の人への伴走型支援を行っている。

相談実人数 22 人 延べ相談件数 264 件

(5) 多職種の認知症対応力・連携強化

認知症ガイドブックの発行

認知症への理解促進や対応力・連携強化のために「医療・介護関係者のための認知症対応ガイドブック（改訂版）2022」を配布。

(6) 認知症予防講座

現在の認知機能を把握し、認知症予防の取組に繋げる講座（2 日制）で、地域包括支援センターに委託。

（単位：人）

開催回数	内 容	参加者数
8 回	①集団認知機能検査（ファイブ・コグ）、認知症予防について ②集団認知機能検査（ファイブ・コグ）の結果の見方、認知機能を維持・向上させる生活習慣、区の認知症予防事業について	103

(7) なかのオレンジカフェ支援事業

地域住民、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営するオレンジカフェ（認知症カフェ）の登録制度を設け、登録カフェに対し運営、広報等の支援を行っている。

・なかのオレンジカフェ登録数 17 か所

(8) 認知症とともに暮らす地域安心事業

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の初期から重度までの段階に応じて地域において適切な支援が受けられる体制を構築する。

ア 認知症地域支援推進事業

認知症の初期段階から地域において適切な支援が受けられる体制づくりの一環として、軽度認知障害を含めた認知症の人やその家族等の身近な相談や交流の場づくりと、認知症の人等の支援を担う人材の育成及び活動の支援のため区内 4 か所に認知症支援の拠点を開所した。

開催数	延利用者数	相談件数	相談引き継ぎ 件数	認知症サポーター サポートリーダー 参加人数（4 か所合計）
178 回	1,341 人	76 件	35 件	69 人

イ もの忘れ検診事業（認知症検診事業）

認知症に関する正しい知識の普及啓発と早期診断、軽度認知障害（MCI）の段階での予防行動の推進のため令和4年度から検診事業を行っている。対象年齢は年度末で70歳から75歳になる区民で75歳には受診券を一斉送付、70歳から74歳は申込み制とした。

- ・受診者数 232人
- ・検診実施医療機関 52か所（東京都サポート医・中野区認知症アドバイザー医）

ウ もの忘れ相談会

区役所1階ロビーにて、認知症のケアに関わる専門相談員による高齢者認知症と若年性認知症の合同個別相談会を行った。

- ・実施回数 11回 高齢者認知症相談数 122件 若年性認知症相談数 11件

エ 若年性認知症研修・連絡会

若年性認知症の支援者を対象に、知識、支援方法を学ぶために東京都多摩若年性認知症総合支援センターから講師を招き研修と連絡会を行った。

(単位：人)

開催日	内容	参加数
12月2日	若年性認知症支援多職種研修	17

関係法規	介護保険法 地域支援事業実施要綱 認知症支援コーディネーター事業実施要綱 認知症初期集中支援チーム事業実施要綱 中野区なかのオレンジカフェ支援事業実施要綱 中野区もの忘れ検診事業実施要綱 中野区認知症地域支援推進事業実施要綱
事業開始時期	認知症サポーター養成講座：平成21年度 早期発見・早期対応事業：平成26年度 認知症初期集中支援チーム事業：平成28年度 中野区なかのオレンジカフェ支援事業：平成30年度 若年性認知症相談窓口：令和2年度 もの忘れ検診事業：令和4年度 認知症地域支援推進事業：令和4年度
事業担当	地域包括ケア推進課 在宅療養推進係
関連資料	地域包括ケア推進課II-ii地域包括支援センター機能強化（本事業概要）

介護・高齢者支援課所管事業

I 管理企画

I-i 介護制度運営

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行などを背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月にスタートした。在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着し、介護が必要になっても、だれもが安心して自分らしく暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に持続できるよう、3年ごとに制度の見直しが行われている。

令和3年度から始まった第8期介護保険事業計画では、制度の持続可能性を確保するために、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年度において必要となる介護サービスの量や、制度を支えるために必要な介護保険料の額を推計している。

1 事業の目的

平成12年4月から開始された介護保険制度について、急速な高齢化等を踏まえ、介護保険法の改正などに対応し、制度の安定性、持続可能性の確保を目指す。

2 事業の内容

(1) 運営

中野区が保険者となり、原則として40歳以上の被保険者が納める介護保険料と公費（国、東京都、中野区の負担金）を財源として運営している。

介護保険の財源①（介護保険の財源②及び③の対象経費は除く）

国 25%	東京都 12.5%	中野区 12.5%	保険料（第1号被保険者（23%）） 50% （第2号被保険者（27%））
----------	--------------	--------------	--

介護保険の財源②（介護給付費の施設サービス）

国 20%	東京都 17.5%	中野区 12.5%	保険料（第1号被保険者（23%）） 50% （第2号被保険者（27%））
----------	--------------	--------------	--

介護保険の財源③（地域支援事業 包括的支援事業・任意事業）

国 38.5%	東京都 19.25%	中野区 19.25%	保険料（第1号被 23% 保険者）
------------	---------------	---------------	-------------------------

(2) 介護保険事業計画

介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法に基づき介護保険事業計画を策定している。計画期間（事業期間）は3年間であり、3年ごとに見直しを行っている。現在の第8期介護保険事業計画（計画期間は令和3～5年度）は令和2年度に策定したもの。

(3) 健康福祉審議会健康・介護・高齢者部会

部会の委員の任期は3年で、学識経験者、区内関係団体代表、公募区民委員で構成されている。

第9期中野区健康福祉審議会健康・介護・高齢者部会は令和2年4月に発足した。令和4年度は2回開催し、「中野区介護保険の運営状況について」「介護給付費の計画値と実績値の比較について」「中野区介護保険サービス等の基盤整備状況について」等の報告を受け、質疑、意見の表明を行った。

(4) 介護保険の円滑な利用のための各種施策

ア 介護給付費準備基金

介護保険料収入（保険料軽減に伴う公費含む）が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分（法定給付負担分、特別給付負担分、財政安定化基金拠出金負担分）を上回った場合に、次年度以降の費用不安に備えるため、その余剰金を介護給付費準備基金に積み立てる。支出が収入を上回った場合は、基金から繰り入れる。

【令和4年度末時点基金残高 2,802,949,807円】

イ 特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は① 第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と② 第二次評価（各ホームの基準）により行う。

平成27年度4月の制度改正に伴い、入所要件は原則要介護度3以上の方となったが、一定の要件を満たす方については特例入所として入所申込みができるものとした。

(5) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。中野区では、（予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、（予防）認知症対応型通所介護、（予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の4種類のサービスに加え、平成24年9月から定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、令和2年2月から看護小規模多機能型居宅介護が提供されている。

また、平成28年4月から定員19名未満の通所介護事業所についても、地域密着型サービスに移行した。

(6) 「介護の日」啓発活動

介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、平成20年度に創設された「介護の日」にちなんで、中野区介護サービス事業所連絡会の協力を得て、イベントや相談会等を開催することにより、介護保険制度の周知・啓発を図る。

ア 介護の魅力発信パネル展示及び動画の放映

区役所正面玄関前広場及び区役所ロビーにて、介護の魅力を伝えるパネル展示や介護サービス事業所で働く方の様子を伝える動画を放映した。

〔実施状況〕 令和4年11月10日と11日の2日間で 来場者延2,129名

イ 介護に関する相談会の開催

介護に関する相談会を開催し、介護サービス利用者、家族への介護保険制度の情報提供を行った。

〔実施状況〕 相談件数 11月10日12件 11月11日22件

従前は、上記のほか、福祉用具の展示・体験コーナーの設置や、地域の活動団体の場に出向いての、介護保険制度説明会等を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施できない状況が続いていた。

(7) 在宅要介護者受入体制整備事業

中野区内において在宅で高齢者を介護する同居の家族等が新型コロナウイルスに感染した場合においても、高齢者に対する必要な支援を確保することで、介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活の継続ができ、感染した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えることを目的として、令和3年2月15日に開始した。

令和2年度支援実績 0件
 令和3年度支援実績 1件
 令和4年度支援実績 0件

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則 中野区介護サービス事業所連絡会が運営するウェブサイトに係る運営経費等補助要綱
事業開始時期	平成12年度
事業担当	介護・高齢者支援課 管理係
関連資料	

II 保険料・認定

II-i 資格・賦課

1 資格管理

(1) 事業の目的

中野区介護保険の被保険者（65歳以上の者＝第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者＝第2号被保険者）の資格を適正に管理すること。

(2) 事業の内容

ア 被保険者の資格の異動

- ・ 資格の取得 ◆転入 ◆65歳到達 ◆40歳以上65歳未満の区民の医療保険加入
- ・ 資格の喪失 ◆転出 ◆死亡 ◆40歳以上65歳未満の区民の医療保険脱退

イ 住所地特例者の資格の管理

区外の介護保険施設等（住所地特例施設）に入所し住所を区外に移しても、中野区の被保険者資格が継続する。施設所在地の財政負担集中を防ぐための制度。

ウ 被保険者証の交付

介護保険の被保険者に被保険者証を交付する。ただし、第2号被保険者には認定の申請を行った者、交付申請をした者に対してのみ交付する。

(3) 事業の実績

ア 被保険者数の推移

(単位：人)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号被保険者	67,810	68,343	68,548
65歳～74歳	29,448	31,051	31,768
75歳以上	38,362	37,292	36,780
第2号被保険者	113,948	112,667	113,919

イ 住所地特例取扱者数

(単位：人)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号被保険者	1,061	1,035	1,022
第2号被保険者	12	8	8

2 保険料賦課徴収

(1) 事業の目的

介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(2) 事業の内容

介護保険の被保険者は中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、それぞれ徴収方法が異なる。第1号被保険者の保険料は、保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料とともに徴収している。

(3) 事業の実績

ア 第1号被保険者の徴収方法

① 特別徴収

年金を年額18万円以上受給している被保険者は、原則として年金から天引きする。

② 普通徴収

特別徴収ができない被保険者は、口座振替または納付書により徴収する。

イ 第1号被保険者の保険料の減免・減額

① 減免

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財等の財産に著しく損害を受けた場合に適用する。

② 減額

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な被保険者に対し平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、保険料段階が1～3の被保険者を対象にしている。

ウ 第1号被保険者保険料徴収内訳人数

(単位：人)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総数	67,810	68,343	68,548
特別徴収	56,770	57,310	57,612
普通徴収	11,040	11,033	10,936

エ 第1号被保険者保険料収納状況

(単位：千円)

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
特別徴収	調定額	4,043,434	4,018,109	4,006,880
	収入額	4,059,657	4,033,066	4,020,150
	収納率	100.4%	100.3%	100.3%
普通徴収	調定額	748,740	766,359	784,394
	収入額	683,419	702,779	713,500
	収納率	91.3%	91.7%	90.9%
滞納繰越分	調定額	150,377	169,831	158,614
	収入額	22,138	29,197	30,562
	収納率	14.7%	17.2%	19.3%

オ 第1号被保険者保険料減免・減額承認決定状況

(単位：人)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
保険料減免	13	19	24
保険料減額	19	17	22

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護保険料徴収猶予・減免取扱要綱 中野区介護保険料の減額措置に関する事務取扱要綱
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護・高齢者支援課 介護資格保険料係
関連資料	

Ⅱ-ii 介護認定

1 事業の目的

要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する。

2 事業の内容

- ・ 認定申請の受付
- ・ 認定調査の実施
- ・ 主治医意見書の依頼
- ・ 介護認定審査会の開催
- ・ 要介護認定及び認定結果通知等の発行

3 事業の実施方法

被保険者やその家族等からの認定申請を受け、訪問調査を実施し、主治医意見書とあわせ、介護認定審査会で審査・判定を行い、要支援・要介護認定を行う。

4 事業の対象

- ・ 65歳以上の第1号被保険者
- ・ 40歳以上65歳未満の第2号被保険者
第2号被保険者については、加齢に伴う病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった場合のみ認定を受け介護保険サービスを利用することができる。

5 介護認定審査会

要介護認定の審査・判定業務を行うため、区長の附属機関として介護認定審査会を設置している。（平成11年9月設置）

審査会の委員は、保健・医療・福祉の各分野から、知識と経験に配慮して委嘱している。審査・判定は、委員4名で構成された合議体により行っている。合議体は17班設置されている。

令和5年3月現在122名 任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。

開催状況

年度	開催回数（回）	審査件数（件）
令和4年度	350	10,157
令和3年度	359	9,982
令和2年度	228	7,068

6 事業の実績

(1) 要介護認定状況

ア 申請者数

(単位：件)

年度	総数	新規認定申請	更新認定申請	転入時認定申請	変更認定申請
令和4年度	13,964	3,555	7,644	134	2,631
令和3年度	13,947	3,466	7,725	147	2,609
令和2年度	8,954	3,303	2,994	121	2,536

イ 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

区分	令和5年3月末日	令和4年3月末日	令和3年3月末日
総数	13,964	13,705	13,484
要支援1	2,447	2,485	2,465
要支援2	2,322	2,200	2,157
要介護1	2,538	2,492	2,392
要介護2	2,019	2,048	2,024
要介護3	1,603	1,574	1,529
要介護4	1,818	1,692	1,687
要介護5	1,217	1,214	1,230

関係法規	介護保険法 中野区介護保険条例 中野区介護保険条例施行規則 中野区介護認定審査会規則
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護・高齢者支援課 介護認定係
関連資料	

Ⅲ 保険給付

Ⅲ- i 介護保険給付

1 介護給付事務

(1) 保険給付にかかる勧奨通知・支給決定通知の発送

ア 高額介護サービス費

高額介護サービス費支給対象者へ申請勧奨する。なお、支給対象者が死亡した場合には、家族等（相続人代表者）に申請書を送付する。

令和4年度実績 49,787件（高額分47,112件、医療合算分2,675件）

令和3年度実績 50,894件（高額分48,253件、医療合算分2,641件）

令和3年7月まで、住民税課税世帯で現役並み所得者の利用者負担上限額（月額）は一律44,400円だったが、令和3年8月から下表のとおり変更になった。

なお、一般（住民税課税世帯で現役並み所得者以外）以下の利用者負担段階区分の上限額は、変更なし。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
年収 約1,160万円以上	140,100円
年収 約770万円～約1,160万円未満	93,000円
年収 約383万円～約770万円未満	44,400円

イ 福祉用具購入費・住宅改修費

毎月15日頃に、支給対象者へ決定通知を発送する。

令和4年度実績 福祉用具購入費 980件 住宅改修費 614件

令和3年度実績 福祉用具購入費 1,038件 住宅改修費 657件

(2) 補足給付にかかる負担限度額認定更新時の勧奨通知、決定通知の発送

ア 補足給付の内容

住民税非課税世帯等の方が、介護保険施設（①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④介護医療院）に入所する場合やショートステイを利用する場合に、利用者負担段階に応じて負担限度額を設け、居住費及び食費の基準費用額との差額を給付する。認定者（利用者負担第1段階から第3段階）には、負担限度額認定証を交付する。

【利用者負担額（第3段階）の改正について】

令和3年8月から、従来の利用者負担額（第3段階）の所得段階を2つに区分するとともに、第3段階②については、第3段階①と第4段階の本人支出額の差額の概ね2分の1の額を本人の食費の限度額に上乗せを行った。

利用者負担段階	対象者 世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市区町村民税非課税の方	食費の 限度額
第1段階	・高齢福祉年金・生活保護の受給者など	300円
第2段階	・本人の前年の課税年金収入額と非課税年金収入額の合計+その他の合計所得金額の合計が 年間80万円以下の方	390円(600円)
第3段階①	年間で80万円超120万円以下の方	650円(1,000円)
第3段階②	年間で120万円超の方	1,360円(1,300円)

※（ ）内は短期入所生活介護または短期生活療養介護を利用した場合の食費の負担限度額。

※ 判定基準には、上表の収入状況の他、預貯金等の資産要件がある。資産要件も令和3年8月に見直され、段階を通し一律の金額から、利用者負担段階ごとの設定に変更された。

イ 負担限度額認定期間 8月1日～翌年7月31日

ウ 前年度認定者には毎年5月下旬から6月上旬に勧奨通知を発送する。

新規申請については随時受付を行う。申請受理後、課税状況や資産要件等の審査を行い、承認（不承認）通知を送付する。

令和4年度実績 1,337件

令和3年度実績 1,424件

(3) 負担割合証の交付

ア 負担割合の内容

介護サービスを利用する際の利用負担割合は、1割又は2割のほか、平成30年8月から、現役並みの所得者は3割負担となった。要介護認定者（事業対象者を含む）に対し、毎年7月頃に「介護保険負担割合証」を交付している。また、適用期間中に所得更正や世帯構成変更などにより負担割合が変わった場合は、新たな負担割合証を交付する。

イ 適用期間 8月1日～翌年7月31日

令和4年度交付実績 1割負担 11,622件 2割負担 971件 3割負担 1,483件

2 介護保険給付

要介護（要支援）認定を受けた方のうち、在宅サービスを利用する場合は、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼し（自己作成も可）、サービスを利用する。要介護度に応じて決められた支給限度額（下表参照）内でサービスを利用した場合の本人負担は、1割から3割である。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額本人負担となる。

なお、利用したサービスの金額は、単位数（サービスの種類により異なる）の合計に、地域差を考慮した単価を乗じて計算する。

(1) 要介護度別居宅サービスの利用限度額単位等一覧

要介護度	支給限度額 (1か月あたりの単位数)	福祉用具購入費の 支給	住宅改修費の 支給
要支援1	5,032単位	4月1日～翌年3月31日の間 で10万円を限度	原則1住宅につき20万円を 限度
要支援2	10,531単位		
要介護1	16,765単位		
要介護2	19,705単位		
要介護3	27,048単位		
要介護4	30,938単位		
要介護5	36,217単位		

(2) 介護保険サービスの種類

ア 居宅サービス

- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・ [介護予防] 訪問入浴介護
- ・ [介護予防] 訪問看護
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ [介護予防] 訪問リハビリテーション
- ・ [介護予防] 通所リハビリテーション（デイケア）
- ・ [介護予防] 福祉用具の貸与・購入
- ・ [介護予防] 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ [介護予防] 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・ [介護予防] 住宅の改修
- ・ [介護予防] 居宅介護支援（ケアプラン）の作成

イ 施設サービス（入所施設の利用は要介護の場合のみ、特養ホームは要介護3以上）

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護療養型医療施設

ウ その他のサービス

- ・ [介護予防] 居宅療養管理指導
- ・ [介護予防] 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ [介護予防] 認知症対応型通所介護
- ・ [介護予防] 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※利用は要支援2以上
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ [介護予防] 小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス

(3) 保険給付費執行状況（令和4年度）

	予算現額（円）	執行額（円）	予算比（%）	前年度執行額（円）	前年比（%）
総数	21,972,923,000	21,391,973,370	97.4	21,208,132,404	100.9
居宅サービス	12,235,672,000	12,274,587,719	100.3	11,939,024,219	102.8
地域密着型サービス	2,950,994,000	2,876,849,540	97.5	2,877,407,849	100.0
施設サービス	5,299,161,000	5,105,002,444	96.3	5,142,405,773	99.3
高額介護サービス※	970,741,000	733,914,827	75.6	799,250,627	91.8
特別給付	113,450,000	110,472,900	97.4	109,348,459	101.0
特定入所者介護サービス	402,905,000	291,145,940	72.3	340,695,477	85.5

※ 高額介護サービスには、高額医療合算介護サービスも含む。

(4) 居宅サービス種類別給付状況（令和4年度）

	費用額（円）	支払件数（件）	月平均件数（件）	構成割合（費用額）（%）
総数	15,151,437,259	394,421	32,868	100.0
訪問介護	2,310,175,623	34,319	2,860	15.3
訪問入浴介護	163,178,573	2,799	233	1.1
訪問看護	1,238,278,323	28,525	2,377	8.2
訪問リハビリテーション	171,438,548	4,800	400	1.1
通所介護	1,625,119,956	21,266	1,772	10.7
通所リハビリテーション	373,994,804	8,503	709	2.5
福祉用具貸与	794,894,658	64,906	5,409	5.2
短期入所	439,627,414	5,510	459	2.9
地域密着型サービス※ ¹	2,876,849,540	23,098	1,925	19.0
その他サービス※ ²	5,075,770,240	199,101	16,591	33.5
福祉用具購入	30,094,550	980	82	0.2
住宅改修	52,015,030	614	51	0.3

※¹ 「地域密着型サービス」とは、地域密着型通所介護、[介護予防] 認知症対応型通所介護、[介護予防] 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、[介護予防] 小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを指す。

※² 「その他サービス」とは、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、居宅介護サービス計画（いずれも介護予防分を含む）を指す。

(5) 施設サービス施設別給付状況（令和4年度）

	費用額 (円)	支払件数 (件)	月平均件数 (件)	構成割合 (費用額) (%)
総 数	5,105,002,444	17,531	1,461	100.0
介護老人福祉施設	3,685,082,189	12,934	1,078	72.2
介護老人保健施設	1,178,529,606	3,929	327	23.1
介護医療院	195,724,015	534	45	3.8
介護療養型医療施設	45,666,634	134	11	0.9

(6) 特別給付

ア 短期入所（ショートステイ）にともなう送迎費用の給付

短期入所利用時の送迎の際に施設の送迎サービスが利用できず、タクシー、寝台車を利用した場合に利用者負担額を超えた部分の金額（限度あり）を給付する。

令和4年度実績 5件 給付費 17,390円

令和3年度実績 5件 給付費 29,960円

（単位：円）

	利用者負担額	給付限度額
タクシーを利用した場合	2,500	12,500
寝台車を利用した場合	4,000	12,000

イ 訪問理美容サービス

在宅で要介護3・4・5の寝たきり、認知症等で理美容店の利用が困難な方から申請を受け、理美容券を発行し、訪問による理美容サービスを実施している。

サービス利用者は、区と提携した理美容組合加盟店等から訪問を受け、自己負担金（1,500円）と理美容券を事業者に渡す。事業者は理美容券を保険者に提出し、3,600円の給付を受ける。

理美容券は令和4年度より、2か月に1枚の割合で1年間に6枚までの発行に変更した。

令和4年度実績 561件 給付費 2,019,600円

令和3年度実績 375件 給付費 1,350,000円

ウ 寝具乾燥サービス

在宅で要介護4・5の寝たきりの方や、常時失禁状態の方を対象に、寝具乾燥サービスを実施している。利用者は、毎月利用の際にサービス事業者へ自己負担金を支払う。

利用者負担額（1回につき）

乾燥消毒（年9回） 700円 （住民税世帯非課税世帯等 550円）

水洗い（年3回） 1,000円 （住民税世帯非課税世帯等 800円）

令和4年度実績 51件 給付費 522,850円

令和3年度実績 49件 給付費 481,900円

エ おむつサービス

令和3年度より、特別給付として予算措置された。

※ 事業の詳細については、V-ii 高齢者安心生活自立支援（5）紙おむつサービスの項に掲載。

3 国保連合会の審査支払業務について

(1) 審査支払業務の内容

介護報酬の審査・支払事務処理は、区市町村の委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会が行い、介護サービス費については、1割から3割の利用者負担を除いた費用がサービス事業所へ、利用者負担のない介護支援費は、10割が介護支援事業所へ、国保連合会よりそれぞれ支払われる。

(2) 審査支払業務の流れ

- ① サービス事業所からの給付費請求書情報及び介護支援事業所等からの給付管理票情報を受け付ける。
- ② ①の内容を点検し、突合を行う。
- ③ 支給限度額管理を行う。
- ④ 介護給付費審査委員会において請求内容の審査を行う。
- ⑤ 点検・審査の結果、事業所へ返戻及び審査結果を通知する。
- ⑥ 保険者へ介護給付費を請求する。

令和4年度実績	審査支払件数	408,985 件
	審査支払手数料	24,993,063 円
令和3年度実績	審査支払件数	398,768 件
	審査支払手数料	24,368,702 円

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修費の受領委任払いに係る事務取扱要綱 中野区介護保険福祉用具購入費の受領委託払いに係る事務取扱要綱 中野区介護保険条例（第11条）、同施行規則（第22条の2、第23条、第25条） 中野区介護保険特別給付費訪問理美容サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費寝具乾燥サービスの代理受領に係る事務取扱要綱 中野区介護保険特別給付費の代理受領に係る事務取扱要綱
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護・高齢者支援課 介護給付係
関連資料	

III-ii 給付適正化

1 ケアプラン点検

ケアプランの質の向上を目指すとともに、健全な介護給付の実現と適正化を図る。
 令和3年度まで行っていた書面によるケアプラン点検を面談による点検に変更した。

- (1) 面談によるケアプラン点検 令和4年度実施件数 18件
- (2) ケアプラン質の向上検討会 令和4年度開催回数 8回
- (3) 訪問介護における生活援助中心型サービス提供の回数に係る多職種検証 令和4年度実施件数 2件

2 住宅改修・福祉用具点検

- (1) 住宅改修・福祉用具点検の訪問調査

令和4年度 住宅改修実績 86件 福祉用具実績 48件

- (2) 住宅改修理由書作成助成

ケアマネジャーなど介護保険住宅改修の専門性を有する者が、居宅介護支援（介護予防）のサービスを受けていない利用者の「住宅改修を必要とする理由書」を作成する場合に、1件あたり2,000円の補助を行う事業。

令和4年度助成件数 16件 執行額 32,000円

3 縦覧点検・医療情報との突合

国保連から提供される縦覧点検と医療情報との突合リストを定期的に確認する。（国保連への委託件数を含む）

- (1) 医療情報との突合 令和4年度実績 271件
- (2) 計画費縦覧点検 令和4年度実績 899件
- (3) 算定縦覧点検 令和4年度実績 2,614件
- (4) 重複請求縦覧 令和4年度実績 429件
- (5) 入退所を繰り返す受給者縦覧点検 令和4年度実績 3,777件
- (6) 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与点検 令和4年度実績 7,750件

4 介護給付費通知

介護サービス利用者に対して給付内容や額を通知し、介護給付内容等を自ら確認してもらうことにより給付の適正化を図る。

ア 通知対象者

介護保険サービス利用者

イ 通知内容

サービス年月、サービス事業所名、サービスの種類、日数、サービスの費用額、利用者負担額

ウ 通知時期及び発送件数

令和5年3月発送（令和4年10月、11月利用分） 10,792件

5 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認

軽度の者（要支援1・2、要介護1）のうち、中野区が書類を確認した件数 令和4年度実績 76件

関係法規	介護保険法 中野区介護保険住宅改修支援事業実施要項
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護・高齢者支援課 介護予防推進係、介護給付係
関連資料	

IV 介護事業者

IV-i 事業者指導

1 事業の目的

介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化のために、介護保険サービス事業者等に対して指導や支援を行う。

2 事業の内容

(1) 運営指導

年間計画に基づき介護サービス事業所を実地に訪問又はWeb会議システムを利用し、書類の確認や職員への聞き取りによる運営状況の調査を行う。調査により運営方法の誤りや不適切な取扱い等が確認された場合は、改善に向けて口頭又は文書により指導を行う。また、苦情や事故報告など早急な原因解明や改善指導が必要な場合は個別に運営指導を実施する。

(2) 集団指導

年間計画に基づき区の指定する介護サービス事業所をサービス種別ごと（居宅介護支援等、訪問介護等、通所介護等、グループホーム、（看護）小規模多機能）に一定の場所に集め、事業所の運営等に必要の指導を講習等の方法により行う。新型コロナウイルス感染症への対応により、令和4年度は区のホームページに資料を掲載する方法により実施した。

(3) 苦情対応

介護サービス利用者やその家族等からの事業者に対する苦情の受け付け、対応・調整を行う。

(4) 事故報告

事業所から提出された事故報告書に基づき、事故の状況把握及び再発防止策の確認・指導を行う。集団指導等で他事業所への情報提供を行い、同種の事故の再発防止を図る。

3 事業の対象

区内の介護サービス事業所

4 事業の実績

(1) 運営指導

(単位：所)

介護サービス種別	実施事業所数	介護サービス種別	実施事業所数
総数	51		
介護予防支援	0	定期巡回・随時対応型	0
居宅介護支援	16	訪問介護看護	
地域密着型通所介護	18	夜間対応型訪問介護	0
認知症対応型通所介護	5	訪問介護	0
認知症対応型共同生活介護	12	通所介護	0
(看護)小規模多機能型居宅介護	0	介護老人福祉施設	0
		介護老人保健施設	0

(2) 集団指導

(単位：所)

介護サービス種別	参加事業所数	介護サービス種別	参加事業所数
総数	225		
居宅介護支援等	91	グループホーム	19
訪問介護等	58	(看護)小規模多機能	6
通所介護等	51		

(3) 苦情申立人別苦情の内訳 (単位:件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総数	151	128	153
本人	67	65	75
家族	53	42	50
ケアマネジャー	8	3	1
事業者・施設	10	8	15
その他	13	10	12

(4) 介護サービス別事故報告件数 (単位:件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総数	1,125	638	554
施設サービス	267	181	119
居宅サービス	858	457	435

関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・中野区介護保険条例、同施行規則 ・中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・中野区介護サービス事業者等に対する調査、指導及び監査実施要綱 ・介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
事業開始時期	平成12年4月
事業担当	介護・高齢者支援課 介護事業者係
関連資料	

IV-ii 事業者指定管理

1 事業の目的

区民が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、基準に沿った適切なサービスを実施できる事業所の指定等を行うことで、介護サービスの基盤を整備する。

2 事業の内容

(1) 書類審査及び指導

新規指定、指定更新、変更、休止、再開、廃止等の申請・届出書類の審査及び指定に係る指導。

(2) 現地確認

新規指定の場合等で実際に施設の設備等の確認が必要な場合は、現地に赴き施設の設備等の確認を行う。

(3) 指定手続

新規指定等の申請に基づき、条例等の定める条件に合致する介護サービス事業所に対して文書及び公示等により指定を行う。指定の内容等について東京都の管理する介護保険指定事業者等管理システムクラウド版への登録手続きを行う。

3 事業の対象

居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行おうとする事業者及び実施している事業者

4 事業の実績

新規指定事業所数

(単位：件)

事業所種別		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		区内	区外 ※1	区内	区外 ※1	区内	区外 ※1
総計		14 (335)	20 (216)	9 (349)	30 (215)	10 (348)	23 (210)
居宅介護支援事業所		3 (71)	-	2 (78)	-	4 (80)	-
介護予防支援事業所		0 (8)	-	0 (8)	-	0 (8)	-
サービス 地域密着型	地域密着型通所介護	2 (52)	3 (77)	2 (55)	11 (87)	1 (54)	7 (88)
	認知症対応型通所介護事業所	1 (11)	2 (2)	0 (11)	0 (0)	0 (11)	0 (0)
	認知症対応型共同生活介護事業所	1 (22)	1 (3)	0 (21)	0 (2)	0 (21)	1 (2)
	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	0 (7)	0 (1)	0 (7)	2 (2)	0 (7)	0 (0)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 (3)	0 (1)	0 (4)	1 (1)	1 (4)	0 (0)
	夜間対応型訪問介護事業所	1 (1)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
総合事業	予防訪問サービス	1 (60)	6 (48)	1 (62)	8 (41)	1 (62)	6 (38)
	生活援助サービス	2 (29)	2 (7)	1 (28)	1 (6)	1 (28)	0 (6)
	予防通所サービス	3 (70)	6 (77)	2 (71)	7 (76)	1 (70)	9 (76)
	活動援助サービス	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)

※ () 内は各年度末時点の指定事業所数

※1 中野区の被保険者が他区市町村の地域密着型サービス、総合事業を利用する際に指定する。

<p>関係法規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法等 ・ 中野区介護保険条例、同施行規則 ・ 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・ 中野区指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 中野区介護サービス事業者等に対する調査、指導及び監査実施要綱 ・ 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領 ・ 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・ 中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 ・ 中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
<p>事業開始時期</p>	<p>平成 12 年 4 月</p>
<p>事業担当</p>	<p>介護・高齢者支援課 介護事業者係</p>
<p>関連資料</p>	

V 高齢者サービス

V-i 高齢者健康支援

1 事業の内容

(1) 敬老事業

昭和40年から77歳、88歳及び99歳以上の者に対し、敬老祝品を贈呈していたが、平成13年度から対象者を100歳以上とした（中野区敬老祝品贈呈事業実施要綱）。

平成16年度からは、対象者について、「年内に100歳以上の誕生日を迎える者」から、「年度内に100歳以上の誕生日を迎える者」に変更し、「敬老の日」を中心に祝品を贈呈している。また、平成17年度からは、88歳（米寿）のお祝いとして区内園児が描いた絵に区長のお祝いの言葉を添えた敬老カードを対象者に送付している。

敬老祝品贈呈実施状況

区分	対象者数	
88歳（米寿）	1,510人	区内園児が描いた絵を使用した敬老カード
100歳以上	253人	中野区内共通商品券（10,000円分）

(2) 高齢者農園

高齢者の健康保持と仲間づくりを行い、併せて園芸技術を習得するなど、高齢者の福祉増進を図ることを目的とする事業で、昭和51年4月から実施している。

利用対象者は区内在住の60歳以上の方。平成13年度から費用負担あり（中野区高齢者農園要綱）。花・野菜、盆栽、植木の3つのグループがあり、区内3か所の農園で園芸作業を行っている。

- ・ やよい農園 中野区弥生町四丁目30番
- ・ かみさぎ農園 中野区上鷺宮五丁目30番
- ・ かみさぎ農園分園 中野区上鷺宮一丁目16番

農園別利用者数

令和5年4月1日現在

	花・野菜部	盆栽部	植木部	計
やよい農園	29人		12人	41人
かみさぎ農園（分園含む）	21人	5人	15人	41人

(3) 三療サービス

高齢者、障害のある人及び原子爆弾の被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージで医療行為に当たらないもの並びに健康及び保健に関する情報の提供、健康相談等を行い、その健康増進を図るとともに、三療の施術にたずさわる視覚障害のある人の就業の援助を図ることを目的とする事業で、昭和51年5月から実施している（中野区三療サービス実施要綱）。

中野区鍼灸按摩マッサージ師会への委託により、区内に居住する60歳以上の者を対象として、毎月1回、高齢者会館、高齢者集会室等30か所で行っている。

また、平成2年4月からは、65歳以上で常時寝たきりの高齢者及び身体障害者手帳1級該当者に対して、さらに、平成4年4月からは、被爆者健康手帳の交付を受けている者に対しても、年4回まで自宅への出張施術を行っている。自己負担金は、いずれも1回900円。

三療サービス実施状況

(単位：人)

会 場	利用者数	会 場	利用者数
総 数	3,666		
しんやまの家	160	鷺六高齢者会館	105
南部高齢者会館	94	南中野区民活動センター	102
本一高齢者会館	151	鍋横区民活動センター分室	79
城山ふれあいの家	109	中部すこやか福祉センター	131
宮園高齢者会館	185	新井区民活動センター	205
東中野いこいの家	126	江古田区民活動センター	104
昭和高齢者会館	80	沼袋区民活動センター	60
上高田高齢者会館	107	野方区民活動センター分室	198
上高田東高齢者会館	97	大和区民活動センター	119
沼袋高齢者会館	157	上鷺宮区民活動センター	75
みずの塔ふれあいの家	78	やよいの園	53
野方高齢者会館	95	中野三丁目(旧堀江)敬老館	76
東山高齢者会館	80	松が丘シニアプラザ	81
若宮高齢者会館	151	鷺宮高齢者会館	69
若宮いこいの家	243	出張施術	83
白鷺高齢者会館	213		

関係法規	中野区高齢者農園要綱 中野区三療サービス実施要綱 中野区敬老祝品贈呈事業実施要綱
事業開始時期	昭和40年、他
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者サービス係
関連資料	

V-ii 高齢者安心生活自立支援

1 事業の内容

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び障害のある人が家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報機等を用いて容易に東京消防庁に通報することにより、高齢者の速やかな救助を図ることを目的として、昭和63年度から緊急通報システム事業として実施している（中野区緊急通報システム事業実施要綱）。

平成11年度～民間受信センターに通報する民間緊急通報システムを導入した。

平成17年度～民間緊急通報システムについて、見守りのためのセンサー（感知器）設置をメニューに加え、見守り・緊急通報システムとした。

平成22年度～見守りセンサーの設置は、継続利用者を除いて緊急通報システムに一本化した。

平成28年度～火災センサーを加えた。

平成29年度～日中独居高齢者や慢性疾患のない高齢者に対する緊急通報システム事業を地域活動推進分野から事務移管した。

○費用負担

慢性疾患または障害有り 月額 600円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 300円）

慢性疾患及び障害なし 月額 1,300円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 650円）

日中独居高齢者 月額 1,300円（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は月額 650円）

利用状況

（単位：人）

年 度		4	3	2	元	30
年 度 末 機器貸与者	高 齢 者	512	528	543	544	532
	障害のある人	17	15	14	13	14

(2) 高齢者火災安全システム

平成11年度から実施している、高齢者火災安全システム（火災警報器、専用通報機、自動消火装置、電磁調理器）については、東京都火災予防条例の改正により平成22年4月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたこと、電磁調理器が一般的に普及して安価に購入可能になったこと等により申請件数が減少した。

この状況を踏まえて、平成26年度から給付内容を見直し、給付品目を東京消防庁への自動通報システムに限定して、地域における見守りや支えあいの中から、すこやか福祉センター等に相談や情報提供が行われた場合、防災上必要と認められ、当該世帯に属する者の心身機能の低下や居住環境等から防火への配慮の必要性が特に高いと判断される場合については、対象者の意向を確認の上、専用通報機（自動通報システム）の設置を行うこととしている（中野区高齢者火災安全システム事業実施要綱）。

○継続利用件数 1件

(3) 徘徊高齢者探索サービス

平成14年8月から、認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する者に対し、位置情報専用探索機を貸し出し、GPSを利用した探索システムにより、徘徊時の位置情報を提供し、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担を軽減することを目的として実施している（中野区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱）。

対象者は、①介護者本人または介護される徘徊高齢者（要支援1～要介護5の、65歳以上の認知症もしくは40歳以上の初老期認知症の方）が中野区内に住所を有する者、②徘徊高齢者を日常的に介護している者、③位置情報の確認後、徘徊高齢者を迎えに行ける者（介護者に代わって迎えに行ける者がいる場合を含む）の全てを満たす者。

令和3年4月から対象者の要件の①を「介護される徘徊高齢者が中野区内に住所を有する者」に変更した。

利用者負担として月額600円を委託事業者へ直接支払う（住民税非課税世帯は月額300円）。

○利用者実績 実人員 39人、利用者数 延 337人

(4) 自立支援住宅改修等

平成12年4月に導入された介護保険制度を補完するため、身体機能の低下その他の理由により、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者に対し、その居住する住宅の浴室等の改修及び日常生活用具の給付を行っている。これにより、昭和48年9月から実施してきた高齢者日常生活用具等給付（貸与）事業及び、平成4年4月から実施してきた高齢者住宅改造サービス事業を廃止した。

また、平成22年度からは自力改修が困難な低所得者への支援と位置づけ、所得制限（前年の合計所得金額200万円未満）を設けた。さらに、平成24年度からは設備改善給付の各種目（浴室、台所、便所）の給付限度額を引き下げた（中野区高齢者自立支援住宅改修等事業実施要綱）。

改修内容は次のとおり。

- ① 介護保険で要支援以上の認定を受けた者に対する設備改善給付（介護保険外種目である洗面化粧台及び流しの取替、介護保険の限度額に上乗せする浴槽改善及び便器の洋式化）
- ② 介護保険の要介護認定で自立と認定されたが、身体状況等から一定の住宅の改修が必要と認められた者に対する住宅改修予防給付及び日常生活用具給付（4種目）
- ③ 利用者の負担は、限度額以内の経費の1割（減免あり）

改修等実績

（単位：件）

住宅改修		件数	日常生活用具	件数
総 数		14	総 数	1
設備改善給付	浴室（浴槽の取替）	12	腰掛便座	0
	台所（流しの取替）	0	スロ ー プ	0
	便所（洋式化）	1	歩行支援用具	0
予 防 給 付		1	入浴補助用具	1

(5) 紙おむつサービス

65歳以上の常時失禁状態にある高齢者に対して、紙おむつを月に1回支給する事業で、昭和52年10月から実施している（中野区おむつ支給規則）。利用者は、27種類のおむつの中から必要なものを支給限度の範囲内で組み合わせて利用できる。

平成18年度～対象者をそれまでの要支援以上から、要介護1以上の者へと変更し、地域支援事業に位置付けた。

平成24年10月1日～所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額が231,400円未満の者から、生計中心者の前年（1～6月は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の者に変更した。

令和3年度～介護保険の特別給付に移行した。

○令和4年度 利用者数 延21,255人

利用状況

（単位：人）

年 度	4	3	2	元	30
月平均利用者	1,771	1,760	1,683	1,665	1,656

(6) おむつサービス

3歳以上の障害のある人に対し、紙おむつを月に1回支給する事業で、昭和53年5月から実施している（中野区おむつ支給規則）。

対象者は、常時失禁状態にある者で、身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度に該当する者で、生計中心者の前年（1～6月は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の者。

平成10年7月1日～医療機関に入院中の障害のある人及び65歳以上の高齢者（要介護認定は不要）には、月額6,000円を限度におむつ代の実費相当額を助成している。

平成24年10月1日～所得制限を見直し、生計中心者の特別区民税額が231,400円未満の者から、生計中心者の前年の合計所得金額が3,500,000円未満の者に変更した。

利用状況

(単位：人)

年 度		4	3	2	元	30	
月平均利用者	高 齢 者	137	142	140	144	159	
	障害のある人	現物支給	77	76	71	64	67
		費用助成	10	11	11	11	10

(7) 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償金を補償するための保険。認知症の高齢者等及びその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するために令和2年2月から実施している（中野区認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱）。

対象者は、①現に区内に居住し、中野区内に住所を有する40歳以上の者、②介護保険における要介護認定又は要支援認定を受けている者、③認知症による徘徊行動がある者、④在宅での生活をしており、かつ、医療機関に入院や社会福祉施設に入所していない者の全てを満たす者。

区が保険料を全額負担し、利用者負担はない。

○利用者実績 実人員 154人、利用者数 延1,433人

関係法規	中野区緊急通報システム事業実施要綱 中野区高齢者火災安全システム事業実施要綱 中野区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱 中野区高齢者自立支援住宅改修等事業実施要綱 中野区おむつ支給規則 中野区認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱
事業開始時期	昭和52年10月、他
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者サービス係
関連資料	

VI 高齢者支援基盤整備

VI-i 介護サービス基盤整備支援

1 介護基盤整備

(1) 介護サービス基盤整備支援

介護保険制度に基づく、地域密着型サービスの整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備等を行っている。

ア 地域密着型サービス等事業所の開設

令和3年度に選定した認知症高齢者グループホームが開設された。

場所	整備施設	定員	整備運営事業者	備考
中野区上鷲宮一丁目8番	認知症高齢者グループホーム	3ユニット 27名	株式会社 日本アメニティ ライフ協会	令和4年11月開設

イ 施設整備補助実績

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備費助成一覧

(単位：円)

施設名	運営者	補助対象年度	期間	補助年額	補助総額
中野友愛ホーム	武蔵野療園	平成15～令和4年度	20年間	21,880,000	437,600,000

ウ 介護保険施設の現況

(単位：人)

区分	施設名	運営者	定員	5年 3月末 利用者	4年 3月末 利用者	備考
区内施設総数			947	899	902	
区内	① しらさぎホーム (中野区白鷺)	中野区福祉 サービス事業団	85	81	80	経営支援補助
	② 小淀ホーム (中野区中央)	中野区福祉 サービス事業団	73	70	72	経営支援補助
	③ かみさぎホーム (中野区上鷺宮)	武蔵野療園	100	97	98	経営支援補助
	④ 中野友愛ホーム (中野区江古田)	武蔵野療園	127	124	127	整備費補助中
	⑤ 浄風園 (中野区江古田)	浄風園	50	48	50	整備費補助済
	⑥ ベタニアホーム (中野区江古田)	慈生会	80	79	80	整備費補助済
	⑦ 弥生ホーム (中野区弥生町)	ケアネット	30	27	28	整備費補助済
	⑧ 江古田の森 (中野区江古田)	南東北福祉事業団	100	99	97	PFI 法事業権契約 に基づく事業
	⑨ おたきほうむ (中野区東中野)	ケアネット	50	41	43	区有地活用
	⑩ ハピネスホーム・ひなぎ くの丘 (中野区弥生町)	武蔵野療園	68	62	66	区有地活用
	⑪ 中野すみれ園 (中野区弥生町)	すみれ福祉会	84	71	61	東京都住宅供給 公社用地活用
	⑫ 東京令和館 中野 (中野区江古田)	東京武尊会	100	100	100	国有地活用

区分	施設名	運営者	定員	5年 3月末 利用者	4年 3月末 利用者	備考
区外施設総数			1,424	76	66	
区 外 (協 力 施 設)	① やすらぎの園 (小平市)	黎明会	136	1	1	
	② 裕和園 (千葉市)	穩寿会	155	0	0	
	③ 新清快園 (日の出町)	清快福祉会	118	8	10	
	④ 多摩シルバーハウス (八王子市)	ゆずの木	85	4	5	
	⑤ 塩船園 (青梅市)	東京武尊会	150	22	14	
	⑥ 青梅天使園 (青梅市)	天使園	70	12	6	
	⑦ シルバーコート丹三郎 (奥多摩町)	青梅白寿会	100	2	2	
	⑧ 大洋園 (青梅市)	一石会	160	7	7	
	⑨ 清雅苑 (清瀬市)	東京聖労院	82	10	12	
	⑩ あゆみえん (青梅市)	徳心会	168	6	5	
	⑪ ひのでホーム (日の出町)	芳洋会	200	4	4	

- ※ 区内・区外施設とも、利用者数は中野区の被保険者人数
- ※ 令和5年3月の利用者数は、国民健康保険団体連合会の令和5年4月審査分に基づいて算出した
- ※ 区内・区外の協力施設以外の介護老人福祉施設には、197人の中野区の被保険者が入所している

関係法規	中野区介護基盤整備事業補助要綱 中野区介護施設等開設準備経費補助金交付要綱 中野区地域密着型サービス等重点整備事業費補助要綱 中野区定期借地権利用による整備促進特別対策事業（介護分）補助要綱 中野区都市型軽費老人ホーム整備事業費補助要綱 中野区特別養護老人ホーム整備費等補助要綱 中野区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱 中野区補助金等交付規則
事業開始時期	平成12年度
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者支援基盤整備係
関連資料	

VI-ii 事業者運営助成

1 事業の内容

区は、介護保険制度における介護保険施設（介護老人福祉施設）への経営支援補助金の交付や通所介護事業の運営支援を行っている。

(1) 介護保険施設等

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険で原則要介護3～5に認定された人で在宅介護を受けることが困難な人を対象に、施設での介護サービスを提供する。

イ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人を対象に、特別養護老人ホーム等に短期間入所して食事・入浴等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要

平成12年4月、介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の特別養護老人ホーム等を運営するサービス提供事業者となった。その後、かみさぎ特別養護老人ホームは平成13年4月から、しらさぎホーム及び小淀ホームは平成15年4月から社会福祉法人がサービス提供事業者となり、区営施設の運営はすべて民間事業者に移行した。

(2) 通所介護事業

ア 通所介護、予防通所サービス

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

イ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護保険で要支援1・2、要介護1～5に認定された人で、認知症の高齢者を対象に、送迎・食事・入浴介助・機能訓練等必要なサービスを提供する。

ウ 施設概要と定員

平成12年4月の介護保険法施行により、中野区が介護保険指定事業者となり、区立の高齢者デイサービス事業を運営してきた。その後、弥生と松が丘の高齢者在宅サービスセンターについては、平成15年4月から民間事業者による自主運営に移行したが、平成25年4月1日付で、弥生及び松が丘高齢者福祉センターが廃止となったことに伴い、区の管理による事業を終了した。東中野高齢者在宅サービスセンター（現中野陽だまり）については、平成16年4月から民間事業者による運営に移行したが、平成26年3月31日をもって区の管理を終了した。桃二及び多田高齢者在宅サービスセンター2か所については、平成18年4月から指定管理者による管理に移行し、指定管理者が介護保険指定事業者になったが、桃二は平成24年4月1日、多田は平成25年4月1日にそれぞれ指定管理者による管理を終了し、施設も廃止された。

(3) 江古田の森保健福祉施設（東京総合保健福祉センター江古田の森）

国立療養所中野病院跡地に、介護老人保健施設や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設などを持つ総合的な保健福祉施設が平成19年4月1日に開設した。同施設の整備・運営はPFI法に基づき区と事業権契約を締結した社会福祉法人南東北福祉事業団が行っている。

平成28年7月から新たに通所リハビリテーション（短時間サービス）を開始した。さらに平成29年8月に通所リハビリテーションの定員を40名から45名に増員した。

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱 中野区介護保険事業施設に係る経営支援補助要綱
事業開始時期	
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者支援基盤整備係
関連資料	介護保険施設一覧 通所介護事業施設一覧（本事業概要）

VI-iii 介護サービス事業者育成・支援

1 事業の目的

介護事業者に対して職員の確保や定着支援、職種に応じた研修を実施し、介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供する。

2 事業の内容

(1) 介護従事者定着支援事業

ア 介護福祉士受験費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成した。
 [実施状況] 申請事業者：13事業所 助成人数：32名

イ 初任者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、初任者研修受講費用を助成した。
 [実施状況] 申請者：15名

ウ 実務者研修費用助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、実務者研修受講費用を助成した。
 [実施状況] 申請者：33名

(2) 福祉サービス第三者評価受審費用の助成

「福祉サービス第三者評価」の受審の普及、及び定着を図るため、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は都市型軽費老人ホームを運営する事業者を対象に、受審費用の助成を行った。

[実施状況] 申請事業者：19事業所

(3) 研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として職種・職層に応じた研修を実施した。（介護支援専門員研修の定員超過者に対する研修を追加で1回実施した。）

研修の種類	研修名	対象	実施回数	参加延人数
レベルアップ研修	介護支援専門員研修	介護支援専門員	2	266
	地域ケアマネ支援研修	地域包括支援センター職員	1	127
	ケアマネジャー・サービス提供責任者研修	サービス提供責任者	1	66
	居宅介護支援・サービス提供責任者研修	介護支援専門員 サービス提供責任者	1	108
	介護従事者（介護技術/実務・実践/認知症ケア/ハラスメント等）研修	介護従事者	4	217
定着支援研修	介護サービス事業所職員（新任）研修	新人職員	1	32
	介護サービス事業所職員（中堅職員）研修	中堅職員（リーダー） 管理者 部門責任者	1	68
	介護サービス事業所（管理者・部門責任者）研修	管理者 部門責任者	1	38
	介護サービス事業所（虐待）【施設系/在宅系】研修	介護従事者	2	87
	介護サービス事業所（ゲートキーパー）研修	介護従事者	1	39
合計			15	1,048

(4) 介護人材の確保・育成支援

介護の仕事に関心を持つ介護未経験者に対して、介護分野への多様な人材の確保及び生活援助サービスの従事者の養成を目的として中野区介護に関する入門的研修を実施した。

ア 実施内容 全2回 各4日間計21時間

イ 研修実績

(単位：人)

	申込者数	参加者数	修了者数
第1回	34	29	26
第2回	32	26	23

ウ おしごと相談会実績

(単位：人)

	参加者数	就労者数
第1回	17	4
第2回	13	4

(5) 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。区では、介護サービス事業所研修を共催で実施するなど、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行った。

(6) 物価高騰に伴う介護サービス事業所等への支援

原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所及び介護保険施設の負担軽減を目的として、支援金を交付した。

ア 介護サービス事業所等物価高騰対策支援金

居宅サービス：42事業所、地域密着型サービス：89事業所、総合事業：2事業所、
介護保険施設：15施設

イ 介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（追加）

居宅介護支援事業所：27事業所、居宅サービス：100事業所、地域密着型サービス：80事業所、
総合事業：3事業所、介護保険施設：15施設

関係法規	介護保険法等、中野区介護保険条例、同施行規則 中野区介護保険施設条例、同施行規則、中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 中野区特別養護老人ホーム等運営事業者に対する福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 中野区介護福祉士受験手数料助成金交付要綱 中野区介護職員初任者研修受講費用助成金交付要綱 中野区介護職員実務者研修受講費用助成金交付要綱 中野区生活援助従事者研修受講費用助成金交付要綱
事業開始時期	平成12年度
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者支援基盤整備係、管理係
関連資料	

VI-iv 中野区福祉サービス事業団

1 事業団について

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団は、中野区が設置した特別養護老人ホーム等の福祉施設の運営を受託する目的で、平成6年2月に設立された。

平成15年4月からは、中野区から運営受託していた特別養護老人ホーム等の介護保険施設や介護保険事業、及び障害のある人の自立した地域生活を支援する福祉サービスについて、事業団が経営主体となり自主運営している。

2 目的

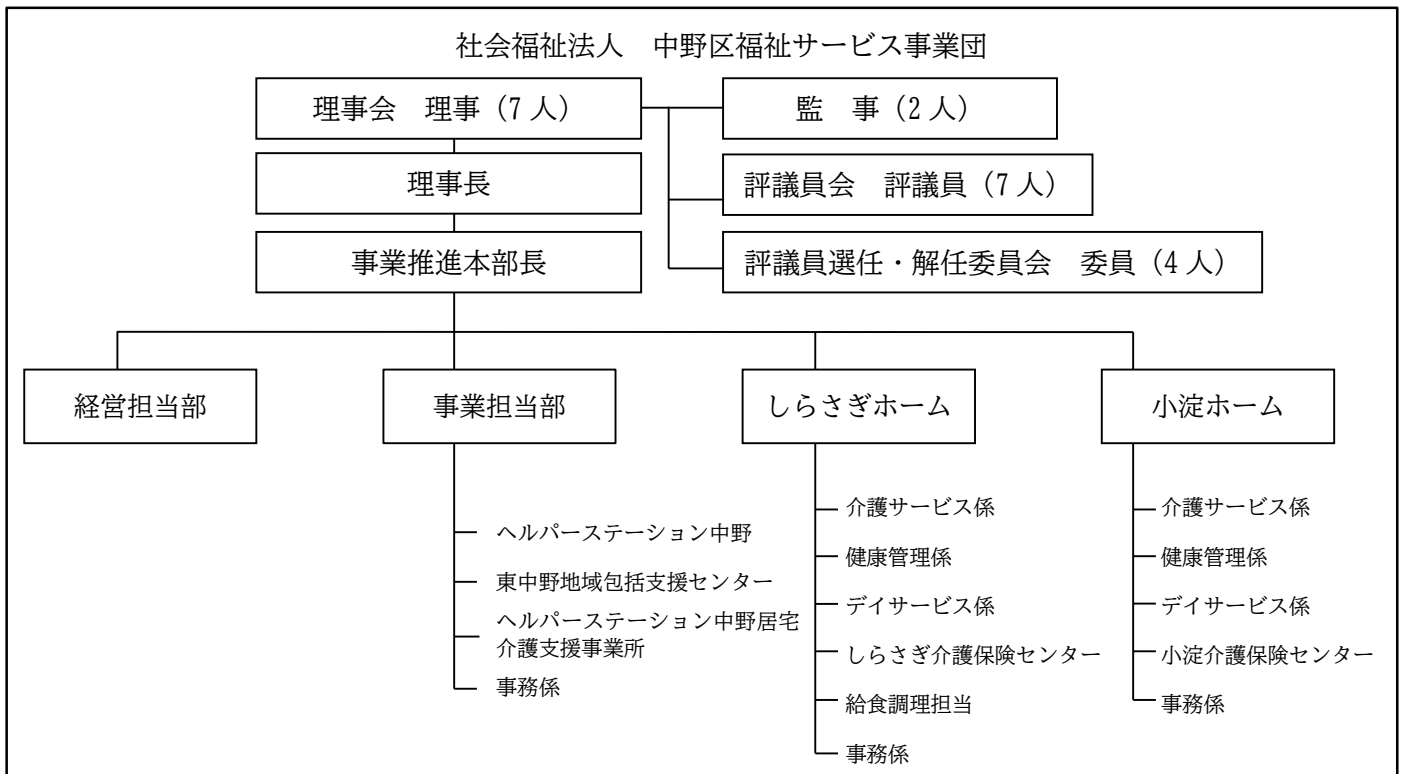
多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

3 事業所

・ 経営担当部	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎5356-6617
・ しらさぎホーム	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎3336-6511
・ 小淀ホーム	中野区中央一丁目 18 番 3 号	☎3366-6511
・ ヘルパーステーション中野	中野区中野四丁目 7 番 1 号 野口ビル 2 階	☎5318-0533
・ しらさぎ介護保険センター	中野区白鷺二丁目 51 番 5 号	☎3336-6538
・ 小淀介護保険センター	中野区中央一丁目 18 番 3 号	☎5348-8739
・ 東中野地域包括支援センター	中野区東中野一丁目 5 番 1 号	☎3366-3318
・ しらさぎ 24 訪問介護看護 ステーション	中野区中野四丁目 7 番 1 号 野口ビル 2 階	☎5318-0533
・ ヘルパーステーション中野 居宅介護支援事業所	中野区中野四丁目 7 番 1 号 野口ビル 2 階	☎5318-0533

4 組織

評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事（監査機関）、担当部、事業所から構成される。
 ○職員：258 人（令和5年4月1日現在／常勤職員 107 人、非常勤職員 68 人、登録ヘルパー等 83 人）



5 事業の内容

(1) 特別養護老人ホーム

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 85人(入院空床ショートステイ10床) ショートステイ9人 障害者ショートステイ2人
- ・ 小淀ホーム 73人(入院空床ショートステイ8床) ショートステイ4人

イ 事業内容

施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、日常生活上の相談、機能訓練、健康管理等を実施している。

(2) デイサービスセンター

ア 利用定員

- ・ しらさぎホーム 一般型30人、認知症型24人
- ・ 小淀ホーム 認知症型24人

イ 事業内容

要介護者高齢者(しらさぎホームのみ)・認知症要介護高齢者を対象に、通所介護サービス計画に基づき、身体介護、入浴、食事、日常動作訓練、趣味などのレクリエーション活動のほか、送迎、相談及び助言等を実施している。

(3) ヘルパーステーション中野

高齢者訪問介護事業、障害者総合支援法に基づく障害者(児)居宅介護事業を実施している。

(4) しらさぎ・小淀介護保険センター・ヘルパーステーション中野居宅介護支援事業所

要介護認定を受けた高齢者等からの依頼によりケアプランの作成と管理を行う。また、各居宅介護事業者との連絡調整を行う。

(5) 東中野地域包括支援センター

東中野地区において要支援認定を受けた高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持ち、健康で快適に住み続けられるよう支援する。また、高齢者の虐待防止と早期発見などの権利擁護に努める。

(6) しらさぎ24訪問介護看護ステーション

要介護認定を受けた高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持し、自立した日常生活を維持していけるよう訪問し、適切な援助を行う。2014(平成26)年9月から開始。

6 事業の実績

(1) 特別養護老人ホーム

・ しらさぎホーム月別利用者数(当月初日)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	80	83	84	85	84	83	82	80	80	79	81	81

・ 在宅障害者(児)短期入所事業月別利用実績(しらさぎホーム)

(単位:人、日)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
延利用者数	26	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
延利用日数	179	14	16	18	10	4	18	20	16	18	11	17	17

・ 小淀ホーム月別利用者数(当月初日)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総数	72	69	70	71	73	73	69	68	69	67	68	69

(2) デイサービスセンター

・ しらさぎホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般型	4,933	360	366	404	421	390	411	411	409	449	418	415	479
認知症型	3,107	211	263	261	280	241	259	275	267	253	232	259	306

・ 小淀ホーム月別延利用者数

(単位：人)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認知症型	5,358	451	448	453	423	445	443	461	478	462	424	408	462

(3) ヘルパーステーション中野

・ 老人居宅介護等事業

	総数	身体介護サービス	身体生活サービス	生活援助サービス
サービス時間数	18,849 時間	9,268 時間	4,736 時間	4,845 時間
利用者数	1,831 人			

・ 介護予防・日常生活支援総合事業人数

(単位：人)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,966	158	155	161	166	167	167	165	160	159	167	169	172

・ 障害者居宅介護・重度訪問介護事業

	総数	身体介護サービス	家事援助サービス	重度訪問介護サービス
サービス時間数	2,325 時間	451 時間	1,874 時間	0 時間
利用者数	388 人			

(4) しらさぎ・小淀・ヘルパーステーション中野

・ 介護給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	1,456	127	124	125	119	126	117	123	124	121	118	118	114
小淀	1,593	143	140	140	144	137	126	133	135	128	126	120	121
ヘルパーステーション中野	450	44	47	45	44	47	45	43	30	27	24	24	30

・ 予防給付ケアプラン作成件数

(単位：件)

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しらさぎ	602	48	50	52	52	51	51	52	51	50	50	48	47
小淀	657	54	54	54	52	52	55	56	56	53	56	58	57
ヘルパーステーション中野	277	25	27	26	26	27	28	27	17	18	19	19	18

(5) 東中野地域包括支援センター

・ 総合相談件数

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,341	670	512	423	327	544	389	322	330	392	589	478	365

・ 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）

(単位：件)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,950	411	418	414	424	411	412	406	417	422	410	411	394

(6) しらさぎ24訪問介護看護ステーション

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護月別利用者数

(単位：人)

総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
246	20	19	20	19	22	22	23	22	21	19	21	18

関係法規	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の運営する特別養護老人ホーム等事業補助要綱
事業開始時期	平成15年4月1日民営化
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者支援基盤整備係
関連資料	

VI-v シルバー人材センター支援

高齢で一般雇用にはなじまないが、働く意欲のある高齢者のため、高齢者に適した仕事の受注や職種の開拓を行うなど、高齢者自身が自主的に組織、運営にあたるシルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施している。

1 目的

公益社団法人中野区シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、民間企業、一般家庭、官公庁など地域社会から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕活動等の活動機会を確保し仕事を通じて経験や能力を地域社会に役立てることを目的として活動している。

昭和54年(1979年)3月に中野区高齢者事業団として発足し、平成2年(1990年)7月社団法人中野区シルバー人材センターに改称し、その後平成23年4月に公益社団法人となった。

2 会員

中野区に居住し、原則60歳以上で社会参加の意欲ある健康な高齢者。令和5年3月末現在1,407人

3 契約のしくみと配分金の支払い

- ・ 請負契約 … 発注者とセンターが請負契約を結び、その仕事を会員に提供している。会員への配分金はセンターが請負代金を一括して受け取り、就業した会員に支払っている。
- ・ 派遣契約 … 発注者と公益財団法人東京しごと財団が派遣契約を結び、センター会員を発注先へ派遣している。会員への賃金は、しごと財団が一括して受け取り、賃金を会員に支払っている。

4 運営のしくみ

会員の高齢者がともに働き、共に助けあって、自主的に自分たちの手で運営している。

5 仕事の内容

一般事務、筆耕、簡単な大工仕事、施設の管理、家事・育児・福祉サービス事業、暮らしのサポート事業、植木の手入れ、除草、自転車駐車場の管理・整理、襖・障子の張替え、屋内外清掃などがある。

自主事業として、リサイクル自転車の販売、PC教室、英会話などの教室がある。

会員が希望する職種ごとに「仕事の班」をつくり、センターが引き受けた仕事で適したものに希望する時間・日数だけ従事する。

6 施設の概要

- | | | | |
|---------|---------------|--------------------|---------------|
| (1) 所在地 | 本部 | 中野区中央二丁目22番10-101号 | ☎ (3366) 7971 |
| | 北部分室 | 中野区若宮三丁目15番12号 | ☎ (3310) 4477 |
| | 江古田分室 | 中野区江古田四丁目14番11号 | ☎ (3386) 1521 |
| | 南部分室 | 中野区本町六丁目17番12号 | ☎ (3229) 5644 |
| (2) 規模 | 本部 | 287.51㎡ | (東部福祉作業施設の一部) |
| | 北部分室 | 343.57㎡ | |
| | 江古田分室 | 555.904㎡ | |
| | 南部分室 | 241.16㎡ | |
| (3) 会長 | 田中 正彦 | | |
| (4) 職員 | 11人(他に準職員15人) | | |

関係法規	公益社団法人中野区シルバー人材センター補助金交付要綱
事業開始時期	昭和54年
事業担当	介護・高齢者支援課 高齢者支援基盤整備係
関連資料	

Ⅶ 介護予防推進

Ⅶ-i 総合事業推進

平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始し、予防給付のうち訪問介護（訪問型サービス）と通所介護（通所型サービス）が総合事業に移行した。また、高齢者自身の能力を最大限に活かしながら、要介護状態になることを予防するため、従来の介護サービス事業所によるサービスに加え、住民主体によるサービスなど多様な主体による取り組みを進めている。高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業も実施している。

なお、要支援認定者以外でも、65 歳以上で「基本チェックリスト」により事業対象者とされ、サービスの利用が必要とされた場合は、訪問型サービスや通所型サービスを利用することができる。

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援認定者及び 65 歳以上で基本チェックリストにより事業対象者とされた者のうち、介護予防ケアマネジメントの中で本事業の参加が有効であると認められたものを対象として実施する。

(1) 指定事業者によるサービス

訪問型サービス	17,907 件	執行額	370,486,549 円
（内訳）	従前（現行）相当サービス		17,634 件
	緩和（区独自）基準サービス		273 件
	緩和（他市町村独自）基準サービス		0 件

通所型サービス	18,367 件	執行額	524,388,859 円
（内訳）	従前（現行）相当サービス		18,252 件
	緩和（区独自）基準サービス		115 件

高額介護予防サービス費相当事業 564 件 執行額 1,775,200 円

高額医療合算介護予防サービス費相当事業 162 件 執行額 3,094,569 円

審査支払件数 36,381 件 執行額 2,223,230 円

(2) 短期集中予防サービス事業

短期間（3 か月程度）に生活機能の改善を図るため、週 1 回・全 12 回・所要時間 2 時間程度（口腔機能向上プログラムのみ全 6 回）又は週 2 回・全 24 回・所要時間 1 時間程度の通所型サービス及びリハビリテーション専門職が自宅等を訪問する訪問型のサービスを実施した。

ア 通所型（なかの元気アップセミナー テキパキ運動機能向上プログラム）

全身のストレッチやバランス機能の向上、正しい歩行など、機能訓練指導員等による転倒・骨折予防と腰痛・膝痛対策を目的とした内容の事業を、10 か所の会場で 11 コース実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			904	254	650
鷺宮圏域 (介護サービス事業所)	令和4年9月4日～令和4年11月27日	12	47	23	24
鷺宮圏域 (鷺宮高齢者会館)	令和4年9月29日～令和4年12月22日	12	66	17	49
鷺宮圏域 (介護サービス事業所)	令和4年5月12日～令和4年7月28日	12	70	10	60
北部圏域 (松が丘シニアプラザ)	令和4年12月5日～令和5年3月6日	12	98	12	86
北部圏域(整骨院)	令和4年9月27日～令和4年12月16日	24	122	38	84
北部圏域 (介護サービス事業所)	令和4年10月7日～令和4年12月23日	12	151	34	117
中部圏域 (スポーツ施設)	令和4年5月21日～令和4年8月6日	12	89	34	55
	令和4年12月17日～令和5年3月18日	12	69	21	48
中部圏域 (介護サービス事業所)	令和4年9月3日～令和4年12月3日	12	54	12	42
南部圏域 (介護サービス事業所)	令和4年9月7日～令和4年11月30日	12	105	30	75
南部圏域(整骨院)	令和4年12月23日～令和5年3月24日	24	33	23	10

イ 通所型 (なかの元気アップセミナー 食べる幸せ口腔機能向上プログラム)

軽体操に加え、口腔衛生、口腔機能、栄養、誤えん防止、摂食、えん下等口腔機能向上に関する内容について、歯科医師等により2コース(1コース全6回)実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			36	9	27
中野区歯科医師会館	令和4年6月7日～令和4年7月12日	6	12	0	12
	令和4年10月4日～令和4年11月8日	6	24	9	15

ウ 訪問型 (なかの元気アップ訪問)

リハビリテーション専門職が自宅等を訪問し、生活における個別課題を解決することを目的とする。令和4年度は、中野区リハビリテーション協議会からリハビリテーション専門職の派遣を受けて実施した。利用者1人につき、初回より3か月以内、1回1時間、最大6回までを限度としている。

・実施回数 85回 利用人数 15人

(3) 住民主体サービス

住民が主体となって、自主的・自発的に地域における生活支援や介護予防に資する活動を行う事業。

ア 訪問型（シルバーサポート）

支援計画に基づき継続的支援を必要とする者に、1時間につき200円の自己負担で1か月につき5時間を限度とし、シルバー人材センター会員を派遣して日常生活の支援及び外出支援を行う。

実利用人数10名、延利用時間数416時間。サービス内容は掃除、買い物代行、洗濯など。

イ 通所型（ミニデイサービス）

高齢者会館16か所において、ミニデイサービスを実施。週1回3時間程度、食事の提供、運動、レクリエーションなどを行う。実利用人数155人。

ウ 補助事業（中野区住民主体サービス事業補助金）

住民主体サービスを行う地域の自主活動団体に対して、立ち上げ支援及び運営費の補助を行っている。

- ・ 訪問型 0団体
- ・ 通所型 4団体

2 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者等を対象として実施する事業。

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取組及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業や講演会等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点の施設を会場として、事業者への委託により実施している。

ア 運動器の機能向上プログラム

健康運動指導士等による椅子座位運動、下肢筋トレ、脳トレ等の転倒・骨折予防のプログラムを、週1回・全12回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			938	241	697
中部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年5月9日～令和4年8月1日	12	81	23	58
	令和4年5月12日～令和4年7月28日	12	72	11	61
	令和4年9月5日～令和4年12月5日	12	88	55	33
	令和4年9月8日～令和4年12月1日	12	74	23	51
	令和4年12月19日～令和5年3月20日	12	73	30	43
	令和4年12月15日～令和5年3月23日	12	75	20	55
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年5月10日～令和4年7月26日	12	99	42	57
	令和4年9月5日～令和4年12月5日	12	90	0	90
	令和4年12月19日～令和5年3月20日	12	107	0	107
	令和4年12月13日～令和5年3月14日	12	95	21	74
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年5月10日～令和4年7月26日	12	21	0	21
	令和4年9月6日～令和4年11月22日	12	63	16	47

イ 水中運動プログラム

水泳指導管理士等による、水中ウォーキング、水中ストレッチ等を、週1回・全12回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			387	61	326
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年 5月11日～令和4年 7月27日	12	111	12	99
	令和4年 9月7日～令和4年 11月30日	12	106	16	90
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年 9月2日～令和4年 12月2日	12	95	12	83
	令和4年 12月16日～令和5年 3月10日	12	75	21	54

ウ 認知症予防プログラム

健康運動指導士等による、座位リズム運動、立位運動等の運動と認知課題（計算、しりとり等）を組み合わせたプログラムを、週1回・全12回実施した。

(単位：回、人)

会場	実施期間	回数	延参加人数		
			総数	男	女
総数			488	166	322
南部スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年 5月9日～令和4年 8月1日	12	78	31	47
	令和4年 9月5日～令和4年 12月5日	12	96	20	76
	令和4年 12月19日～令和5年 3月20日	12	114	48	66
鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	令和4年 5月12日～令和4年 7月28日	12	70	18	52
	令和4年 9月8日～令和4年 12月1日	12	55	18	37
	令和4年 12月15日～令和5年 3月23日	12	75	31	44

エ 歩行姿勢測定会・介護予防講演会

令和5年1月23日～2月17日にかけて、区内施設において歩行姿勢測定システムを使用した歩行姿勢測定会を実施した。（区内20か所 延参加人数321人）

さらに、令和5年2月25日に「若さを保つ歩き術」をテーマに測定結果の見方や歩き方・靴選びのポイントが分かる講演会を実施した。オンライン（Zoom）での配信により開催し、参加者は区内4か所の中継会場及び自宅より参加した。（会場4か所：参加人数46人 オンライン：参加人数26人）

オ なかの元気アップ体操ひろば

主に高齢者会館等の区有施設がない地域の民間施設やオンラインを活用して、通年で参加できる体操の場として開催している。虚弱傾向にある高齢者が気軽に参加できるよう、一定の運動負荷を維持し、感染拡大防止のため、週に1回30分程度の前後半の入替え制として実施しており、会場が使用できず対面事業を中止した場合は、代替措置としてオンラインで実施した。

(単位：回、人)

会場	実施曜日	回数 (内代替 オンライン)	延参加人数			
			総数	会場	代替 オンラ イン	
総数（会場実施分）			284 (55)	4,594	4,121	473
コープ中野鷺宮店	毎週火曜日	46 (46)	360	0	360	
コーシャハイム 中野弥生町	毎週火曜日	48 (0)	1,240	1,240	0	
コーシャハイム 上鷺宮	毎週水曜日	49 (0)	1,350	1,350	0	
南台商店街会館	毎週木曜日	47 (0)	377	377	0	
中野友愛ホーム	毎週木曜日	46 (0)	365	365	0	
東京都生協連会館	毎週金曜日	48 (9)	902	789	113	
オンライン体操ひろば	毎週火・木曜日	91	1,261			

(2) 健康・生きがいづくり事業

ア 介護予防に資する住民主体の活動促進助成（中野区社会福祉協議会）

地域の住民主体のまちづくりを進めるため、地域の福祉課題の解決に取り組むボランティアグループや団体に対し、高齢者の介護予防をめざし取り組む事業の経費の一部を助成した（1団体2万円まで）。

・令和4年度助成件数 13件

イ 介護予防に係る地域人材育成研修

高齢者会館のスタッフや地域の介護予防に資する活動を行う支援者を対象として、介護予防アプリケーションを紹介する講習会を事業者への委託により実施した。

対象地域を変えて、同内容の研修を4回実施。参加人員 延18人

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

ア 地域における介護予防の取組を強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

・アセスメント支援 実施件数 145件

・地域活動団体等支援 実施件数 58件

イ 地域団体の支援者であるリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員を対象として、多様な予防プログラムを展開する手法を学ぶ、地域リハビリテーションセミナーを実施した。

地域リハビリテーションセミナー 全2回実施 参加人員 延34人

関係法規	介護保険法第115条の45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業実施要綱 中野区住民主体サービス事業補助金交付要綱
事業開始時期	平成29年4月1日
事業担当	介護・高齢者支援課 介護予防推進係、介護給付係
関連資料	すこやか福祉センター所管事業Ⅲ-xii 地域介護予防・健康生きがいづくり（本事業概要）

VII-ii 住民活動支援

1 事業の目的

高齢者の生活支援等のサービスについて、住民が担い手となる自主活動団体など多様な主体によって提供できる体制を整備していく。

2 事業の内容

平成 29 年 4 月の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者生活支援サービス担い手養成講座及び住民主体サービスを提供できる団体等の立ち上げを目指した地域支援実践講座を実施した。

(1) 高齢者生活支援サービス担い手養成講座

中野区社会福祉協議会に委託し実施。家事援助、生活援助に関する講義及び実技など地域での高齢者支援について、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（厚生労働省）で示されているカリキュラムを参考に組み立てた。また、講座のなかで、現に支援に携わっている方々との交流・情報交換の機会を設定した。

(2) 地域支援実践講座（立上げ支援講座）

通いの場の拠点となる施設数が少ないという課題を解決するために、東部区民活動センター圏域の関係者と連携して、施設への通所ではなく、屋外での活動として、まち歩き及び交流会「大人の遠足」を実施した。

3 事業の実績

(1) 高齢者生活支援サービス担い手養成講座 全 24 回 参加人員 延 368 人

(2) 地域支援実践講座（立上げ支援講座） 参加人員 7 人

関係法規	介護保険法第 115 条の 45（地域支援事業） 地域支援事業実施要綱
事業開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
事業担当	介護・高齢者支援課 介護予防推進係
関連資料	

すこやか福祉センター所管事業

I 庶務

I-i すこやか福祉センター運営

1 事業の目的

子ども、高齢者、障害のある人、妊産婦など、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう、職員によるアウトリーチ活動を積極的に進めるとともに、総合的な支援をするための身近な相談窓口・地域における支えあい活動の推進のための拠点施設として事業を展開している。

母子保健及び精神保健などの相談事業を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業なども行っている。区が取り組む、切れ目のない地域における地域包括ケア体制を推進する拠点施設となっている。

2 事業の内容

(1) アウトリーチ活動

- ・ 地区担当者による訪問活動・地域の専門機関との連携強化
- ・ 地域ケア会議の開催・個別ケースの検討
- ・ 地域課題の発見、解決の取り組み

(2) 子育てサービス・保健福祉サービスの受付、健康に関する相談

- ・ 母子健康手帳の交付、子どもの予防接種の予診票の交付など
- ・ 難病・大気汚染の医療費助成申請、こころの健康に関する相談・支援

(3) 地域の子どもと子育て支援

- ・ 育児や子どもの発達に関する相談
- ・ 乳幼児健診、妊娠出産トータル支援、講座・講習会など

(4) 地域の健康づくり・介護予防事業の推進

- ・ 保健、食育、歯科の講座・講習会など

(5) 区民の地域見守り・支えあい活動の推進

- ・ 支えあいネットワークづくり支援

(6) 高齢者に関する相談窓口（地域包括支援センター）

- ・ 介護保険の手続き、介護予防・支援の相談

(7) 障害者に関する相談窓口（障害者相談支援事業所）

- ・ 各種福祉サービスの申請・受付・取次ぎ、障害者の相談支援

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 中野区すこやか福祉センター条例施行規則 中野区すこやか福祉センター処務規程
事業開始時期	平成 22 年 7 月
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係、保健福祉包括ケア係
関連資料	すこやか福祉センター一覧（本事業概要） 地域活動推進課Ⅱ-i 地域施設の整備及び営繕（本事業概要）

I-ii 区民活動センター管理

1 事業の目的

地域の課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するため、地域住民による地域自治の活動の拠点として、区内に15か所の区民活動センターを設置している。

地域活動支援業務は町会・自治会を中核とした運営委員会に、施設管理・集会室受付等業務は民間事業者に委託して実施している。

一部の運営委員会には、施設管理・集会室受付等業務も委託している。

2 事業の内容・実績

(1) 地域の自治活動、公益活動の推進及び自治活動、公益活動を行う団体の連携の促進

ア 地域の課題解決や地域団体の連携に向けて、区民活動センターごとに各種の地域事業を実施している。

※運営委員会が実施した事業数 延 121 事業

・ 高齢者対象の健康維持やふれあいを目的とした事業	15 運営委員会
・ 防災をテーマとした事業	3 運営委員会
・ 地域住民の交流を深めるためのコンサートなどの事業	14 運営委員会
・ 子どもの健全育成事業	10 運営委員会
・ 地域での支えあいを推進するための事業	14 運営委員会

イ 地域の活動や行事、課題等を掲載する地域ニュースを、区民活動センターごとに発行している。平成30年度から令和4年度にかけて、地域限定版SNSに配信を行っていた。(令和4年5月31日終了)

(単位：回、部)

年度	地域ニュース	発行回数	発行部数(年間)
令和4年度	区民活動センター発行	79	605,300
令和3年度	区民活動センター発行	78	598,200
令和2年度	区民活動センター発行	76	558,600

(2) 区民活動センターの施設の提供

団体、地域ボランティアなどの活動が活発にできるよう、集会室を提供している。

区民活動センター集会室利用状況

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
集会室利用件数(件)	52,108	45,572	30,096
集会室延利用人数(人)	403,542	312,769	207,081
集会室利用率(%)	40.9	36.3	34.4

関係法規	中野区区民活動センター条例 中野区区民活動センター条例施行規則 中野区区民活動センター処務規程 中野区区民活動センター集会室等の使用の手続き等に関する要綱
事業開始時期	平成23年7月19日より(従前の地域センター条例は廃止)
事業担当	地域活動推進課地域自治推進係
関連資料	区民活動センター一覧(本事業概要) 地域活動推進課Ⅲ-i 区民活動センター調整(本事業概要)

I-iii 高齢者会館等管理運営

高齢者会館は、高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう、健康づくりや介護予防事業の身近な地域の拠点として機能することにより、福祉の向上を図ることを目的とした施設である。平成16年度から、会館の運営について地域の住民団体やNPO、社会福祉団体等に順次委託し、現在、全16館を民間により運営している。

また、「高齢者福祉センター廃止後の施設活用方針」にもとづき機能転換した旧高齢者福祉センター3施設は、保健福祉や介護予防の基盤充実に資する施設として、区の委託により高齢者の活動の場の提供及び健康維持・増進等に関する事業を実施するほか、運営事業者が専門性や経営資源を生かして地域ニーズを踏まえた事業を展開している。

1 施設利用

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

高齢者会館：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

高齢者施設：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 主な事業（○印は事業実施）

施設名	通所型住民主体サービス	介護予防普及啓発		健康・生きがいづくり事業
		生活機能向上プログラム	音響機器活用プログラム	
19館 総数 高齢者会館16 高齢者施設3	16	18	18	19
しんやまの家	○	○	○	○
南部高齢者会館	○	○	○	○
本一高齢者会館	○	○	○	○
宮園高齢者会館	○	○	○	○
昭和高齢者会館	○	○	○	○
東中野いこいの家	○	○	○	○
上高田高齢者会館	○	○	○	○
上高田東高齢者会館	○	○	○	○
沼袋高齢者会館	○	○	○	○
野方高齢者会館	○	○	○	○
東山高齢者会館	○	○	○	○
若宮高齢者会館	○	○	○	○
若宮いこいの家	○	○	○	○
白鷺高齢者会館	○	○	○	○
鷺六高齢者会館	○	○	○	○
鷺宮高齢者会館	○	○	○	○
やよいの園		○		○
松が丘シニアプラザ		○	○	○
中野三丁目敬老館			○	○

※通所型住民主体サービスの実施状況はP.76を、介護予防普及啓発事業、健康・生きがいづくり事業の実施状況はP.116以降を参照。

3 熱中症対策事業

高齢者会館及び高齢者施設を「涼み処」として位置づけ、施設の出入り口へののぼり旗設置の他、麦茶等の提供、憩いのスペースの設置、講演会等を通じ、高齢者の施設利用の促進を図るとともに、熱中症対策の周知や啓発を行う。

4 高齢者会館利用状況

高齢者会館（16館）		延利用者総数 145,925人	
施設名	各施設延利用者総数（人）	施設名	各施設延利用者総数（人）
しんやまの家	12,973	沼袋高齢者会館	7,007
南部高齢者会館	6,216	野方高齢者会館	4,412
本一高齢者会館	14,216	東山高齢者会館	6,564
宮園高齢者会館	14,768	若宮高齢者会館	12,889
昭和高齢者会館	5,298	若宮いこいの家	11,510
東中野いこいの家	8,746	白鷺高齢者会館	11,621
上高田高齢者会館	7,744	鷺六高齢者会館	6,787
上高田東高齢者会館	11,489	鷺宮高齢者会館	3,685

5 高齢者施設利用状況

	やよいの園	松が丘シニアプラザ
利用者総数（開館日数）	11,543人（293日）	14,914人（293日）
一日当たりの利用者数	40人	51人
新規利用者数	2人	43人
団体利用者数（利用回数）	3,144人（398回）	8,407人（933回）
自主グループ団体数	20団体	30団体
	中野三丁目敬老館	
利用者総数（開館日数）	16,574人（293日）	
一日当たりの利用者数	57人	
新規利用者数	79人	
団体利用者数（利用回数）	8,727人（1,473回）	
自主グループ団体数	42団体	

関係法規	老人福祉法 中野区立高齢者会館条例・施行規則
事業開始時期	昭和38年
事業担当	すこやか福祉センター 管理担当
関連資料	高齢者会館一覧（本事業概要）

Ⅱ アウトリーチ推進

アウトリーチ活動は、アウトリーチチーム（すこやか福祉センター及び区民活動センター職員により構成）が中心となって進めており、一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため事務、福祉、保健師の3職種でチームを構成している。地域福祉、健康づくり、医療、看護の視点を活かし、町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関の連携により対象者を発見し、必要な支援につなげ、また地域におけるネットワークづくり、地域の潜在的なニーズや課題の発見に取り組んでいる。

アウトリーチチームは地域包括ケアシステム構築のため、7つの役割を担い、3つの活動を展開する。

アウトリーチチームの役割は次の通りである。（中野区地域包括ケアシステム推進プランより抜粋）

- ・ 潜在的な要支援者発見、継続的な見守り
- ・ 地域資源の発見
- ・ 既存の住民主体団体の活動支援
- ・ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
- ・ 区が求める地域包括ケアシステムの姿の共有
- ・ 新しい住民主体活動の立ち上げ支援
- ・ 地域資源への結びつけ

アウトリーチチームは上記の役割を果たすため、次の活動を行う。

Ⅱ-i 個別相談支援活動

Ⅱ-ii 地域社会資源ネットワーク活動

Ⅱ-iii 潜在ニーズ・課題発見活動

Ⅱ-i 個別相談支援

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、何らかの支援が必要であったり、今後何らかの支援が必要になることが予測される対象者（以下「対象者」という。）を発見し、多様な主体による活動を通じて必要な支援につなげる。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関）との連携や情報共有により、対象者を早期発見し、制度利用以前から多職種連携による包括的な支援を実施することで、対象者が抱える複雑化複合化した生活課題の解決や疾病や介護状態の重症化を防ぐ。

3 事業の対象者

- ・ ニーズを自覚しているが、利用できる制度やサービスが分からない、又は、身体的状況等により支援機関や制度・サービスにつなげていない人
- ・ ニーズを自覚していないが、他者から見て何らかの支援が必要と思われる人で支援機関や制度・サービスにつなげていない人
- ・ 現に何らかの支援機関又は制度・サービスにつながっているが、本来受けることができる他の支援につなげていない人
- ・ ニーズに応え、課題解決につながる制度・サービスがない人
- ・ 潜在的なニーズや課題を抱えている人（今後何らかの支援が必要になることが予測される人）

4 事業の達成水準

対象者を適切な支援につなげ、次の要件を満たしたときに適切な支援につながったと認定する。

- (1) 支援につなげて経過観察を行う場合
 - ・ 関係機関に対象者の情報が伝達され、支援が開始されたとき
- (2) アウトリーチ支援が完結して相談終了となる場合
 - ・ 関係機関の支援により対象者の課題が解決したとき
 - ・ 対象者に継続的な相談支援が可能な支援者や関係機関が確保されたとき

5 事業の実績

- (1) アウトリーチチームが対応して適切な支援につなげた要支援者数等 (単位：人)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数	把握している 要支援者数	(内) 支援に つなげた人数
総数	551	468	476	403	389	305

- (2) アウトリーチチームへの相談契機 (単位：人)

	総 数	自 主	ち ら し	家 族	知 人	町 会	民 生 委 員	そ の 他
令和4年度	492	102	3	23	15	42	159	148
令和3年度	476	79	2	22	12	17	138	206
令和2年度	389	52	8	14	22	13	114	166

※ その他・・・地域包括支援センター、家主・管理会社、協定事業者など

(3) アウトリーチチームが対応した要支援者の年代 (単位：人)

	総数	0 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 ～	不詳
令和4年度	551	38	7	17	22	24	64	81	129	80	48	13	9	19
令和3年度	476	36	11	14	18	26	36	74	84	89	41	5	7	35
令和2年度	389	7	8	12	18	13	36	50	73	84	51	10	7	20

(4) アウトリーチチームへの相談内容（複数回答） (単位：件)

	総数	健康・医療 の問題	家族の問題	住居の問題	近隣の問題	法的な 問題	経済的な 問題	就労等の 問題	その他
令和4年度	746	414	50	58	82	15	36	12	79
令和3年度	620	308	36	33	85	5	32	14	107
令和2年度	526	276	34	38	43	5	21	7	102

※その他・・・行政手続の相談、災害対応の相談、安否確認の依頼、状況確認の依頼、他機関からの照会など

関係法規	
事業開始時期	平成29年4月1日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	地域包括ケア推進課 I-i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

II-ii 地域社会資源ネットワーク

1 事業の目的

アウトリーチチームの活動として、地域社会資源の発掘、活動及び資源間の連携協力体制を構築することにより、地域を巻き込み重層的な支援の仕組みを構築する。

- ・ 既存の活動を支援することで、各団体等の地域資源の活性化を促す。また、新規の地域社会資源の発掘に関わることで、地域情報の収集や対象者の把握がしやすくなる。
- ・ 地域社会資源のネットワークを構築して、アウトリーチチームが地域社会資源と協働することで、対象者の重層的な支援をすることができる。社会的孤立により、相談窓口にたどり着かない人等の対象者の生活を多角的に支えるためには、地域と連携して支援のネットワーク構築をすることが必要である。
- ・ 既存の地域社会資源である地域団体等から、地域の潜在的なニーズ・課題に関する情報を得ることができる。
- ・ 地域社会資源※ネットワーク活動の一つとして、社会福祉協議会との連携・協働を図る等、団体間の交流・情報交換を行うことができる。各団体等の交流を通じて、有機的に連携して、課題解決に取り組むことができる。

※ 地域社会資源とは、人、団体、物、場所、ネットワーク等地域で活用可能なものの総称である。

2 事業の内容と実施方法

アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）と連携し、新規の地域社会資源の立ち上げの支援、既存の地域社会資源の活動支援、地域社会資源の資源情報の公表の3点に取り組む。

- (1) 新規の地域社会資源の立ち上げ支援
 地域のニーズ・課題等に基づき、新たな地域社会資源の立ち上げに向けた働きかけをする。
- (2) 既存の地域社会資源の活動支援
 地域社会資源の現状や課題を把握したうえで、継続的に活動を展開するために必要な情報を提供するとともに、関連する地域社会資源と連携して、情報共有、仲間意識の醸成を促すなど、地域社会資源がより一層（活発に）活動できるように支援する。
- (3) 地域社会資源の資源情報の公表
 地域の住民、支援対象者及びその家族・親族、地域団体及び区等が、日常生活圏域（近隣地域もしくは区内）において、どのような地域社会資源が存在するのかを把握できるようにするため、可能なものに関してインターネット（介護サービス情報公表システム、中野区けあプロ・navi）等を通じて公開する。

関係法規	
事業開始時期	平成 29 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	地域包括ケア推進課 I - i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

II-iii 潜在ニーズ・課題発見

1 事業の目的

アウトリーチチームは、顕在化していないが存在すると推測される課題又は将来大きな課題になりそうだと予測されるものを発見し、解決のための取り組みを推進する。

2 事業の内容と実施方法

- ・ アウトリーチチームが、地域の多様な主体（町会・自治会、民生児童委員など多くの地域活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体）との情報共有や連携により発見したニーズ・課題等をもとに、より効果的な地域社会資源ネットワークづくりや個別相談支援活動を実施する。
- ・ 早期の発見、早期の対応を行うことで、課題の深刻化を防ぐ。
- ・ 地域社会資源ネットワーク活動、個別相談支援活動、潜在ニーズ・課題発見活動の三者は、循環・相互に関連する関係である。

3 事業の達成水準

- ・ アウトリーチ活動を周知するための広報媒体（チラシ等）を作成し、各種地域の会議や当該地域の家庭等に周知する。
- ・ 対応が困難又はより効果的な対応が必要と思われた個別支援事例を分析し、潜在ニーズ・課題の発見のための地域アセスメントに生かす。
- ・ 地域からもたらされた情報を分析することで、地域における潜在ニーズ・課題を発見し、解決のための取り組みを推進する。

4 事業の手順

相談窓口にたどり着かないような方への個別支援に至る方法として、個別支援活動の積み重ねから潜在ニーズや課題を発見する方法と、アウトリーチ活動から得た潜在ニーズを発見する方法の2つのアプローチがある。前者が一般的なアプローチであるが、周知活動から潜在ニーズ情報を得られるような連携体制を構築することが重要である。

関係法規	
事業開始時期	平成 29 年 4 月 1 日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	地域包括ケア推進課 I - i 地域包括ケア体制整備（本事業概要）

II-iv 地域ケア会議

1 事業の目的

高齢になっても身体が不自由になっても、誰もが必要なサービスや仕組みを活用し、可能な限り住み慣れた地域で自立と尊厳をもって日常生活を営むことができるよう、すこやか福祉センターでは、地域ケア会議を開催し、個別事例等の解決策の検討や地域課題について話し合いを行っている。

構成員である区、区民、関係機関、団体が、顔の見える関係をつくる中で、地域での見守り、医療、福祉・介護、健康づくり・予防、住まいなどの観点で、より課題解決に向けた支援に繋がるよう連携体制を構築することを目的として開催する。

2 事業の内容

- ・ 個別問題の解決
- ・ 地域包括支援ネットワークの構築
- ・ 地域課題の発見および整理
- ・ 地域資源の開発
- ・ 政策の形成（地域に必要な取組を明らかにし、地域包括ケア推進会議へ立案・提言）

3 委員構成

町会・自治会、民生児童委員協議会、医療関係機関、介護サービス事業所連絡会、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター、すこやか福祉センター所長（事務局：すこやか福祉センター、アウトリーチチーム）

4 事業の実績

すこやか福祉センターにおける地域ケア会議実施回数と出席者数（単位：回、人）

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数	実施回数	出席者数
総数	12	235	7	138	8	230
中部	3	66	1	20	2	51
北部	3	52	2	44	2	64
南部	3	70	2	40	2	61
鷺宮	3	47	2	34	2	54

関係法規	中野区地域ケア会議設置要綱 介護保険法 115 条の 48
事業開始時期	平成 27 年
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	地域包括ケア推進課 I - i 地域包括ケア体制整備（本事業概要） 中野区地域包括ケアシステム推進プラン

II-v 地域支えあいネットワーク推進

1 事業の目的

地域において、区、区民、団体、事業者が連携・協力して要援護者の見守りや支えあい活動を推進し、地域の支えあいネットワークの形成を促進する。

2 事業の内容

地域における支えあい活動の普及推進

(1) 見守り対象者名簿の提供

安心して暮らせる地域社会の実現に向け、見守り活動等に役立てられるよう町会・自治会へ見守り対象者名簿を提供している。

(2) 民生児童委員活動との連携強化

地区民生児童委員協議会の運営を支援し、民生児童委員活動との連携強化により地域の支えあい活動の推進を図っている。

(3) 地域における見守り・支えあい活動事例集の活用

町会・自治会が行う見守り・支えあい活動の事例集を活用し、町会・自治会がお互いの活動について全区的に情報共有を図ることができるよう支援している。

(4) 24時間緊急時連絡態勢

地域での支えあい活動を支援するため、異変発見等の緊急通報を24時間365日で受け付ける態勢を整備している。

24時間緊急時連絡態勢対応実績

(単位：件)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総数	80	81	88
中部	19	29	21
北部	24	16	17
南部	19	20	28
鷺宮	18	16	22

(5) すこやか福祉センター職員による高齢者等訪問活動

民生児童委員による高齢者訪問調査について、結果を把握するとともに、3回以上訪問しても会えなかった方や支援が必要な方は職員が訪問活動を行い、地域の高齢者の生活実態の把握に努めている。令和元年度および令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、高齢者訪問調査を中止した。令和2年度は、訪問調査を中止したことに伴うフォローの取組として、民生児童委員による電話での聞き取り調査ができなかった方に対して、職員による生活状況の訪問調査を行った。

また、災害時個別避難支援計画書の作成のため、新規の要支援認定者や、70歳以上の単身世帯、75歳以上の高齢者のみ世帯及び身体障害者手帳などを交付されている方に対し郵送調査を行い、返信がされなかった世帯に訪問を行っている。

すこやか福祉センター職員による訪問活動実績

(単位：件)

区分	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査	総数	災害時個別 避難支援計 画に伴う 職員訪問	民生児童 委員の フォロー 調査
総数	3,902	3,082	820	4,106	3,078	1,028	2,826	-	2,826
中部	1,109	940	169	871	627	244	832	-	832
北部	1,459	1,207	252	934	601	333	615	-	615
南部	755	550	205	978	728	250	588	-	588
鷺宮	579	385	194	1,323	1,122	201	791	-	791

(6) 地域懇談会・地域支えあい推進講座

区内をすこやか福祉センターを中心とした4つの生活圏域として捉え、圏域ごとに、関係団体などからの選出者を構成員とする地域懇談会を開催している。また、支えあいのネットワーク形成を促進するため、地域の課題の共有や、見守り支えあいに関する地域の取り組みについて情報交換を行うとともに、見守り活動の事例等について学識経験者等による地域支えあい推進講座を開催している。

地域懇談会・地域支えあい推進講座延べ参加者数

(単位：回、人)

区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度		
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	
総数	地域懇談会	24	435	30	449	14	215
	地域支えあい推進講座	2	55	4	222	-	-
中部	地域懇談会	24	435	27	353	14	215
	地域支えあい推進講座	-	-	2	140	-	-
北部	地域懇談会	-	-	-	-	-	-
	地域支えあい推進講座	-	-	2	82	-	-
南部	地域懇談会	-	-	-	-	-	-
	地域支えあい推進講座	1	22	-	-	-	-
鷺宮	地域懇談会	-	-	3	96	-	-
	地域支えあい推進講座	1	33	-	-	-	-

関係法規	中野区地域支えあい活動の推進に関する条例・同施行規則
事業開始時期	平成23年4月1日
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	地域活動推進課 v-ii 地域支えあいネットワーク調整 (本事業概要) 地域活動推進課 v-i 民生委員・児童委員活動支援 (本事業概要) すこやか福祉センター I-iii 高齢者会館等管理運営 (熱中症対策) (本事業概要)

III 保健福祉包括ケア

III-i 保健福祉相談総合調整

1 事業の目的

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談、申請受付、支援を行っている。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所を包括し、地域における総合的な保健福祉の展開を進めている。

医療系専門職により、電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。また、様々な関係機関と連携を図り、関係者会議や事例検討会を開催している。

医療関係機関：病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション等

福祉関係機関：障害者相談支援事業所、生活援護課、障害福祉課、児童相談所、社会福祉協議会、母子生活支援施設、就労支援事業所等

2 事業の実績

すこやか福祉センターにおける福祉相談件数

(単位：件)

年度	区分	総数	中部	北部	南部	鷺宮
令和4年度	総数	9,656	2,518	2,221	1,783	3,134
	知的	235	39	62	51	83
	精神	6,022	1,287	1,491	1,094	2,150
	高齢	1,389	302	365	449	273
	身障	2,010	890	303	189	628
令和3年度	総数	11,101	2,973	2,602	2,306	3,220
	知的	201	23	70	39	69
	精神	5,959	1,377	1,422	1,102	2,058
	高齢	2,299	404	682	838	375
	身障	2,642	1,169	428	327	718
令和2年度	総数	8,086	2,081	1,923	1,655	2,427
	知的	458	274	47	54	83
	精神	3,812	768	975	744	1,325
	高齢	1,625	332	403	525	365
	身障	2,191	707	498	332	654

窓口対応実施状況

(単位：件)

		総数	中部	北部	南部	鷺宮
窓口対応	難病・大気汚染関係	2,426	507	475	604	840
	高齢関係	1,389	302	365	449	273
	障害者関係	8,267	2,216	1,856	1,334	2,861
	子ども関係	3,128	1,095	383	787	863
	その他	1,563	136	475	144	808

専門職による相談実績状況

(単位：件)

区分		総数		中部		北部		南部		鷺宮		
		実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	
精神保健	電話相談		5,713		2,688		1,504		649		872	
	来所相談	531	779	152	221	173	243	87	90	119	225	
	訪問	679	874	137	282	264	309	130	131	148	152	
	関係機 関連絡	医療関係		1,290		363		367		333		227
		福祉関係		1,998		844		482		333		339
		保健関係		477		115		93		152		117
		その他		134		47		57		6		24
難病	電話相談		346		223		30		36		57	
	来所相談	31	33	10	11	1	1	1	1	19	20	
	訪問	47	80	20	44	10	16	9	9	8	11	
	関係機 関連絡	医療関係		269		211		15		30		13
		福祉関係		206		129		39		12		26
		保健関係		32		4		2		8		18
		その他		0		0		0		0		0
成人保健	電話相談		26		6		4		9		7	
	来所相談	3	7	0	0	0	0	2	4	1	3	
	訪問	4	6		0	3	4	1	2	0	0	
	関係機 関連絡	医療関係		4		0		0		1		3
		福祉関係		14		0		8		1		5
		保健関係		1		0		0		1		0
		その他		2		2		0		0		0
歯科相談	電話相談	13	14	4	4	5	6	0	0	4	4	
	来所相談	19	21	2	2	5	7	7	7	5	5	
	訪問											
栄養相談	電話相談・来所相談	41	50	7	7	14	23	17	17	3	3	

関係法規	障害者総合支援法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 母子保健法 狂犬病予防法 難病の患者に対する医療等に関する法律
事業開始時期	平成22年7月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係・アウトリーチ推進係
関連資料	

Ⅲ-ii 障害者相談・支援（障害者相談支援事業委託）

1 事業の目的

障害者（児）の総合相談や障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援などを実施する。

2 事業の内容

(1) 運営方法

社会福祉法人等に委託

(2) 開設時間

月～土曜日 午前8時30分～午後5時
日曜日・祝日・年末年始は休業（緊急時は電話で対応）

(3) 主な業務内容

障害者（児）の総合相談・福祉サービスの申請取次業務
障害者総合支援法に基づく相談支援業務
障害福祉サービス利用調整などのケースワーク業務

3 事業の対象

①身体障害者（児） ②知的障害者（児） ③精神障害者（児） ④発達障害者（児）
⑤難病等障害者（児） ⑥上記障害にかかわる、家族・関係者からの相談を含む。

4 事業の実績

(1) 障害者相談支援事業所の対応件数

(単位：件)

区分	実人数	延人数			
		総数	身体障害者	知的障害者	精神障害者
総数	17,909	46,730	15,560	8,526	22,644
中部	3,939	12,080	3,760	1,812	6,508
北部	4,994	11,064	2,437	1,933	6,694
南部	4,440	12,930	5,631	3,477	3,822
鷺宮	4,536	10,656	3,732	1,304	5,620

(2) 上記延人数の対応別内訳

(単位：件)

区分	電話相談	来所相談	訪問	個別支援会議
総数	31,750	12,557	2,142	281
中部	9,081	2,509	452	38
北部	7,363	3,233	406	62
南部	8,717	3,459	599	155
鷺宮	6,589	3,356	685	26

関係法規	障害者総合支援法
事業開始時期	平成22年7月
事業担当	すこやか福祉センター アウトリーチ推進係
関連資料	障害者相談支援事業所一覧（本事業概要）

III-iii 精神保健相談・支援

1 精神保健相談

受診までには至らない、あるいは受診したいが出来ないなど心の悩みのある区民、家族及び関係者を対象に専門医師による相談を実施している。

相談種別では、認知症やアルコール・薬物等の依存症の相談も実施している。

精神保健相談実施状況

(単位：回、人)

区分	こころのクリニック			嗜 癖 相 談			高齢者精神保健相談		
	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員	実施回数	実人員	延人員
総数	32	62	62	22	31	31	11	14	14
中 部	8	10	10	5	5	5	3	8	8
北 部	9	16	16	6	11	11	3	2	2
南 部	8	20	20	6	8	8	3	2	2
鷺 宮	7	16	16	5	7	7	2	2	2
令和3年度総数	33	62	66	24	27	27	12	19	19
令和2年度総数	33	67	67	24	28	28	12	13	13

2 精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア）

精神障害回復者を対象にレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、社会生活技能訓練、社会資源活用等を通じた社会生活適応訓練を行っている。

訓練期間は3年間とし、2か所の併用が可能である。現在は、委託にて北部・南部・鷺宮のすこやか福祉センターで週1回実施している。

デイケア実施状況

(単位：回、人)

区 分	回数	実人員	延人員	登録者（新規）
令和4年度総数	144	84	1,503	32（5）
中 部	-	-	-	-
北 部	48	28	518	10（2）
南 部	48	33	606	17（3）
鷺 宮	48	23	379	5（0）
令和3年度総数	144	95	1,742	42（14）
令和2年度総数	124	104	1,398	40（15）

※実人数・延人数とも管外の利用者を含む

関係法規	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法 障害者総合支援法 中野区精神障害回復者社会生活適応訓練事業実施要綱
事業開始時期	中野区精神障害回復者社会生活適応訓練事業：昭和54年11月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

III-iv 難病相談・支援

1 難病患者相談

難病患者やその家族に、電話や面接により、医療系専門職が療養上の相談や支援を行っている。
 在宅療養をしている患者宅へ訪問し、療養支援を行うとともに、関係機関への連絡等を行っている。

保健師等相談状況

(単位：件)

区分	保健師		歯科衛生士	
	実数	延数	実数	延数
家庭訪問	47	80	0	0
来所相談	31	33	0	0
電話相談等	-	346	0	0

※ 関係機関連絡は電話相談に含む

2 難病患者等のリハビリ教室

難病患者の1割強を占めるパーキンソン病患者、およびその家族を対象に、リハビリ教室を開催している。
 また、医療系専門職が療養上の相談・支援を随時実施している。

リハビリ教室実施状況

(単位：回、人)

区分	回数	参加延人数
パーキンソン病リハビリ教室	8	89

3 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画

『東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針』に基づき、難病等により在宅で人工呼吸器を使用している区民やその家族の、災害時の適切な行動・対応を目的として、災害時個別支援計画を訪問看護ステーションの協力で作成している。

なお、作成した災害時個別支援計画は、本人・訪問看護ステーション・すこやか福祉センターで保管し、緊急時対応に使用する。

関係法規	難病の患者に対する医療等に関する法律 健康増進法 中野区訪問指導事業実施要綱
事業開始時期	呼吸リハビリ教室：平成11年度 パーキンソン病リハビリ教室：平成14年度 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画：平成24年度
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅲ-Ⅴ ひきこもり相談・支援

すこやか福祉センターでは、総合相談窓口を開設し、保健・福祉のサービス提供のための相談支援を行っている。また、専門職が電話相談、来所面接、家庭訪問を行っている。その中でひきこもりと思われるケースが明らかになることがある。

アウトリーチ推進係や関連部署、関係機関からの情報により、ひきこもりと思われるケースが明らかになった際も専門職が様々な手段で相談支援を行っている。

ひきこもりに至る経緯は、不登校などの学校生活に関わるもの、就労、退職などに関わるもの、何らかの疾患や障害に関わるものなど、様々な原因があるため、継続的な支援のために、すこやか福祉センターのみでなく、関連部署、関係団体と一体になって支援を進めている。

関係法規	精神保健福祉法第 47 条（相談支援）
事業開始時期	
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

III-vi 地域在宅療養等相談・支援

1 事業の目的

認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者のいる家族に、介護方法を学ぶことや、家族間の交流を図る機会を提供している。

2 運営方法

社会福祉法人等に事業を委託

3 事業の内容

家族介護教室

各すこやか福祉センターの圏域（4か所）ごとに、各回のテーマに沿った講義とグループ懇談を実施している。

家族介護教室実施状況

（単位：回、人）

会 場	所 在 地	実 施 回 数	延参加人数
総 数		16	89
やよいの園	弥生町3-33-8	4	17
はびね中野坂上	中央1-11-8	4	15
中野友愛ホーム	江古田2-24-11	4	21
かみさぎホーム	上鷲宮3-17-4	4	36

関係法規	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第2号 中野区家族介護教室実施要綱
事業開始時期	平成18年4月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅲ-vii 妊娠出産トータル支援

1 事業の目的

妊娠から出産、子育てまでの個々のニーズ等に応じた切れ目ない支援を行うため、妊産婦に対する保健指導や各種サービスの提供を行っている。保健師による相談支援・支援プラン作成等、トータルケア事業の実施により、すこやか福祉センターを核とした身近な地域での支援体制づくりを進めている。

2 事業の内容

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出をした者に対して、「母と子の保健バッグ（出生通知票、妊婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票等を含む）」とともに交付している。交付は、すこやか福祉センター、区役所3階子ども総合相談窓口で行っている。

(2) こんにちは赤ちゃん学級

妊婦とその家族を対象に、民間事業者への委託により実施している。妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりをすすめている。令和4年度からオンラインによる実施も開始した。

(3) 妊産期相談支援事業（妊産期相談支援プラン作成）

中野区に妊娠届を提出した全妊婦及び支援を必要とする産婦を対象として、保健師等が面接を行い個別の支援プランを作成し、産前・産後の事業やサービス提供に繋げている。また妊娠20週以降の妊婦への架電（プレママコール）と通知郵送により面接とプラン作成の勧奨を行っている。面接・支援プラン作成業務の一部は、民間事業者へ委託し、すこやか福祉センターへの来所のほか訪問により実施している。なお、支援プランを作成した妊婦には、妊娠・子育て応援ギフト券を贈呈し、子育て環境の充実を図っている。

さらに、出産前の支援として、妊娠32週を目安に保健師が妊婦の体調や産後の支援状況などを電話で確認し、必要に応じた情報提供を行っている。

(4) 産前サポート事業

妊婦に対し助産師による日常生活の過ごし方、乳房の手入れ方法などお産に向けて心身ともに準備を整えていけるような情報提供を行ったり妊婦同士の交流の場を設定し、妊産期における出産や育児の不安及び孤立感の解消を図ることを目的に講座を実施している。

(5) 産後サポート事業

初産婦と生後4か月までの乳児を対象に、助産師による産後の母体ケアや育児相談の実施や、産婦と生後2～5か月の乳児を対象に、地域の子育て経験者による赤ちゃんのいる生活について学ぶ、子育て学習の講座などを実施している。これらの事業をとおして親同士の情報交換、交流機会を設けることで、育児不安の解消をはかるとともに仲間づくりを促している。また、父親の家事・育児参画の促進に向けた取り組みの一つとして父親向けの栄養講習会（令和4年度からYouTube配信実施）や、児童館を会場として地域育児相談会を実施している。

(6) 産後ケア事業

産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者への委託により実施している。また、早産等の産婦は利用期間の延長、多胎児を持つ産婦には利用時間・日数の拡充を行っている。令和4年度より、対象者を初回の面接時に支援が必要と認められる方から全ての方とし、ショートステイ、デイケア、アウトリーチ3事業の合計で上限を定め、ニーズに応じた利用とした。

ア ショートステイ（宿泊型）

産後4か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等において宿泊を利用した産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を民間事業者への委託により実施している。

イ デイケア（通所型）

産後6か月までの産婦と乳児を対象とし、助産院等への日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っている。

ウ アウトリーチ（訪問型）

産後1年までの産婦と乳児を対象に、助産師が自宅を訪問して産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を民間事業者への委託により実施している。

(7) 産前家事支援事業

妊娠中において家族等の援助が受けられないため支援を必要とする者に対し、妊婦の健康の回復及び負担の軽減を目的として、家事支援者を派遣して支援を行っている。

(8) 産後家事・育児支援事業

1歳未満の子供を育てる家庭の負担の軽減、孤立化や産後うつ等の未然防止を目的として、「家事育児サポーター」（産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等）を派遣して支援を行っている。

(9) 多胎児家庭支援事業

多胎児を養育する家庭が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てできる環境づくりを行っている。

ア 移動経費補助

3歳未満の多胎児家庭に対し、健診、予防接種などの母子保健事業及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するための移動経費補助として、交通系 IC カードを配布している。

イ 多胎児家庭サポーター事業

3歳未満の多胎児家庭に対し、産後家事・育児支援事業と同様の支援を実施している。

ウ 多胎ピアサポート事業

多胎児を養育する家庭（多胎児家庭）や多胎妊婦を対象に、保護者の不安、悩みの軽減や仲間づくりをすすめることを目的として、交流会形式で参加者同士の情報・意見交換する場を設定し、妊娠中の健康管理や出産後の育児対応等について相談支援・助言等を行っている。

(10) ファーストバースデーサポート事業

健診など行政が関わる機会が少ない1歳の誕生日を目安に、子育て支援情報の提供や家庭状況の把握を目的として、アンケートを送付し、回答のあった世帯に対し、カタログギフトと共に東京都の子育て応援ブックの配布を行っている。

(11) 人材育成事業

産後家事・育児支援事業及び多胎児サポーター事業に従事する者の養成を目的として、家事育児支援サポーター養成講座の受講に係る経費の一部を助成している。また、中野区の委託事業に従事する家事育児サポーターのスキルアップ及び家事育児支援サポーターとして従事を希望する人材を育成するため、養成講座を実施している。

(12) こんにちは赤ちゃん訪問事業

区内に住所・居所を有する生後4か月に達するまでの乳児のいる家庭を、保健師または訪問指導員（区がこんにちは赤ちゃん訪問事業を委託した看護師、助産師、保健師）等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行っている。

対象となる家庭は、保護者からの出生通知票の提出、医療機関等関係機関からの連絡、住民基本台帳による抽出から把握している。

(13) 保健指導訪問

継続的な支援の必要性が認められる場合は、生後4か月以降も引き続き保健指導のため訪問し、必要な支援を行っている。

(14) 家事用品の購入支援事業

保育サービス等の公的支援を受けずに1歳児または2歳児の子どもを養育する家庭に対し、家事支援用品の購入権利を付与することにより、子育て環境の向上を図った。（令和4年度 単年度事業）

付与件数 2,607件

3 事業の実績

(1) 妊娠週別妊娠届状況

(単位：件)

区 分	妊娠届出件数	妊娠週数					
		満11週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週以上	産後	不詳
総 数	2,631	2,536	73	8	7	4	3
中 部	860	827	28	2	2	1	0
北 部	659	639	12	3	3	0	2
南 部	560	541	17	0	0	1	1
鷺 宮	552	529	16	3	2	2	0

(2) こんにちは赤ちゃん学級実施状況

(単位：回、人)

区 分	回数	参加者数
総 数	58	1,283
中 部	14	384
北 部	14	309
南 部	13	281
鷺 宮	13	283
オンライン	4	26

※ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い定員減で実施。

(3) 妊産期相談支援プラン作成状況

(単位：件)

区 分	妊 婦		産 婦	
	新規プラン作成数	更新プラン作成数	新規プラン作成数	更新プラン作成数
総 数	2,228 (81)	1	71 (19)	0
中 部	730 (18)	0	18 (5)	0
北 部	549 (16)	0	15 (6)	0
南 部	485 (12)	0	15 (4)	0
鷺 宮	464 (35)	1	23 (4)	0

() プラン作成数のうち訪問による作成数

(4) 産前・産後サポート事業実施状況

区 分	産前サポート事業		産後サポート事業	
	実施回数	利用延人数	実施回数	利用延人数
令和4年度	22回	157人	132回	3,253人
令和3年度	22回	129人	122回	2,170人
令和2年度	10回	51人	70回	1,138人

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い定員減で実施。

※ 令和4年度から産後サポート事業を拡充。

(5) 産後ケア事業

区 分	ショートステイ		デイケア		ケア支援者派遣 (～令和2年10月)		アウトリーチ (令和2年11月～)	
	実人員	利用 延日数	実人員	利用 延日数	実人員	利用 延時間数	実人員	利用 延日数
令和4年度	375人	1,621日	697人	2,552日			287人	602日
令和3年度	343人	1,311日	580人	1,630日			297人	564日
令和2年度	198人	827日	447人	1,272日	84人	751時間	71人	132日

(6) 産前家事支援事業 (令和2年11月～)

区 分	実人員	利用延時間数
令和4年度	44人	335時間
令和3年度	36人	289時間
令和2年度	12人	97時間

(7) 産後家事・育児支援事業 (令和2年11月～)

区 分	実人員	利用延時間数
令和4年度	357人	5,356時間
令和3年度	274人	4,259時間
令和2年度	99人	1,200時間

(8) 多胎児家庭支援事業 (令和2年11月～)

ア 移動経費補助 交通系 IC カード

区 分	世帯数
令和4年度	75世帯
令和3年度	78世帯
令和2年度	81世帯

イ 多胎児家庭サポーター事業

区 分	実人員	利用延時間数
令和4年度	42人	2,168時間
令和3年度	30人	1,562時間
令和2年度	14人	489時間

ウ 多胎ピアサポート事業 (令和2年11月～) (単位：回、人)

区 分	回 数	参加者数 (延)		
		総数	保護者	乳幼児
総 数	5	37	16	21
中 部	2	16	6	10
北 部	1	4	3	1
南 部	1	10	4	6
鷺 宮	1	7	3	4

(9) ファーストバースデーサポート事業 (令和2年11月～)

区 分	ギフト配布件数
令和4年度	2,271件
令和3年度	2,137件
令和2年度	2,086件

(10) 人材育成事業（令和2年11月～）

区分	資格取得補助人員	養成講座
令和4年度	15人	1回
令和3年度	9人	1回
令和2年度	10人	1回

(11) こんにちは赤ちゃん訪問事業

（単位：件）

区分	出生数	出生通知数	こんにちは赤ちゃん訪問		
			訪問指導員		区保健師 訪問指導 (延件数)
			訪問指導	訪問のみ	
総数	2,262	2,189	1,862	29	286
中部		665	615	9	86
北部		563	447	7	74
南部		450	417	4	57
鷺宮		511	383	9	69

出生数は令和4年1月～令和4年12月生

(12) 保健指導訪問

（単位：件）

区分	保健指導 訪問 (延件数)
総数	245
中部	102
北部	63
南部	24
鷺宮	56

関係法規	母子保健法：第9条、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第17条の2、第18条、第19条 保健師助産師看護師法 児童福祉法：第21条の10の2 中野区産後ケア事業実施要綱 中野区出産・子育て・応援事業実施要綱 中野区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱、中野区産後における家事・育児支援事業実施要綱 中野区家事育児サポーター養成講座受講費用助成交付要綱、中野区産前家事支援事業実施要綱
事業開始時期	地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管：昭和50年4月、 妊娠・出産・子育てトータルケア事業：平成27年10月 新産婦、新生児訪問：平成17年6月 産前産後家事支援事業：平成31年4月～令和2年10月終了、産前家事育児支援事業：令和2年11月、 産後家事・育児支援事業：令和2年11月、多胎児家庭支援事業：令和2年11月 ファーストバースデーサポート事業：令和2年11月、人材育成事業：令和2年11月
事業担当	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター企画調整係 すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	すこやか福祉センター III-ix 養育・発達支援（本事業概要）

Ⅲ-viii 母子保健事業

乳幼児健康診査では、法的根拠に基づき、地域の親と子の健康を守ることを目的として、それぞれの月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックや疾病の有無等、また子育て支援、虐待予防の視点からも確認し、健康診査の結果、必要な保健・栄養指導及び医療機関での治療等を勧奨している。

事業実施に際して新型コロナウイルス感染症拡大予防のため令和4年度も、令和2年度・3年度に引き続き、密集することを避け、事業の時間短縮や受け入れ人数等の縮小を行う対応を行っている。

1 事業の内容

(1) 3か月児健康診査

生後3か月児について、先天性代謝異常の有無、体重等増加状況、神経学的発達等を診察し、生後間もない時期の順調な発育・発達を確認する健康診査を実施している。また、健康診査と同時に、母の育児不安等も含めた子育てに関する保健相談、離乳食や乳歯萌出に向けての栄養・口腔指導等を実施するとともに、予防接種の受け方、事故予防等の保健情報を提供し、健やかな子育てを支援している。

平成15年6月からは3か月児健康診査において、母親のメンタルアンケート（EPDS）を行い、高得点者には医療系専門職が中心となり相談、面接を行うほか、内容に応じて医師等による専門相談を実施している。さらに平成18年度からは、出産直後の早期対応のために、産婦・新生児訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）においてもEPDSを開始し、高得点者に同様の相談を行っている。

(2) 6か月児・9か月児健康診査

乳児健康診査の一層の徹底を図るため、6か月児（対象：6～7か月児）及び9か月児（対象：9～10か月児）の乳児を対象に、契約医療機関で健康診査を実施している。

また、6か月児健康診査及び9か月児健康診査ともに未受診の者については、担当地区ごとに状況確認を行っている。

(3) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語等発達の確認が容易に得られる1歳6か月の時点で健康診査を実施することにより、運動機能・聴覚等の障害、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導等を行い、健康の保持増進を図っている。

また、未受診者については、健診勧奨通知により受診率向上に努めるとともに、未受診者対応マニュアルに従いフォローしている。

なお、平成30年度より1歳6か月児健康診査は、契約医療機関での個別受診となった。医療機関での受診結果は、次項の「2 事業の実績」欄に記載のとおりである。

医療機関受診後に各管轄のすこやか福祉センターに受診結果が送付され、保護者への電話または面接、家庭訪問など専門職（栄養士、心理職、保健師、福祉職）が担当地区ごとに対応するとともに、子育て専門相談など必要に応じ区の事業等サービスにつなげている。

また、虐待項目等育児困難感が強く疑われる対象者については保護者との連絡がとれない場合、かかりつけ医への問い合わせや所属する保育園や幼稚園への問い合わせを行う等、状況把握に努め虐待予防の視点においてもきめ細かく対応している。

(4) 3歳児健康診査

3歳という年齢は心身の発達上、特に重要な時期であり、身体発達、運動機能の発達、精神発達、生活習慣の観察及び尿検査を行い、心身の障害を早期に発見し、異常の認められる者に対しては専門医療機関を紹介し、無料（各保険の給付の対象として取り扱われる検査の自己負担額を区が負担）の精密検査を行っている。また、心理相談員による精神発達面の相談を実施し、必要に応じて経過を観察のうえ、適切な指導及び措置を行っている。

なお、平成元年7月対象児から視力機能異常等を早期に発見し将来の視力障害の発生を予防するため、視力アンケートを項目に追加して実施している。平成4年4月対象児からは、軽度から中度の難聴を早期に発見し、言語障害の発生を予防するための聴覚アンケートを実施している。

令和2年度から、弱視等の異常を効果的に発見するため、携帯型レフラクトメーターによる検査を実施している。

なお、令和2年7月から集団健康診査未受診者に対し、医療機関の受診票を送付することにより、医療機関への委託も開始している。

3歳児健康診査では、環境省の調査への協力依頼を受けて、平成17年度から環境保健サーベイランス調査を実施している。地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早急に講ずるために行うもので、データを環境省へ提供している。

(5) 乳幼児経過観察指導

乳幼児健康診査において、経過観察が必要な者、また、訪問指導等で発見された要経過観察者に対し、すこやか福祉センターにおいて身体発育や運動発達等の内科的な経過観察指導を行って乳幼児の健全な育成を図っている。

(6) 受診勧奨者及び未受診者対応

平成17年度から未受診者を要保護児童対策地域協議会対象児童とし、関係機関の連携による支援を実施している。

対応として、受診勧奨通知を発送するとともに、地区担当者による支援を開始する。今までの経過（妊娠届出から全戸訪問、過去の健康診査受診歴等）や庁内調査（保育園・幼稚園在園有無調査、医療機関受診状況調査、予防接種調査、生活保護CWへの調査）により虐待等リスクの有無等考慮しつつ家庭訪問等により受診勧奨と共に支援を行う。また未受診者については、これらの情報を総合的に判断し、必要に応じて中野区児童相談所に虐待通告している。

また、未受診児のうち庁内調査により所在確認できなかった児が転出した場合、転出先自治体に情報提供し継続支援を依頼している。

(7) 子育て専門相談

母親のメンタルヘルス、子どもの発達に関わる相談等に医師・心理相談員等が対応する専門相談を実施している。各すこやか福祉センターに心理職を配置し、個別相談を実施している。

また、子育て中の保護者の育児不安や疑問の解消を目的に、栄養・歯科・心理の各職種がそれぞれの内容に対応して個別相談を実施している。

2 事業の実績

(1) 3～4か月児健康診査実施状況

区分	回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	精密検査受診券(件)	
							発行数	結果把握数
総数	48	2,357	2,177	92.4	1,081	49.7	0	0
中部	12	809	734	90.7	317	43.2	0	0
北部	12	540	515	95.4	378	73.4	0	0
南部	12	501	464	92.6	150	32.3	0	0
鷺宮	12	507	464	91.5	236	50.9	0	0

※精密検査受診券は感染対策のため令和2年度から発行せず紹介状に変えていた。令和3年度は10月から発行再開した。

(2) 母親のメンタルアンケート回収状況

区分	こんにちは赤ちゃん訪問		3か月児健康診査	
	回収数(枚)	高得点者数(人)	回収数(枚)	高得点者数(人)
総数	2,101	240	2,177	217
中部	683	80	734	67
北部	511	46	515	50
南部	458	67	464	58
鷺宮	449	47	464	42

(3) 6か月児・9か月児健康診査実施状況

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	受診結果内訳(人)			
				異常なし	既医療	要観察	要医療
6か月	2,357	2,189	92.9	1,950	19	107	70
9か月	2,357	2,145	91.0	1,939	17	102	57

(4) 1歳6か月児健康診査

① 実施状況

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	受診結果内訳(人)			
				異常なし	既医療	要観察	要医療
	2,216	2,062	93.1	1,711	60	209	38

② 受診後フォロー状況

(単位：件)

受診後のフォロー状況					
区分	総数	地区担当			栄養関連
		小計	一時相談(電話・面接)	継続相談(発達・養育)	一時相談(電話・面接)
総数	347	329	237	92	18
中部	100	99	74	25	1
北部	74	68	54	14	6
南部	70	69	48	21	1
鷺宮	103	93	61	32	10

(5) 3歳児健康診査

① 実施状況

区分	集団健診回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	有所見者数(人)	有所見率(%)	精密検査受診券(件)	
							発行数	結果把握数
総数	48	2,127	2,025	95.2	1,135	56.0	8	7
中部	12	641	599	93.4	330	55.1	0	0
北部	12	566	546	96.5	387	70.9	4	4
南部	12	454	432	95.2	205	47.5	0	0
鷺宮	12	466	448	96.1	213	47.5	4	3

※精密検査受診券は感染対策のため令和2年度から発行せず紹介状に変えていた。令和3年度は10月から発行再開した。

② 医療機関委託

区分	送付数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
医療機関受診	309	193	62.5

※送付者が集団健診に78人来所しており、受診勧奨としても有効

③個別検査実施状況(3歳児健康診査時)(単位:人)

区分	受診者数	異常なし
視力検査	2,025	1,795
SVS(※)	1,982	1,824
聴力検査	2,025	1,846
尿検査	1,485	1,326

※SVS=携帯型レフラクトメーターによる検査

④個別相談実施状況(3歳児健康診査時)(単位:人)

区分	栄養	心理
総数	152	245
中部	53	71
北部	40	63
南部	21	49
鷺宮	38	62

※参加者数は大人の人数

(7) 乳幼児経過観察指導

区分	乳幼児		心理経過観察指導	
	回数 (回)	受診者数 (人)	回数 (回)	3歳児
				相談者数 (人)
総数	48	325	48	85
中部	12	90	12	47
北部	12	119	12	14
南部	12	35	12	6
鷺宮	12	81	12	18

(8) 受診勧奨者の状況

(単位:人)

区分	状況把握数	状況把握数の内訳					未把握数
		健康	病気	障害	転出等	その他	
総数	98	39	0	0	59	0	0
3~4か月児健診	65	21	0	0	44	0	0
3歳児健診	33	18	0	0	15	0	0

(9) 子育て専門相談実施状況

区分	子育て専門相談		子育て専門相談			
	回数 (回)	相談者 延べ数 (人)	開催回数 (回)	栄養関連	歯科関連	常勤心理職 相談
				相談者数 (人)	相談者数 (人)	相談者数 (人)
総数	96	204	96	168	137	232
中部	24	47	24	23	24	49
北部	24	34	24	72	48	73
南部	24	63	24	35	40	50
鷺宮	24	60	24	38	25	60

※参加者人数は大人の人数

関係法規	母子保健法 第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第21条の10の2 児童虐待の防止等に関する法律 中野区1歳6か月児健康診査未受診児健康診査実施要綱 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区妊婦・乳幼児精密健康診査実施要綱 中野区6か月児・9か月児健康診査実施要綱 中野区こんには赤ちゃん訪問事業実施要綱
事業開始時期	3か月児健康診査及び乳幼児経過観察健康診査：昭和24年 6か月児健康診査：昭和47年10月 9か月児健康診査：昭和49年10月 （昭和50年4月地方自治法一部改正に伴い都から区へ移管） 1歳6か月児健康診査：昭和52年（平成31年4月から医療機関へ委託） 3歳児健康診査：昭和36年（平成元年7月から視力検診、平成4年4月から聴覚検診実施 令和2年7月から携帯型レフラクトメーターによる検査実施） 新産婦、新生児訪問：平成17年6月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係、子ども教育部 子育て支援課
関連資料	

Ⅲ-ix 養育・発達支援

1 事業の目的

平成23年4月から（中部すこやか福祉センターは平成22年7月から）、地域子ども家庭支援センターと保健福祉センターの機能が合体されたすこやか福祉センターが、地域の子育て支援の中核として、医療系専門職及び福祉職、心理職により、子どもや家庭に関する様々な相談に応じ、継続した支援を行っている。

2 事業の内容

(1) 相談支援及び支援検討会議

養育や発達の課題を抱える家庭について、家族や親族などの相談に応じ、継続した支援を行っている。支援にあたっては、支援検討会議を開催し、すこやか福祉センター内で情報共有及び支援方針を決定し、進行管理を行っている。

(2) グループ等による支援

ア 養育支援グループ

育児困難を抱える保護者に対し、育児不安の軽減を図り虐待の発生の予防を目的に、共通の悩みを抱える参加者同士のグループワークを行っている。

イ 発達支援グループ

発達や育てにくさなど課題のある幼児及び児の発達に不安を抱える保護者に対し、前向きに子育てできるように、また必要な支援につなげるために、親子遊びを中心としたグループ活動を行っている。

ウ 親の学びの場支援プログラム

発達に課題がある幼児を育て、不安を抱える保護者に対して、運動をメインとした親子遊びを通し子どもへの対応を学べるよう支援を行っている。民間事業者に委託し、事業を実施している。

エ 保護者支援プログラム

発達に課題がある幼児を育てる保護者が、子どもをどのように理解し向かい合うか、講義形式で学ぶ場を提供している。大学に委託し、事業を実施している。

(3) 発達支援の取り組み

発達に課題がある乳幼児・児童及びその保護者に対して継続した相談支援を行っている。必要な関係機関と連携し、子どものライフステージに合わせ、きめ細かく対応している。課題のある子どもが就園・就学する際には、その後の生活が円滑に開始できることを目的とした移行支援の取り組みをサポートしている。

また小学校入学後は、小学校、すこやか福祉センター及び学童クラブ等の関係機関が集まり開催される「発達支援連絡会」に参加し、児童の様子や支援に関する情報の交換・共有を図っている。

(4) 子育てひろば

すこやか福祉センターや児童館において、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、交流ができる場の提供を行っている。

(5) 講座等の開催

すこやか福祉センターや児童館を会場として、アレルギー教室や事故予防講座等の講習会を開催している。

3 事業の実績

(1) 保健師相談実施状況

(単位：件)

区 分	総 数			乳 児			幼 児			小学生以上		
	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話	訪問
総 数	619	5,704	654	256	3,156	431	285	1,989	193	78	559	30
中 部	105	1,475	214	52	918	140	48	492	66	5	65	8
北 部	158	1,089	148	43	545	115	102	437	24	13	107	9
南 部	164	1,830	74	71	916	54	56	634	13	37	280	7
鷺 宮	192	1,310	218	90	777	122	79	426	90	23	107	6

(2) 支援検討会議の開催状況

区 分	会議開催数 (回)	検討対象者数 (件)	内 訳 (件)	
			養育支援	発達支援
総 数	93	4,050	3,049	1,001
中 部	24	1,114	697	417
北 部	24	1,221	845	376
南 部	23	812	717	95
鷺 宮	22	903	790	113

(3) グループ支援状況

(単位：回、人)

区 分	回 数	参加者数 (延)			
		総 数	保護者	乳幼児	
養育支援グループ	中 部	9	41	24	17
	北 部	9	22	11	11
	南 部	10	33	17	16
	鷺 宮	9	31	14	17
発達支援グループ	中 部	17	102	51	51
	北 部	18	149	77	72
	南 部	18	158	78	80
	鷺 宮	18	104	52	52
親の学びの場支援プログラム		24	291	146	145
保護者支援プログラム		4	52	30	22

(4) 発達支援連絡会実施状況 (単位：件)

区 分	個別支援計画会議
総 数	225
中 部	54
北 部	50
南 部	57
鷺 宮	64

(5) 福祉職関係機関訪問実施状況 (単位：件)

区分	保育園	幼稚園	小学校	中学校	療育機関	その他
総数	160	41	70	18	59	7
中部	55	11	18	2	2	3
北部	25	2	13	3	25	0
南部	27	4	17	4	4	0
鷺宮	53	24	22	9	28	4

(6) 子育てひろば (単位：人)

区分	子育て広場
総数	21,051
中部	9,796
北部	1,377
南部	8,178
鷺宮	1,700

(7) 講座の開催 (単位：回、人) ※参加者数は大人+子ども

区分	アレルギー教室		事故予防講座	
	回数	参加者数	回数	参加者数
総数	4	107	7	95
中部	1	30	0	0
北部	1	26	1	25
南部	1	30	1	21
鷺宮	1	21	5	49

関係法規	中野区すこやか福祉センター条例 母子保健法、児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 中野区養育支援訪問事業実施要綱 発達障害者支援法
事業開始時期	すこやか福祉センターでは平成23年4月から
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	すこやか福祉センター Ⅲ-vii 妊娠出産トータル支援 (本事業概要)

Ⅲ-x 栄養・歯科支援

1 事業の目的

妊産婦、乳幼児を中心として、家族の健康の維持増進と疾病予防を目的とし、医療系専門職により健康診査時に個別及び集団指導や各種講習会を行っている。栄養改善知識の普及と適切な食生活習慣への改善を図る。

生涯を通した歯と口腔の健康づくりの基盤であり、口腔機能の育成期となる乳幼児期に、歯科健康診査、個々に応じた保健指導および相談を行う。

2 事業の内容

(1) 離乳食講習会

5 か月から 12 か月の乳児の保護者を対象に初期・中期コースと後期コースを実施。子どもの発達・発育に応じた調理形態や食べさせ方、食事のリズム等について子育て世代にわかりやすく伝える食の支援を実施している。

令和 2 年度から、感染症対策として 3 か月児健康診査で行っていた離乳食の開始についての案内が十分にできなかった、離乳食スタート講座を実施している。

(2) 妊婦歯科栄養講習会

妊娠期からの健康の保持・増進のため、栄養バランスや口腔ケアについて簡単な調理法や口腔チェック等を実施している。

(3) 個別栄養相談

乳幼児健康診査、各種講習会等開催時に必要に応じて個別相談を実施するほか、随時来所または電話による相談を実施している。

(4) 1 歳 6 か月児歯科健康診査

乳臼歯の萌出が始まり、咀嚼や発音など、口の基本的機能が獲得されてくる時期に、健康診査を行い、口腔機能の育成、乳歯う蝕予防を目指す。う蝕に罹患した児や再指導が必要な児に対しては、事後指導を行っている。令和元年度から、区内契約医療機関への委託により実施している。

(5) 3 歳児歯科健康診査

上下顎の乳臼歯が生えそろう乳歯列完成期以降は、乳臼歯のう蝕が増加傾向にあり、後続永久歯のう蝕を誘発し、永久歯列にも影響を及ぼす。正常な口腔機能を育むために、乳歯だけでなく、永久歯の健全育成のための保健指導をあわせて行っている。また、3 歳以降は、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な口腔診査を受けることも推奨している。令和 2 年度から、区内契約医療機関への委託により実施している。

(6) 個別歯科相談

各種講習会等開催時に必要に応じて個別相談を実施するほか、随時来所または電話による相談を実施している。

(7) 歯みがき教室

6 か月から 1 歳からそれぞれの歯みがき教室において、保護者を対象に歯みがき習慣の準備方法や保護者の口腔衛生について講習を実施している。

3 事業の実績

(1) 離乳食講習会

(単位：回、組)

区 分	離乳食講習会		スタート講座	
	回数	参加組数	回数	参加組数
総 数	45	500	48	373
中 部	12	155	12	92
北 部	11	155	12	101
南 部	11	89	12	90
鷺 宮	11	101	12	90

(2) 妊婦歯科栄養講習会実施状況 (単位：回、人)

区 分	妊婦歯科栄養講習会	
	総 数	参加者数
総 数	24	107
中 部	6	29
北 部	6	28
南 部	6	24
鷺 宮	6	26

(3) 個別栄養相談実施状況

(単位：人)

区 分	相談数	内 訳		
		妊産婦	乳幼児	18歳未満
総 数	778	111	663	4
中 部	178	28	150	0
北 部	323	31	290	2
南 部	129	24	103	2
鷺 宮	148	28	120	0

(4) 1歳6か月児歯科健康診査状況

区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない人(人)	むし歯の ある人(人)	未処置歯の ある人(人)	現在歯数 (本)
総 数	2,216	1,785	80.6	1,774	11	10	26,340
中 部	684	553	80.8	551	2	2	8,119
北 部	580	460	79.3	453	7	6	6,916
南 部	440	345	78.4	345	0	0	5,048
鷺 宮	512	427	83.4	425	2	2	6,257

(5) 3歳児歯科健康診査状況

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない人(人)	むし歯の ある人(人)	未処置歯の ある人(人)	現在歯数 (本)
総数	2,127	1,564	73.5	1,484	80	66	30,970
中部	641	475	74.1	459	16	13	9,411
北部	566	427	75.4	395	32	25	8,456
南部	454	336	74.0	323	13	10	6,636
鷺宮	466	326	70.0	307	19	18	6,467

(6) 個別歯科相談状況

(単位：人)

区分	総数			妊産婦			乳幼児			小学生		中学生以上	
	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	訪問	電話	来所	電話	来所
総数	46	274	1	2	2	0	44	269	1	0	3	0	0
中部	7	17	1	0	0	0	7	17	1	0	0	0	0
北部	9	98	0	0	0	0	9	98	0	0	0	0	0
南部	6	46	0	0	0	0	6	43	0	0	3	0	0
鷺宮	24	113	0	2	2	0	22	111	0	0	0	0	0

(7) 歯みがき教室

(単位：回、人)

区分	回数	受講者数
総数	12	466
中部	3	94
北部	3	128
南部	3	120
鷺宮	3	124

関係法規	母子保健法 第9条、第10条、第12条、第13条、第14条 健康増進法 第17条 食育基本法 第6条、第7条、第8条、第21条 中野区乳幼児健康診査実施要綱 中野区歯科衛生相談事業運営要綱
事業開始時期	歯科衛生相談室設置 中部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和50年11月 北部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和52年10月 鷺宮保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和55年1月 南部保健福祉センター（現すこやか福祉センター）：昭和58年7月
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	すこやか福祉センターIII-xii 地域健康活動支援（本事業概要）

III-xi 地域健康活動支援

1 目的

地域における区民への健康思想の普及啓発と健康づくり、ならびに人材育成

2 事業の内容

- ・ 医療系専門職による相談、講座食育活動の支援等を実施している。
- ・ 地域の各種団体からの依頼等により専門職を講師として派遣するなど、地域における健康づくりやグループ活動を支援している。

3 事業の実績

(1) ライフステージに応じた健康づくり実施状況 (単位：回、人)

	総数		中部		北部		南部		鷺宮	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
総数	45	1,284	10	177	12	163	10	202	11	664
健康講座	1	500	0	0	0	0	0	0	1	500
女性の健康講座	4	69	1	13	1	8	1	36	1	12
足指力計測器実績	4	106	1	57	2	19	1	30	0	0
栄養講習会（全年代）	8	50	2	12	2	16	2	9	2	13
食育講習会（乳幼児・学童）	26	481	6	95	7	120	6	127	7	139
精神保健福祉講座	2	78	0	0	1	47	1	31	0	0

(2) 地域の団体及び人材育成支援実施状況 (単位：回、人)

	総数		中部		北部		南部		鷺宮		
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	
主なテーマ	60	1,527	15	235	17	275	16	795	10	186	
地域の各種 団体からの 依頼講座、 健康相談	熱中症予防、血圧、 マスクの着用等 健康づくり全般	12	594	1	57	2	14	8	493	1	30
	齲歯の予防、 嚥下機能等 口腔ケア全般	28	676	2	48	11	199	7	280	8	149
	栄養バランス、 離乳食等 栄養・食育全般	14	129	11	94	3	35	0	0	0	0
健康づくり 推進事業	運動及び健康機能 に関する講座等	4	92	1	36	1	27	1	22	1	7
心の病のある方の 家族セミナー	地域での心の健康 づくり普及啓発	2	36								

関係法規	健康増進法 第17条第1項、 地域保健法 第18条、 食育基本法 第21条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 中野区歯科衛生相談事業運営要綱 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 自殺対策基本法
事業開始時期	家族セミナー：平成11年度 精神保健福祉講座：平成11年度
事業担当	すこやか福祉センター 保健福祉包括ケア係
関連資料	

Ⅲ-xii 地域介護予防・健康生きがづくり

1 介護予防普及啓発事業

65歳以上の高齢者を対象に介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み及び介護予防に対する認識の向上を目的とした介護予防事業等を実施している。高齢者の健康づくり・介護予防事業の地域の拠点である高齢者会館等を会場として、委託により実施している。

(1) 生活機能向上プログラム

高齢期における心身機能の低下（フレイル）を予防するために重要な3つの要素「歩く」「食べる」「考える」をテーマとしたプログラム（年12回以上）を、各高齢者会館等19か所で実施している。

(2) 音響機器による介護予防事業

高齢者会館などにおいて、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、その中で区民になじみのある音響機器を活用した介護予防プログラムを新たに実施することにより、一般の高齢者・虚弱高齢者と心身の状況等により分け隔てることなく誰でも一緒に参加できる活動を実施している。音響機器を活用した健康体操のほか、利用者の特性にあわせた音楽重視コース・体操重視コース・脳トレコースを実施し、能力の向上を図っている。

2 健康・生きがづくり事業

身近な地域の施設を利用して、60歳以上の高齢者が、介護予防につながる運動や趣味の教室、文化講座などを受ける機会を設け、高齢者の通いの場を作るとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的とした事業を、高齢者会館等で実施している。

参加者の増加を図るため、人気の体操や歌の教室を始めとした幅広いテーマの事業を用意し、定期的に内容の見直しを行っている。

3 実施状況

(1) 生活機能向上プログラム実施状況

施設名	テーマ別事業 延種類数			テーマ別事業 実施延回数			回数	延参加者数（人）		
	歩く	食べる	考える	歩く	食べる	考える		総数	男	女
令和4年度総数	36	23	52	161	59	139	282	4,257	384	3,873
しんやまの家	3	1	2	12	3	12	16	519	9	510
南部高齢者会館	2	1	4	2	3	7	15	138	30	108
本一高齢者会館	2	1	3	6	6	12	12	253	19	234
宮園高齢者会館	2	1	2	14	6	16	23	380	53	327
昭和高齢者会館	2	3	4	2	5	6	12	131	10	121
東中野いこいの家	1	1	1	5	0	5	10	230	21	209
上高田高齢者会館	3	1	4	11	3	12	12	195	0	195
上高田東高齢者会館	2	2	4	3	3	7	13	225	25	200
沼袋高齢者会館	1	1	1	12	3	4	19	348	30	318
野方高齢者会館	2	1	2	12	2	2	14	166	2	164
東山高齢者会館	2	2	3	8	2	7	16	264	74	190
若宮高齢者会館	1	1	1	8	10	10	16	366	44	322
若宮いこいの家	2	1	3	11	2	11	13	251	39	212
白鷺高齢者会館	2	1	6	2	3	9	9	99	7	92
鷺六高齢者会館	1	1	1	5	4	2	11	80	2	78
鷺宮高齢者会館	2	1	1	11	1	0	12	91	6	85
やよいの園	3	1	7	7	1	15	15	160	11	149
松が丘シニアプラザ	2	1	1	11	1	1	13	147	2	145
上鷺宮区民活動センター	2	1	2	19	1	11	31	214	0	214
令和3年度総数	42	24	65	182	53	169	308	4,122	491	3,631
*令和2年度総数	38	21	49	133	51	117	233	2,778	331	2,447

*令和2年度は感染拡大により一部事業を中止・縮小した

(2) 音響機器による介護予防事業実施状況

(単位：回、人)

会 場	回数	参加者数		
		総数	男	女
令和4年度(70コース)総数	792	11,643	1,542	10,101
しんやまの家	33	704	0	704
南部高齢者会館	33	288	85	203
本一高齢者会館	33	300	25	275
宮園高齢者会館	33	676	170	506
昭和高齢者会館	33	268	85	183
東中野いこいの家	33	571	85	486
上高田高齢者会館	33	496	0	496
上高田東高齢者会館	33	564	86	478
沼袋高齢者会館	33	704	55	649
野方高齢者会館	33	332	26	306
東山高齢者会館	33	285	107	178
若宮高齢者会館	33	653	56	597
若宮いこいの家	33	404	78	326
白鷺高齢者会館	33	380	1	379
鷺六高齢者会館	33	438	58	380
鷺宮高齢者会館	33	149	56	93
中野三丁目敬老館	33	398	67	331
松が丘シニアプラザ	33	504	25	479
みずの塔ふれあいの家	22	135	21	114
鍋横区民活動センター	22	473	64	409
新井区民活動センター	33	1,359	229	1130
野方区民活動センター分室	33	300	79	221
鷺宮区民活動センター分室	22	272	11	261
上鷺宮区民活動センター	33	275	28	247
中部すこやか福祉センター	33	715	45	670
令和3年度(74コース)総数	792	10,468	1,397	9,071
令和2年度(64コース)総数	517	6,432	936	5,496

(3) 健康・生きがいづくり事業実施状況

区分	施設名	令和4年度				令和3年度		*令和2年度	
		事業種類	延参加者数(人)			事業種類	延参加者数(人)	事業種類	延参加者数(人)
			総数	男	女				
	総数	247	73,948	12,165	61,783	238	57,904	242	37,374
高齢者 会館	しんやまの家	13	7,350	1,660	5,690	12	5,558	12	2,846
	南部高齢者会館	10	2,238	466	1,772	9	1,783	10	765
	本一高齢者会館	17	9,158	1,270	7,888	17	6,132	13	3,823
	宮園高齢者会館	10	7,693	1,159	6,534	10	6,802	13	3,926
	昭和高齢者会館	15	2,519	187	2,332	12	2,291	11	1,380
	東中野いこいの家	15	4,313	845	3,468	16	3,701	18	1,525
	上高田高齢者会館	13	3,256	1,302	1,954	14	2,337	16	2,050
	上高田東高齢者会館	17	3,548	568	2,980	13	2,650	17	2,085
	沼袋高齢者会館	9	2,371	566	1,805	7	2,073	9	1,427
	野方高齢者会館	12	2,469	124	2,345	12	2,117	9	1,485
	東山高齢者会館	6	1,510	178	1,332	4	1,083	4	533
	若宮高齢者会館	18	3,928	677	3,251	15	1,875	18	1,411
	若宮いこいの家	13	4,546	835	3,711	13	2,819	15	1,918
	白鷺高齢者会館	12	4,253	309	3,944	12	3,878	11	2,214
	鷺六高齢者会館	19	3,675	708	2,967	19	2,737	15	1,564
鷺宮高齢者会館	6	659	53	606	6	485	8	528	
高齢者 施設	やよいの園	12	2,978	364	2,614	14	3,136	14	2,268
	堀江敬老館	-	-	-	-	1	170	1	1,119
	中野三丁目敬老館	3	762	58	704	3	616	-	-
	松が丘シニアプラザ	7	963	96	867	9	506	6	316
ふれあ いの家	城山ふれあいの家	1	1,152	157	995	1	1,302	2	905
	みずの塔ふれあいの家	3	542	32	510	3	439	3	537
区民活動 センター	弥生区民活動センター	4	423	23	400	4	367	3	367
	江古田区民活動センター	5	2,391	262	2,129	5	1,958	5	1,285
	上鷺宮区民活動センター	3	368	87	281	3	354	5	682
	鍋横区民活動センター分室	3	775	130	645	3	667	3	387
	中部すこやか福祉センター	1	108	49	59	1	68	1	28

※堀江敬老館：令和3年7月末閉館 中野三丁目敬老館：令和3年8月より開館

*令和2年度は感染拡大により7月から事業を開始。また、1月23日～3月21日の休館期間に実施を予定していた事業は中止。

関係法規	介護保険法 115 条の 45 (地域支援事業) 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 中野区短期集中予防サービス事業及び介護予防普及啓発事業実施要綱 中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
事業開始時期	生活機能向上プログラム：令和2年度 音響機器による介護予防事業：平成29年度 健康・生きがいづくり事業：平成18年4月
事業担当	すこやか福祉センター
関連資料	

地域支えあい推進部施設一覧

すこやか福祉センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1	H22.7.26	H22.6.15	5,301.26	2,194.54	2,953.60	RC3 階建て	中野地域包括支援センター併設 (*) 中部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 仲町就労支援事業所併設 中部スポーツ・コミュニティプラザ併設
北部すこやか福祉センター	江古田 4-31-10	H23.4.1	S37.7.16	1,333.68	584.37	1,079.66	RC2 階建て	江古田地域包括支援センター併設 (*) 北部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*)
南部すこやか福祉センター	弥生町 5-11-26	H23.4.1 (H28.7.19)	H28.3.28	5,918.54	1,944.09	3,210.15	RC4 階建て、地下 1 階	南中野地域包括支援センター併設 (*) 南部すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 南中野地域事務所併設 (*) 南部スポーツ・コミュニティプラザ併設
鷺宮すこやか福祉センター	若宮 3-58-10	H23.4.1 (H27.2.23)	S61.3.29	1,175.97	510.69	783.88	RC3 階建ての 1・2 階部分	鷺宮地域包括支援センター併設 (*) 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所併設 (*) 鷺宮高齢者会館併設

※敷地面積及び建築面積は、併設施設を含む面積。延べ面積は、*印の併設施設のみ含む面積

【開設時間】

月～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

[休業日] 日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

高齢者施設 (旧高齢者福祉センター) 等一覧

	所在地	開設年月日	建築年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	備考
やよいの園 (旧弥生高齢者福祉センター)	弥生町 3-33-8	H25.4.1	H2.12.15	904.94	522.14	1,142.45	RC3 階建て	
松が丘シニアプラザ (旧松が丘高齢者福祉センター)	松が丘 1-32-10	H25.4.1	H3.12.9	890.98	476.70	1,498.95	RC3 階建て、地下 1 階	中野北地域包括支援センター併設
中野三丁目敬老館 (民間施設)	中野 3-23-47	R3.8.1	—	299.87	—	423.76	RC+木造 2 階建て	土地は区有地 建物は社会福祉法人奉優会施設

【開設時間】

午前 9 時～午後 5 時

[休業日] 日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

高齢者会館一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	委託開始	備考
南部高齢者会館	南台 5-27-24	S54.2.26	S54.1.16	281.14	100.91	198.51	RC2 階建て	H22.4~	区立南部公園内
しんやまの家	南台 4-25-1	H2.12.2	H2.12.2	-	-	352.23	RC3 階建ての1階部分	H16.4~	民間施設(レジデンスサウスヒル)内
本一高齢者会館	本町 1-7-6	S53.3.31 (H25.6.1)	H25.4.1	461.58	248.64	240.96	S1 階建て	H19.4~	
宮園高齢者会館	中央 2-18-21	S56.4.2 (H22.4.1)	S56.2.27 (H22.3.31)	*1,546.38	*602.04	394.90	RC3 階建ての1階部分	H23.4~	東部区民活動センター、東部地域事務所併設
昭和高齢者会館	東中野 3-19-18	S59.1.26	S58.12.1	363.00	209.20	200.00	RC1 階建て	H21.4~	
東中野いこいの家	東中野 4-9-22-201	H4.5.18	H4.4.1	-	-	296.27	RC3 階建ての2階の一部	H18.4~	メリーコートアクア「アクア東中野」内
上高田高齢者会館	上高田 2-8-11	S60.4.25	S60.2.22	396.22	140.75	239.30	RC2 階建て	H20.4~	
上高田東高齢者会館	上高田 4-17-3	H10.5.1	H10.4.17	410.00	217.91	370.06	RC2 階建て	H16.4~	
沼袋高齢者会館	沼袋 1-34-14	S39.10.20 (H6.7.1)	(H6.5.9)	*1,377.06	-	360.19	RC4 階建て、地下1階の1・2階の一部	H22.4~	沼袋保育園、防災要員住宅、自転車駐輪場併設
野方高齢者会館	野方 2-29-12	S55.6.5	S55.3.31	322.86	115.75	198.90	RC2 階建て	H20.4~	
東山高齢者会館	野方 4-41-7	S63.4.1	S63.3.24	398.01	186.83	342.83	RC2 階建て	H16.4~	
鷺六高齢者会館	鷺宮 6-25-8	S57.12.8	S57.11.2	395.50	177.88	202.41	RC2 階建て	H19.4~	
白鷺高齢者会館	白鷺 2-8-5	H1.4.1	H1.2.16	440.21	224.67	348.30	RC2 階建て	H21.4~	
若宮いこいの家	若宮 1-49-1	H2.5.24	H2.4.1	-	-	250.35	RC3 階建ての2階の一部	H23.4~	コミュニティ銭湯「たから湯」内
若宮高齢者会館	大和町 4-51-11	H12.4.1	H12.1.31	-	-	359.72	RC4 階建ての1・2階の一部	H18.4~	都営大和町四丁目住宅内
鷺宮高齢者会館	若宮 3-58-10	H26.10.20	S61.3.29	*1,175.97	*510.69	236.70	RC3 階建ての3階部分	H26.8~	鷺宮すこやか福祉センター内

※ *のある敷地面積及び建築面積は併設施設を含む全体の面積

【開設時間】

月～金曜日 午前9時～午後5時

〔休業日〕 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

区民活動センター一覧

	所在地	開設年月日 (現施設)	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造 ※2	備考
南中野区民活動センター	弥生町 5-5-2	H23.7.19 (H28.9.12)	H28.9.1	1,930.74	1,147.83	1,451.87	RC3階建ての1・2階の一部と3階	南部障害児通所支援施設と併設
弥生区民活動センター	弥生町 1-58-14	H23.7.19	S56.2.26	-	-	1,379.67	RC3階建ての1・2階の一部と3階	やよい子ども園と併設
東部区民活動センター ※1	中央 2-18-21		S58.9.13	1,546.38	602.04	1,124.22	RC3階建て	東部地域事務所、宮園高齢者会館と併設
鍋横区民活動センター	本町 5-47-13		S45.11.1	1,376.54	588.58	1,374.52	RC4階、地下1階建ての1階と2階の一部、3・4階、地下1階	鍋横保育園と併設
分室	本町 4-44-3		S24.4.30	187.18	103.68	162.80	W2階建て	
桃園区民活動センター	中央 4-57-1		S63.8.24	1,407.20	511.17	1,411.63	RC2階、地下1階建て	
昭和区民活動センター	中野 6-16-20		S45.1.31	1,224.18	258.82	512.55	RC2階建て	
東中野区民活動センター	東中野 5-27-5		H23.7.19 (H30.5.28)	H30.3.15	1,300.48	747.15	1,212.39	RC2階建て
上高田区民活動センター	上高田 2-11-1	H23.7.19	H6.3.10	1,446.58	594.33	1,592.25	RC2階、地下1階建て	
新井区民活動センター	新井 3-11-4		S63.2.15	1,236.82	703.45	1,518.39	RC3階建て	
江古田区民活動センター ※1	江原町 2-3-15		S59.2.22	1,609.71	860.39	1,530.71	RC3階建て	江古田地域事務所と併設
沼袋区民活動センター	沼袋 2-40-18		S54.9.29	-	-	1,140.08	RC3階、地下1階建ての1階と地下1階の一部	障害者福祉会館と併設
野方区民活動センター ※1	野方 5-3-1		H5.9.20	1,120.24	-	1,907.13	SRC13階、地下2階建ての1・2・3階の一部	野方ウィズ内 野方地域事務所と併設
分室	丸山 2-24-1-109		S46.8.27	146.47	-	125.86	SRC7階建ての1階の一部	都営住宅内
大和区民活動センター	大和町 2-44-6		S61.2.21	723.05	328.67	1,254.34	RC3階、地下1階建て	
鷺宮区民活動センター ※1	鷺宮 3-22-5	H25.6.1	S43	786.24	337.31	1,031.75	RC6階、地下1階建ての1・2・3階、地下1階	鷺宮地域事務所、鷺宮図書館と併設
分室	白鷺 1-4-27		H25.3.25	-	-	202.83	RC2階建ての1階の一部と2階	都営団地内
上鷺宮区民活動センター	上鷺宮 3-7-6	H23.7.19	S50.6.25	2,254.55	515.28	971.79	RC2階建て	外の更衣室分 23.8㎡を除く(延面積)
分室	上鷺宮 2-4-6		-	-	-	565.47	RC3階建ての1階の一部	都営住宅内

※1 地域事務所と併設している区民活動センター(4か所)の敷地面積、建物面積、延面積は地域事務所分を含む。

※2 構造：RC → 鉄筋コンクリート造、SRC → 鉄骨鉄筋コンクリート造、W → 木造

【開設時間等】

- ① 窓口受付
 ・受付時間 午前8時半～午後5時
 ・休業日 土曜日・日曜日・祝日及び振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)
- ② 集会室など
 ・利用時間 午前9時～午後10時
 ・休館日 毎月第3月曜日(祝日に当たるときは、直後の休日でない日)、年末年始(12月29日～1月3日)

地域包括支援センター一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考	令和4年度受託事業者
南中野地域包括支援センター	弥生町 5-11-26	南台 全域、弥生町1丁目38番1~10・24・25号、39番、弥生町2丁目36番7~9号、37番5(一部)、9(一部)号、40番8号、41番8号、43~53番、弥生町3~6丁目	H18.4.1	みなみらいず内	社会福祉法人奉優会
本町地域包括支援センター	本町 5-10-4	弥生町1丁目1~37番、38番11~23号、40~60番、弥生町2丁目1~35番、36番1~6、10~15号、37番1~4・5(一部)、6~8、9(一部)、10~15号、38・39番、40番1~3・9~13号、41番1~6・10~21号、42番、本町1丁目1~12番、13番1~7・8(一部)号、15番1~6・25号、16~30番、本町2丁目1~45・52・53番、本町3丁目1~26番、本町4丁目1~4・6~48番、本町5・6丁目、中央3丁目30~36番、中央4丁目1~5番、6番1~12・17~29号、7~10番、中央5丁目1~19番、20番1~6・7(一部)・13~15号、21番6~15号、27番1~13・25~34号		倶楽部千代田會館内	社会福祉法人ケアネット
東中野地域包括支援センター	東中野 1-5-1	本町1丁目13番8(一部)・9~18号、14番、15番11~22号、31・32番、本町2丁目46~51、54番、本町3丁目27~33番、本町4丁目5番、中央1・2丁目、中央3丁目1・2・22~26番、東中野1・2丁目、東中野4・5丁目、中野1丁目1~31・33~49・51~53番、54番1~5号、56番10(一部)・11(一部)・13(一部)号、57~63番		社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	
中野地域包括支援センター	中央 3-19-1	中央3丁目3~21・27~29・37~51番、中央4丁目6番14・15号、11~61番、中央5丁目20番7(一部)・8~11号、21番1~5号、22~26番、27番14~23号、28~49番、東中野3丁目、中野1丁目32・50・54番9~13号、55番、56番1~9・10(一部)・11(一部)・12・13(一部)号、中野2・3丁目、中野4丁目1・2・8~10・13~21番、22番1・2号、中野5丁目1~67番、中野6丁目、上高田 全域、新井1丁目1番、2番1~17・25(一部)、26~28号、3番1~3・11~15号		中部すこやか福祉センター内	社会福祉法人奉優会
中野北地域包括支援センター	松が丘 1-32-10	中野4丁目3~7・11・12番、22番3号、23番、中野5丁目68番、新井1丁目2番18~24・25(一部)号、3番4~8号、4~43番、新井2~5丁目(3丁目38番除く)、松が丘 全域、江原町 全域、江古田1丁目1~39番、野方1丁目1~35・43~49・54~58番、野方2丁目、大和町1丁目12~15番、大和町2丁目1・2番		松が丘シニアプラザ内	社会福祉法人フロンティア
江古田地域包括支援センター	江古田 4-31-10	新井3丁目38番、沼袋 全域、江古田1丁目40~43番、江古田2~4丁目、丸山 全域、野方3・4丁目、野方5丁目1~6番、7番(1~4号を除く)、10~34番、35番1・2号、野方6丁目1~35番、36番13~15号、40番1~3、15~22号、41~44番、45番11~17号、47番1号、48~51番、若宮1丁目7番10~14号、8番8(一部)・9~13号、10番、11番5~15号、12~16・24~27番		北部すこやか福祉センター内	社会福祉法人慈生会
鷺宮地域包括支援センター	若宮 3-58-10	野方1丁目36~42・50~53番、野方5丁目7番1~4号、8・9番、35番4~10号、大和町1丁目1~11・16~68番、大和町2丁目3~49番、大和町3・4丁目、若宮1丁目1~6番、7番1~9・15・16号、8番1~7・8(一部)・14~19号、9番、11番1・2号、17~23・28~59番、若宮2・3丁目、白鷺1丁目		鷺宮すこやか福祉センター内	社会福祉法人フロンティア
上鷺宮地域包括支援センター	上鷺宮 3-17-4	野方6丁目36番1~12号、37~39番、40番5~14号、45番1~10号、46番、47番2~16号、52・53番、白鷺2・3丁目、鷺宮 全域、上鷺宮 全域		かみさぎホーム内	社会福祉法人武蔵野療園

※平成30年4月1日より担当区域変更

【開設時間】

月~土曜日 午前8時30分~午後5時

【休業日】 日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

障害者相談支援事業所一覧

	所在地	担当区域	開設年月日	備考	令和3年度受託事業者
中部すこやか障害者相談支援事業所	中央 3-19-1	中部すこやか福祉センター圏域	H22.7.26	中部すこやか福祉センター内	社会福祉法人中野あいいく会
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田 4-31-10	北部すこやか福祉センター圏域	H24.9.1	北部すこやか福祉センター内	特定非営利活動法人わかみやクラブ
南部すこやか障害者相談支援事業所	弥生町 5-11-26	南部すこやか福祉センター圏域	H28.7.19	南部すこやか福祉センター内	特定非営利活動法人リトルポケット
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	若宮 3-58-10	鷺宮すこやか福祉センター圏域	H27.4.1	鷺宮すこやか福祉センター内	社会福祉法人正夢の会

【開設時間】

月～土曜日 午前8時30分～午後5時

【休業日】 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

介護保険施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	短期入所定員	備考
中野区かみさぎ特別養護老人ホーム	上鷲宮 3-17-4	S55.4	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	100人	4人	東京都によって開設(東京都富士見台ナーシングホーム)され、昭和63年5月に中野区に移管
特別養護老人ホームしらさぎホーム	白鷲 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団	85人	9人	
特別養護老人ホーム小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		73人	4人	

通所介護事業施設一覧

	所在地	開設年月	民営化年月	運営事業者	入所定員	備考
老人デイサービスセンターふじみ苑	弥生町 5-2-19	H4.11	H18.4	社会福祉法人ケアネット	一般型 24人	事業単独施設
中野区かみさぎ高齢者在宅サービスセンター	上鷲宮 3-17-4	S55.4	H13.4	社会福祉法人武蔵野療園	一般型 45人 認知症対応型 12人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンターしらさぎホーム	白鷲 2-51-5	H6.10	H15.4	社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団	一般型 30人 認知症対応型 24人	介護老人福祉施設併設施設
デイサービスセンター小淀ホーム	中央 1-18-3	H8.7	H15.4		認知症対応型 24人	介護老人福祉施設併設施設
野方デイサービスセンター	野方 6-53-8	H15.1	H15.1	アサヒサンクリーン株式会社	一般型 31人	建物買取償還方式※整備施設

※区有地に公的資金を利用して建設した後、区が一時金を払って建物を買取り、その残額を毎年償還していく整備方法(区有地に1・2階を野方デイサービスセンター、3～7階を高齢者福祉住宅(のがた苑)とした複合施設を整備した。デイサービス部分を民間事業者に賃貸し、当該事業者がサービス提供事業者となり、通所介護等の介護保険事業を行っている。)

編集・発行

中野区地域支えあい推進部
地 域 活 動 推 進 課
〒164-8501
中野区中野四丁目 8 番 1 号
(直通) 03 (3228) 8822

発行年月

令和 5 (2023) 年 9 月

文書番号

5 中 地 地 第 1 3 3 4 号